

第九十四回 参議院大蔵委員会会議録第十二号

昭和五十六年三月三十一日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
三月三十一日
辞任
古賀雷四郎君

補欠選任
板垣 正君

出席者は左のとおり。

中村 太郎君

委員

衛藤征士郎君
鷗崎 均君
藤井 裕久君
穂山 篤君
塩出 啓典君
岩動 道行君
板垣 正君
岩本 政光君
大河原太一郎君
梶木 又三君
片山 正英君
河本嘉久蔵君
古賀雷四郎君
塚田十一郎君
野呂田芳成君
藤井 孝男君
大木 正吾君
鈴木 和美君
竹田 四郎君
対馬 孝且君
多田 矢追 秀彦君
近藤 忠孝君

厚生省医務局長 三治 重信君
事務局側 常任委員会専門 伊藤 保君
衆議院議員
大蔵委員長代理 沢田 広君
大蔵大臣 渡辺美智雄君
政府委員
内閣総理大臣 鈴木 善幸君
外務省經濟局長 深田 宏君
外務省經濟局次 羽澄 光彦君
長官 大蔵大臣官房日 佐々木晴夫君
官本専売公社監理 萱場 英造君
大蔵大臣官房審議官 水野 繁君
大蔵大臣官房審議官 梅澤 節男君
大蔵大臣官房審議官 吉田 正輝君
大蔵省主計局次 垂水 公正君
長官 大蔵省主計局次 西垣 昭君
大蔵省主計局次 吉野 良彦君
大蔵省主計局次 高橋 元君
大蔵省主税局長 清水 汪君
国税庁関税局長 渡部 周治君
国税庁長官 川崎 昭典君
国税庁次長 小幡 俊介君
国税庁調査監察部長 岸田 俊輔君

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、昭和五十五年度歳入歳出の決算

本日の会議に付した案件
○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案(衆議院提出)

○關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

所定措置法の一部を改正する法律案、以上五案を宜一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

上の剩余金の処理の特例に関する法律案、關稅暫定措置法の一部を改正する法律案、以上五案を宜一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○鷗山篤君 きのう持ち越しになつていました例

の医療会社の問題についてお尋ねをします。

検査づけあるいは薬づけというふうに医療の荒

廢がとみに顕著に最近なつてているわけですが、さ

らにそれの上塗りとも言うべきいわゆる医療会社

が設立をされている問題が相当マスコミでも報道

されているわけですから、これは私ども、医

療法の見地に立ちましてもう明らかに脱法行為

ではないかというふうに考えますが、まず基本的

にこの種のいわゆる医療会社というものを厚生省

としては認めるつもりがあるかどうか、統一見解

を示していただきたいというふうに思います。

○政府委員(田中明夫君) 有限会社等當利を目的

とする法人による医療機関の開設は、厚生省とい

たしましては從来から一貫してこれを許可しない

ことになつております。

○鷗山篤君 そうしますと、從来から一貫して認

めていないということは、今後もその方針には変

わりがないというふうに確認してよろしくうござ

りますか。

○政府委員(田中明夫君) 先生おっしゃるとお

り、今後ともそういう當利を目的とする法人によ

る医療機関の開設は許可しない方針でございま

す。

○鷗山篤君 さてそこで、マスコミにこれほど報

道されておりまして、そのまま放置をしておくわ

けにいかない重大な問題だというふうに思うわけ

です。そこで当然のこととあります、この種の

問題について厚生省が実態を十分に把握をして世

間に明らかにするということも、これから医療行

政をまともなものにしていくためには必要なことではないか、その意味で早急に実態を把握をしてもらつて、何らかの方法で明らかにすることの方が多いと思いますけれども、その点は準備をされますが。

○政府委員(田中明夫君) いわゆる医療会社が医療機関を開設運営しているという事例があるといふ先生の御指摘につきましては、その実態の解明に努めたいと存じております。

○鴨山篤君 十分に国民の期待にこたえてやってもらいたいと思うんです。

さて、そこで問題になりますのは、明らかに脱法、違法行為をやっている、こういうことが統一見解として示されたわけですから、現に有限会社を設立をして脱税あるいは節税をしようとしている者については、けしからぬ話ですかからべき処理を、処置を厳格にやる必要があると思うんです。少なくとも一定期間の医療行為の停止であるとかあるいは免許の取り消しであるとか、そういう厳しい態度をとらないとしますます医療行政がゆがんでしまう、こういうふうに思いますので、われわれとしてはこの際嚴重な措置を要求したいと思うんです。その点について厚生省の考え方はどうでしょうか。

○政府委員(田中明夫君) 厚生省といたしましては、医療法上開設届け、保険医療機関の指定、支払い基金に対する診療報酬の請求等がすべて医師個人の名前で行われている場合には、医療機関の実質的な開設運営は当該個人が行つていると判断すべきであると考えております。いわゆる医療会社が実質的に医療機関を開設運営している実体が明らかになつた場合には、医療法に照らし厳正に対処してまいりたいというふうに存じております。

○鴨山篤君 これこそ嚴重、厳正に、厳格に措置をしなければ示しがつかないというふうにわれわれは思うわけです。

さて、具体的に問題を指摘をしたいと思いますのは、脱法行為ではありますけれども、有限会社

を設立をして要員の配置もしかるべき行われている、設備も整っている、そういう有限会社もある

うと思うんですね。実質的に機能しているといいがいいと思いませんけれども、その点は準備をされますが。

○鴨山篤君 一つは、ベーベー一枚で有限会社をつくったこ

とにして、脱税なりあるいは節税をしている、こ

ういうケースが考えられるわけです。

問題は、実質的に有限会社をつくって実務を行つているものについては、先ほど統一見解が示さ

れたわけですから、直ちにもの通常の医師に戻す、こういうことがなければ統一見解の権威とい

うものはないというふうに思うわけです。そのこ

とを直ちにやつてもらえるかどうか。

それからもう一つは、ベーベー一枚で有限会社をつくっているとするならば、それは間違いであ

るそということを明らかに通達をして旧に復さなければならぬ、こういう手続が必要になると思

うんですけども、その段取りはどういうふうにこれからされようとしてますか。

○政府委員(田中明夫君) 実質的にいわゆる医療会社が医療機関を開設運営しているというケースは、実体的には最初は個人立の医療機関として開設の申請等があつて、その後実質的にそういうい

わゆる医療会社が開設運営していくというふうに実体が変わつた例であろうかと考えておるわけでございますが、この場合には当然開設者が変わつたわけでございますので、法律上、従来の個人立

の医療機関につきましては新たに開設届けがなさ

ります。さて、次に大蔵省ですが、いま原則がきちんと明確になりました。したがつて税の立場から過去のものについてどうするか。たとえば昭和五十四年三月十五日におきます確定申告、あるいは今月の十五日におきます五十五年度分についての確定申告というものがすでに終わつていています。が、基本的に考え方とそれから具体的な取り扱いについてどういうふうにされるのか、明確にこの申告といふものがすでに終わつていていますので、法律上、従来の個人立の医療機関につきましては新たに開設届けがなさ

れます。はつきりしておきたいことは、丸茂議員が、医務局長の昭和二十八年通達に対しても、これは差し支えないんだからと。この問題については一応いわゆる圧力をかけたような説教新聞に相なつておるが、この点だけひとつ明らかにしておきたい。これはなぜそう言うかと申しますと、後でまず答弁を聞いてから一つだけ申し上げたいと思いますから。

○政府委員(渡部周治君) お答え申し上げます。

税法の適用に当たりましては、形式のいかんにかかわらずそれぞれの医療会社の実態に即しまして、実質所得者課税の原則に従つて適正に対処してまいりたい、このように考えております。そのため開設運営は当該個人が行つていると判断されるなければならないというケースであらうかと考えておるわけでございます。したがいまして、そ

ういう正規の手続がなされないでいわゆる医療会社が実質的に医療機関を開設運営しているという場合には、医療法の七条第一項の規定に反するこ

とにならうかと思いますので、われわれとしては法律違反ということで告発しなければならないといふふうに考えております。

第二に、御指摘がありましたが、これにつきましてはすでに医務局長の通知をもちまして、そ

ういうペーパーカンペニーといいますか、營利を

もう一度確認をしますが、いわゆる

ペーパーだけで有限会社をつくりて、これに

つけましては体をなしていないわけですから、こ

れは従前の課税の方式、現行の課税の方式に基づいて行う。仮に実質的に有限会社として現存を

しておつたとするならば、それは実質課税という立場から徴税を行う、こういうふ

うに確認をしてよろしくございますか。

○政府委員(渡部周治君) 先ほど御答弁申し上げましたように、私どもは形式のいかんにかかわらず、それぞれの医療会社の実態に即しまして、た

だいま御指摘のございました実質所得者課税の原

則に従つて対処しておきたいことは、ございまして、先生の御指摘のとおり対処してまいりた

い、このように存じております。

○対馬孝且君 いまの医師会の医師の会社化の問題がちょっとありましたが、一つだけ医務局長の方に聞いておきます。

五十三年、私社会労働委員長のときに、多少この問題の質問が委員会で出されたことがあります。はつきりしておきたいことは、丸茂議員が、医務局長の昭和二十八年通達に対しても、これは差し支えないんだからと。この問題については一応いわゆる圧力をかけたような説教新聞に相なつておるが、この点だけひとつ明らかにしておきたい。これはなぜそう言うかと申しますと、後でまず答弁を聞いてから一つだけ申し上げたいと思

いますから。

○政府委員(田中明夫君) 私が医務局長になりま

してから、この点につきまして丸茂先生からどう

こうしろというような話は一遍もございません。

○対馬孝且君 これは医務局長、言っておきます

が、北海道の医師会の話し合いで、まあ懇談会の中

でそういう節の発言をしているということを聞いておりますので、これは北海道だけではなくて、

私は、東京都でも聞いたという話を聞いております

この問題を明確に解説ができるように厚生省側としては事実関係をはつきり精査をしていたら、これがだけ申し上げておきます。よろしゅうございますね、いまの。

いざれにしましても、きょうをもって増税がられたの法案が上がるわけありますから、審議を議了する予定になつておりますけれども、まずポンントをしぶって時間もありませんから申し上げますので、ひとつお答えを願いたい、こう思つています。

一つは、総理府が五十四年八月、税金問題等についての世論調査を行つてます。また、三月七、八日、N.H.K.の「くらしと政治」という中で世論調査を行つておりますが、特に税の問題に関して、暮らしの問題に関してどのようにこれを受けとめでいらっしゃるか、この点一つまず冒頭お伺いします。

○政府委員(川崎昭典君) まず、総理府の行いました税金に関する世論調査でございますが、これはいろいろな意味で世論調査を総理府の方で行っておるわけでござりますけれども、たまたま税金に関する世論調査を行つたいという御希望がございまして、私どもの方もそれはぜひお願ひをいたしました。負担感あるいは対処行動、そういったのはすべて信頼のできる調査結果であらうと考えておるものでございます。

あと一点、所得税課長がテレビに出演いたしました放送いたしました点は、これは具体的に近く確定申告の時期が参るといった点で、税法の、特に所得税のPRといった意味で出演をいたして解説をしたのでございまして、還付を受けるにはどうすればいいか、あるいは種々の控除はどういう仕組みでどういう申告をすればいいか、そういうことを具体的に対談の形で解説をしたものでございます。

○対馬孝且君 いまお答え願いましたが、受けと

めがどうも正しく受けとめられておりません。これは総理府の、私の手元に持つておりますが、これは端的な表現で税金に対する負担感ということが出ておりまして、所得税が高いと思うかといふの法案が上がるわけありますから、審議を議了する予定になつておりますけれども、まずポンントをしぶって時間もありませんから申し上げますので、ひとつお答えを願いたい、こう思つています。

この問題の結果になつております。これは間違います。N.H.K.のあれからいつても、所得税の負担が大幅にふえるから減税を見送るのは反対だということも対しては五一・五%の世論の結果が出ております。これをもつてしても、いかにこの税金に対する国民の怒りなり国民の減税の声が求められてゐるか、このことに尽きると思うんであります

○政府委員(川崎昭典君) この調査の結果、国民の意見なり意識としまして、税金が高いというお答えの方のバーセントがずっと高いわけでござりますけれども、この調査は信頼はできるものでございますけれども、これはあくまで意見なり意識の調査でございますから、御本人が高いと考へておるということと、実際に各國の平均なりあるものは日本国民の個人の平均でその方の税金が本当に高いかどうかということはまた別でございまして、こういった世論の動向というものは十分参考にしてしなければならないものでござりますけれども、実情と絶対に一致するというのもとも考えていいんじゃないいか、こう思ひます。大臣、どうですか。

○対馬孝且君 いざれにしても、数字はいま大臣として、これは実感なんですか、これをいざれにしても参考にしてこれから税改正に当たるあるいは税問題を取り上げる、こういう姿勢があるいんじやないか、こう思ひますが、大臣、どうですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは十分参考にいたします。

○対馬孝且君 はい、わかりました。

それでは、参考にするという大臣の答弁ですか、それでは、国民がいわゆる増税と歳出増、歳出減と減税というものを望んでいるというふうにお考へなつていますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これもむずかしい話ですが、マスコミによると絶対歳出カットだといふのが世論ということになつておりますから、私も歳出カットをやりたいと思います。しかし税金を払わないで、もつてている人からすれば歳出カットは余り喜ばないかもわからないが、これはやっぱり歳出カットで行くべきである、これが世論であります。

私は本当にいかとこ氣がするんです。たとえば世論調査を見ても、約一年間にあなたたはどれだけ税金を納めてますか、納めていません四三%、納めてないけれども税金高いと言るのは、みんなが高いと言つていてから高いんじやないか、それは納めたことないからわからない、そういうものにははつきり載つておりますから。それからN.H.K.のあれからいつても、所得税の負担が大きいかとか、それから一円から五円未満九%とか、納めている人についてはいろいろそれがいるから自分は納めてないんだけれども高いんじやないかとか、そういうふうな話ではなくて、そういうのもあるわけですよ。しかし人が高いと言つて、いわうけれども、ですから、国税局次長の言つたこともまるつきりおかしな話ではなくて、そういうことも加味して、要するに意識と実体といふものは違うんじゃないかということを言ったんだろと、私は弁護するわけじゃありませんが、いかがですか。

○説明員(澤井章君) 御質問の調査は昭和五十四年の所得を調べたものでございますけれども、それによりますと平均所得は三百七十七万六千円、対前年比は五・二%でございまして、五十四年の調査の対前年伸び率六・七%を下回つております。現在の暮らしについての生活意識も前年に比べまして大変苦しいと答えた世帯が広がつているのは事実でございます。ただ所得階層別で見ますと、所得の低い階層ほど所得の伸びは高くて、高齢者世帯の平均所得は年金受給額の増大などがございまして、全国平均より高い伸び率となつております。現在の暮らしについての生活意識も前年に比べまして大変苦しいと答えた世帯が広がつているのは事実でございます。ただ所得階層別で見ますと、所得の低い階層ほど所得の伸びは高くて、高齢者世帯の平均所得は年金受給額の増大などがございまして、全国平均より高い伸び率となつております。現在の暮らしについての生活意識も前年に比べまして大変苦しいと答えた世帯が広がつているのは事実でございます。ただ所得階層別で見ますと、所得の低い階層ほど所得の伸びは高くて、高齢者世帯の平均所得は年金受給額の増大などがございまして、全国平均より高い伸び率となつております。

○説明員(澤井章君) 先般発表されました総理府の家計調査報告書によります最近の国民生活の実態を簡単に申し上げますと、昭和五十五年度の労働者世帯の実収入は名目で七・三%伸びましたが、実質ではマイナス〇・六%でございます。これに對して消費支出の方も名目では七・一%伸びましたが、実質ではマイナス〇・八%というござります。このようになつて昨年の国民生活は名目では比較的堅調な伸びを示したわけでござりますが、物価の上昇率がかなり高かつたために実質ではマイナス〇・八%という状況になつたわけでござります。このようになつて昨年の国民生活は名目では比較的堅調な伸びを示したわけでござりますが、物価の上昇率がかなり高かつたために実質ではマイナス〇・八%という状況になつたわけでござります。

○説明員(澤井章君) 以上が、このようになつたわけでござります。しかしながら昨年の動きを四半期で追つてみると、次第に物価も安定ってきておりますが、マイナスの幅がだんだん小さくなつておるという状況でございました。

○対馬孝且君 総理府のいま出した、先ほど冒頭申し上げましたが、いま経済企画庁と厚生省にお

伺いました。これは総理府が出ました——日経の一月三十一日付のこれに出ています、この認識からいくとあなたの言っているのとちょっと違う。私が聞きたいのは、国民消費支出に対して税がどういう動向になっているかということを言いますと、いまあなたがおっしゃいましたように七%強確かに実収になつておるが、税の場合は二〇%増になつておる。しかも実収に対して対比一三%で非消費支出は上昇が続く、一一一月まで、こういうふうにはつきりしています。それから厚生省の生活実態調査から言っても、これを見ますと五五・二%の方が家計が非常に苦しくなつて、いる、こういうことが明らかになつていますね。この事実をお認めになりますか。この点どうですか。

○説明員(香川勉君) お答えいたします。

一月三十一日付の新聞に出ております数字は私の方で計算した数字でございますが、これは一月十一月分の数字でございますが、その後五十五年の十二月まで入れました五十五年の数字も出ました、ほぼ同様の傾向でございまして、五十五年の実収は先ほど申し上げましたように七・三%上昇いたしましたが、税につきましてはそのうち非消費支出——税と社会保障負担を含めました非消費支出は一二・六%伸びました。そのうちこれが実収に対する税及び社会保障負担の割合で見ますと、税が六・九%、社会保障費が五・六%というふうになつております、これは最近の傾向を見ますと若干上昇ぎみでございます。

○説明員(澤井章君) 厚生省が行いました国民生活実態調査によりますと、五十五年の時点で前年に比べて生活が苦しくなつたと言つている人は五五・一%ございまして、半分以上の人人が前年に比べて苦しくなつたというのが出ているのは事実でございます。

○対馬孝且君 主税局長いまお聞きのとおりで、総理府から始まってNHKの世論調査、いま経済企画庁を加えて厚生省の国民生活実態調査、いまも言われたとおりです。したがつてこういう状

況、実態だということは、これは私は世論の趨勢

といふ單なる抽象論ではなくて、国民の実感がト

ータルとしていまあらわれたと思うのです。これ

は何もわれわれが言つておるのではなくて、まさ

に政府機関の中で出されているわけですから、こ

の点をどういうふうに踏まえていられるのかとい

うことをまず大蔵段階にひとつ伺伺します。

○政府委員(高橋元君) いまの国民生活白書にい

たしましても、それから家計調査でございまして

も、総理府の行いました税金に関する世論調査で

ございましても、すべてこれ国民の貴重な声であ

るということは私どもそのとおりに認識をいたし

ております。それをどういうふうに判断していく

べきかということにつきまして先ほど大臣からも

お話をございましたが、この中で納税者の実情を

表現しているものにつきましては、確かに制度を

考えてまいります場合に重要な一つのファクト、

事実であるというふうに思います。それにつきま

してもう一つ財政の最近における現状というの

お話をございましたが、この中で納税者の実情を

表現しているものにつきましては、確かに制度を

考えてまいります場合に重要な一つのファクト、

事実であるというふうに思います。それにつきま

まけておる。その結果がただいま各省からお話をございましたよろしくお聞きいたしましたが、この中で納税者の実情を表現しているものにつきましては、確かに制度を考えてまいります場合に重要な一つのファクト、事実であるというふうに思います。それにつきましてもう一つ財政の最近における現状というの申し上げるまでもございませんけれども、昭和五十六年度で四兆五千億近い自然増収を計上し、かつ一兆四千億に達せんとするような大幅の国民の考慮に置かなければならないことで、これはもう申し上げるまでもございませんけれども、昭和五

度予算是増税せず編成をするとの基方針を固め

たと報道されています。一方大蔵省は、行政改革で

大幅な歳出削減は望めないとし、増税路線は変わ

っていないとも言われ、どうして行政改革では歲

出削減にならないのか、行政改革をやる気がある

のかないのか。また大型間接税の導入という問題

について、むしろ渡辺大蔵大臣の日ごろの歯切れ

のいいところがどうも出てこないというあたりが

ないところがどうも出てこないといふ問題

について、むしろ渡辺大蔵大臣の日ごろの歯切れ

のいいところがどうも出てこないといふ問題

いんですが、これはだめ押しの意味できょうが増す財政につきましても、やはり非常に窮屈した状態にあることは御案内のとおりで、国民生活を今後安定させてまいりますためにも、財政の対応力を回復しますためにも、物価の安定を図つてしまひますためにも財政の再建が緊急の課題であると、いうふうに考えておりましても、所得税以外の税目をどういうふうに踏まえていられるのかといふことをお聞きをいたしましたが、そのことを言つて、本當かなという感じがしておるんだけれども、まあ慎重型の鈴木さんがそう言つたわけですか

渡辺大蔵大臣式に物を言わせるともっと切れ味のいいところで、いつもなら渡辺大蔵大臣が言うの

が本当かなという感じがしておるんだけれども、うふうに胸を張つてばんと言つたわけだ、これ。

政治生命をかけて行政改革を断行すると、そういう

うふうに胸を張つてばんと言つたわけだ、これ。

する退職金というのがぞろぞろと当然ついてくるわけですから、そうするとそいつが二百五十億どころじゃない、もっと大きな金目になりますよ。一千億円とか。そうですね、何倍かの金目になります。ですから行政改革というのは当面とつてすぐには即効性というのではないんですよ。そのかわり将来長い目で見れば、それは何千人かが少なくなるということは、長い目では大変な金目になる。これは事実なんです。したがって私どもはこれは別に食糧検査員やめさせるという話じゃなくて、一つ例としていま出したわけですからね、例として。行政改革でつかい金目がすぐ出ると、狭い意味の行政改革ですぐ出るとは私はなかなか思えない。しかしある程度のものは出ます、これは必ず。したがって私は、そういう点は現実的に考えていかなきゃならぬ。行政改革——広い意味で行政改革というならば、それは補助金の整理とか、そういうようないわゆる広い意味での行政改革——総理が言っているのは広い意味での行政改革だと私は思います。したがって、広い意味での行政改革というのは、それがいろんな歳出カット、こういうようなものも入るわけでござりますから、そういう意味になるとやり方次第で私は金目になるということとも言われるだろう。したがって広い意味での行政改革は断固としてこれはやらなければならぬ。問題は、中期見積もりによると約二兆円以上の必然増がいままでの結果出てくるわけですから、それは行政改革をやって制度を直して、当然増が出ないようにならうといふことをやらなければおさまらないわけでありますから、そこまで一遍やると、やつてみて後は、後の話ですよ、これは。まず後のことまで考えたんじや何もできないわけですから、まずやつてみると、いうことでなければできないんじゃないかな。できないんじやないかと言つたんじやいつまでたつて、もできないわけですから、だから後の大型間接税なんといふものは一切考えない。考えないであります歳出カットで、せつかく世論も盛り上がりつて国会でもみんな歳出カット、歳出カットとどこでも全

部言つておるわけですから、これはむずかしい問題であることは私は百も承知でございますが、せつかくのこれは國を挙げての世論みたいなもんでありますから、何でもやらなきゃならぬという不運転の決意で取り組んでいかなきゃならぬと、こう思つておるわけでございます。

○対馬孝且君 後段の方、ちょっと歯切れよかつたけれども、何か前段の方、かなり解説めいたけと何回か予算委員会で質問をやつて、いますから、それで私が言いたいのは、広い意味とか狭い意味とか言うから誤解を招くんだよ。これを広いとか狭いとか言つたって、ぼくは姿勢を聞いているんだから、総理は二兆円と言つているんだよ、具体的に言つたなと。ある意味では延命策だといふ声もあるが、それは別にして、二兆円と出でんなう言つているんだから。これは國民にすれば全く不忠誠というか、まさにこれはどちら向いてるかわからぬけれども、しかしながら姿勢をはつきりしてきたなと。ある意味では延命策だといふ声もあるが、それは別にして、二兆円と出でね、広いも狭いもないんだよ。二兆円は二兆円なんだから、広いも狭いも二兆円という数字には変わりないんだから。そういうことで、最後は大型間接税は考えない、こう言つたが、私は、それでもなかなかこれはむずかしいんでして、ですから、そこには皆さんの意向も聞いて極力賛成できることもあれば、そういう意味で言つて法案出たら反対とか、これはできないわけですからね。法案も賛成をしてもららうことになれば私はできると思いますよ。これはできると思います。だから、そのところは両方で考えなきや、こういふのははめだ、ああいうのではだめだと言わざるを得ないが、それは先から考えるもとにかくやるといふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。

○対馬孝且君 後段の方、ちょっと歯切れよかつたけれども、何か前段の方、かなり解説めいたけと何回か予算委員会で質問をやつて、いますから、それで私が言いたいのは、広い意味とか狭い意味とか言つたなと。ある意味では延命策だといふ声もあるが、それは別にして、二兆円と出でね、広いも狭いもないんだよ。二兆円は二兆円なんだから、広いも狭いも二兆円という数字には変わりないんだから。そういうことで、最後は大型間接税は考えない、こう言つたが、私は、それでもなかなかこれはむずかしいんでして、ですから、そこには皆さんの意向も聞いて極力賛成できることもあれば、そういう意味で言つて法案出たら反対とか、これはできないわけですからね。法案も賛成をしてもららうことになれば私はできると思いますよ。これはできると思います。だから、そのところは両方で考えなきや、こういふのははめだ、ああいうのではだめだと言わざるを得ないが、それは先から考えるもとにかくやるといふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。

○対馬孝且君 私が言つてるのは姿勢を問うてなんだよ。ただ、いまほうはいとして各官僚べースでいいぶん農林省の事務次官から始まつていふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。やりたい。決して逃げてない。

○対馬孝且君 私が言つてるのは姿勢を問うてなんだよ。ただ、いまほうはいとして各官僚べースでいいぶん農林省の事務次官から始まつていふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。やりたい。決して逃げてない。

な、やる氣があるのか別にして、あの人がなら言つたことはやるだろうと、みんなそう思つてゐるんだよ。思つてはいるだけにその歯切れも悪いんだろうけれども、それにしててももうちょっと似合はないような感じがしますね。やっぱり官僚の圧力に押されているのかな、そういう感を深くしますね私は。

それで私が言いたいのは、広い意味とか狭い意味とか言つたなと。あれを広いとか狭いとか言つたって、ぼくは姿勢を聞いているんだから、総理は二兆円と言つているんだよ、具體的に言つたなと。ある意味では延命策だといふ声もあるが、それは別にして、二兆円と出でね、広いも狭いもないんだよ。二兆円は二兆円なんだから、広いも狭いも二兆円という数字には変わりないんだから。そういうことで、最後は大型間接税は考えない、こう言つたが、私は、それでもなかなかこれはむずかしいんでして、ですから、そこには皆さんの意向も聞いて極力賛成できることもあれば、そういう意味で言つて法案出たら反対とか、これはできないわけですからね。法案も賛成をしてもららうことになれば私はできると思いますよ。これはできると思います。だから、そのところは両方で考えなきや、こういふのははめだ、ああいうのではだめだと言わざるを得ないが、それは先から考えるもとにかくやるといふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。やりたい。決して逃げてない。

○対馬孝且君 私が言つてるのは姿勢を問うてなんだよ。ただ、いまほうはいとして各官僚べースでいいぶん農林省の事務次官から始まつていふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。やりたい。決して逃げてない。

○対馬孝且君 私が言つてるのは姿勢を問うてなんだよ。ただ、いまほうはいとして各官僚べースでいいぶん農林省の事務次官から始まつていふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。やりたい。決して逃げてない。

○対馬孝且君 私が言つてるのは姿勢を問うてなんだよ。ただ、いまほうはいとして各官僚べースでいいぶん農林省の事務次官から始まつていふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。やりたい。決して逃げてない。

な、やる氣があるのか別にして、あの人がなら言つたことはやるだろうと、みんなそう思つてゐるんだよ。思つてはいるだけにその歯切れも悪いんだろうけれども、それにしててももうちょっと似合はないような感じがしますね。やっぱり官僚の圧力に押されているのかな、そういう感を深くしますね私は。

それで私が言いたいのは、広い意味とか狭い意味とか言つたなと。あれを広いとか狭いとか言つたって、ぼくは姿勢を聞いているんだから、総理は二兆円と言つているんだよ、具體的に言つたなと。ある意味では延命策だといふ声もあるが、それは別にして、二兆円と出でね、広いも狭いもないんだよ。二兆円は二兆円なんだから、広いも狭いも二兆円という数字には変わりないんだから。そういうことで、最後は大型間接税は考えない、こう言つたが、私は、それでもなかなかこれはむずかしいんでして、ですから、そこには皆さんの意向も聞いて極力賛成できることもあれば、そういう意味で言つて法案出たら反対とか、これはできないわけですからね。法案も賛成をしてもららうことになれば私はできると思いますよ。これはできると思います。だから、そのところは両方で考えなきや、こういふのははめだ、ああいうのではだめだと言わざるを得ないが、それは先から考えるもとにかくやるといふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。やりたい。決して逃げてない。

な、やる氣があるのか別にして、あの人がなら言つたことはやるだろうと、みんなそう思つてゐるんだよ。思つてはいるだけにその歯切れも悪いんだろうけれども、それにしててももうちょっと似合はないような感じがしますね。やっぱり官僚の圧力に押されているのかな、そういう感を深くしますね私は。

それで私が言つてるのは姿勢を問うてなんだよ。ただ、いまほうはいとして各官僚べースでいいぶん農林省の事務次官から始まつていふ総理の考え方について大蔵大臣としてどうなんだと、こう聞いてるんだが、解説はわかるよ。やりたい。決して逃げてない。

な、やる氣があるのか別にして、あの人が

から一連の増税政策、ことしは一兆三千九百億と、こうなつておるのだが、アメリカの場合は所得税減税は三年間一〇%ずつやるとこう言つていまざいますから、非常に私なりに心配をいたしておりますけれども、それは別にしまして、イギリスでは間接税があつたとしても所得減税はやる、サッチャーさんが最近そら高々と言つています。フランスの場合は課税最低限が日本よりも高い。もちろん低いところもありますけれども。しかしあが国は、常に政府が言うことは、いまで総理も言つていますが、世界で一番安定している、いまやインフレもなければ、まさに日本は資源のない国にしてはこれだけ発展した国はないと、まあこれは常に胸張つておっしゃるわけだ。それは結構なんだが、わが国民として結構なことなんだが、しかしそれにしてはどうも、減税減税というときになると歯切れが悪くなる。なかなかそれはいましばしお待ち願いたいとか、国民の寛容にまつていたいとか、こうなるわけだな。どうもこれは、私いつも国民に聞かれるんだよ。ずいぶん日本は世界の最たる模範の国であると言つていながら、実際になると、税金問題になるときつぱりそうではない。これは一体どういうことなんだ、素朴な国民の声なんだ。私が言つてゐるのではない。国民がそう聞いてくれと言つてんだよ、これどうなんだ。アメリカが一〇%ずつ三年間やると言つし、いまも言つたようにイギリスも減税やると言つてあるし、フランスの場合は課税最低限が日本より高いと言つてあるし、一体どうなんだ、ここらあたり対馬さんはつきり大蔵大臣の渡辺美智雄先生にひとつずばつと聞いてくれやと、こういう声なんだよ。どうなんです、これは。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それはすばつと申し上げます。それは対馬先生のおっしゃるように、イギリスあたりはもう非常に日本より税金高いです。それから社会保障、医療の問題だって、保険制度をとつておる国家で国費で四兆円近い補助金

を出している国はございません。ですから、フランスあたりにしたって、社会保障は日本よりすくないし、生活も一方充実しなきゃならない。その状況でござりますから、非常に私なりに心配をいたしておりますけれども、それは別にしまして、イギリスでは間接税があつたとしても所得減税はやる、サッチャーさんが最近そら高々と言つています。フランスの場合は課税最低限が日本よりも高い。もちろん低いところもありますけれども。しかしあが国は、常に政府が言うことは、いまで総理も言つていますが、世界で一番安定している、いまやインフレもなければ、まさに日本は資源のない国にしてはこれだけ発展した国はないと、まあこれは常に胸張つておっしゃるわけだ。それは結構なんだが、わが国民として結構なことなんだが、しかしそれにしてはどうも、減税減税というときになると歯切れが悪くなる。なかなかそれはいましばしお待ち願いたいとか、国民の寛容にまつていたいとか、こうなるわけだな。どうもこれは、私いつも国民に聞かれるんだよ。ずいぶん日本は世界の最たる模範の国であると言つていながら、実際になると、税金問題になるときつぱりそうではない。これは一体どういうことなんだ、素朴な国民の声なんだ。私が言つてゐるのではない。国民がそう聞いてくれと言つてんだよ、これどうなんだ。アメリカが一〇%ずつ三年間やると言つし、いまも言つたようにイギリスも減税やると言つてあるし、フランスの場合は課税最低限が日本より高いと言つてあるし、一体どうなんだ、ここらあたり対馬さんはつきり大蔵大臣の渡辺美智雄先生にひとつずばつと聞いてくれやと、こういう声なんだよ。どうなんです、これは。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それはすばつと申し上げます。それは対馬先生のおっしゃるように、イギリスあたりはもう非常に日本より税金高いです。それから社会保障、医療の問題だって、保険制度をとつておる国家で国費で四兆円近い補助金

を出している国はございません。ですから、フランスあたりにしたって、社会保障は日本よりすくないし、生活も一方充実しなきゃならない。その状況でござりますから、非常に私なりに心配をいたしておりますけれども、それは別にしまして、イギリスでは間接税があつたとしても所得減税はやる、サッチャーさんが最近そら高々と言つています。フランスの場合は課税最低限が日本よりも高い。もちろん低いところもありますけれども。しかしあが国は、常に政府が言うことは、いまで総理も言つていますが、世界で一番安定している、いまやインフレもなければ、まさに日本は資源のない国にしてはこれだけ発展した国はないと、まあこれは常に胸張つておっしゃるわけだ。それは結構なんだが、わが国民として結構なことなんだが、しかしそれにしてはどうも、減税減税というときになると歯切れが悪くなる。なかなかそれはいましばしお待ち願いたいとか、国民の寛容にまつていたいとか、こうなるわけだな。どうもこれは、私いつも国民に聞かれるんだよ。ずいぶん日本は世界の最たる模範の国であると言つていながら、実際になると、税金問題になるときつぱりそうではない。これは一体どういうことなんだ、素朴な国民の声なんだ。私が言つてゐるのではない。国民がそう聞いてくれと言つてんだよ、これどうなんだ。アメリカが一〇%ずつ三年間やると言つし、いまも言つたようにイギリスも減税やると言つてあるし、フランスの場合は課税最低限が日本より高いと言つてあるし、一体どうなんだ、ここらあたり対馬さんはつきり大蔵大臣の渡辺美智雄先生にひとつずばつと聞いてくれやと、こういう声なんだよ。どうなんです、これは。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それはすばつと申し上げます。それは対馬先生のおっしゃるように、イギリスあたりはもう非常に日本より税金高いです。それから社会保障、医療の問題だって、保険制度をとつておる国家で国費で四兆円近い補助金

を出している国はございません。ですから、フランスあたりにしたって、社会保障は日本よりすくないし、生活も一方充実しなきゃならない。その状況でござりますから、非常に私なりに心配をいたしておりますけれども、それは別にしまして、イギリスでは間接税があつたとしても所得減税はやる、サッチャーさんが最近そら高々と言つています。フランスの場合は課税最低限が日本よりも高い。もちろん低いところもありますけれども。しかしあが国は、常に政府が言うことは、いまで総理も言つていますが、世界で一番安定している、いまやインフレもなければ、まさに日本は資源のない国にしてはこれだけ発展した国はないと、まあこれは常に胸張つておっしゃるわけだ。それは結構なんだが、わが国民として結構なことなんだが、しかしそれにしてはどうも、減税減税というときになると歯切れが悪くなる。なかなかそれはいましばしお待ち願いたいとか、国民の寛容にまつていたいとか、こうなるわけだな。どうもこれは、私いつも国民に聞かれるんだよ。ずいぶん日本は世界の最たる模範の国であると言つていながら、実際になると、税金問題になるときつぱりそうではない。これは一体どういうことなんだ、素朴な国民の声なんだ。私が言つてゐるのではない。国民がそう聞いてくれと言つてんだよ、これどうなんだ。アメリカが一〇%ずつ三年間やると言つし、いまも言つたようにイギリスも減税やると言つてあるし、フランスの場合は課税最低限が日本より高いと言つてあるし、一体どうなんだ、ここらあたり対馬さんはつきり大蔵大臣の渡辺美智雄先生にひとつずばつと聞いてくれやと、こういう声なんだよ。どうなんです、これは。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それはすばつと申し上げます。それは対馬先生のおっしゃるように、イギリスあたりはもう非常に日本より税金高いです。それから社会保障、医療の問題だって、保険制度をとつておる国家で国費で四兆円近い補助金

を出している国はございません。ですから、フランスあたりにしたって、社会保障は日本よりすくないし、生活も一方充実しなきゃならない。その状況でござりますから、非常に私なりに心配をいたしておりますけれども、それは別にしまして、イギリスでは間接税があつたとしても所得減税はやる、サッチャーさんが最近そら高々と言つています。フランスの場合は課税最低限が日本よりも高い。もちろん低いところもありますけれども。しかしあが国は、常に政府が言うことは、いまで総理も言つていますが、世界で一番安定している、いまやインフレもなければ、まさに日本は資源のない国にしてはこれだけ発展した国はないと、まあこれは常に胸張つておっしゃるわけだ。それは結構なんだが、わが国民として結構なことなんだが、しかしそれにしてはどうも、減税減税というときになると歯切れが悪くなる。なかなかそれはいましばしお待ち願いたいとか、国民の寛容にまつていたいとか、こうなるわけだな。どうもこれは、私いつも国民に聞かれるんだよ。ずいぶん日本は世界の最たる模範の国であると言つていながら、実際になると、税金問題になるときつぱりそうではない。これは一体どういうことなんだ、素朴な国民の声なんだ。私が言つてゐるのではない。国民がそう聞いてくれと言つてんだよ、これどうなんだ。アメリカが一〇%ずつ三年間やると言つし、いまも言つたようにイギリスも減税やると言つてあるし、フランスの場合は課税最低限が日本より高いと言つてあるし、一体どうなんだ、ここらあたり対馬さんはつきり大蔵大臣の渡辺美智雄先生にひとつずばつと聞いてくれやと、こういう声なんだよ。どうなんです、これは。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それはすばつと申し上げます。それは対馬先生のおっしゃるように、イギリスあたりはもう非常に日本より税金高いです。それから社会保障、医療の問題だって、保険制度をとつておる国家で国費で四兆円近い補助金

なたがお答えになつたのは食い違ひがござりますから、この点ひとつ精査をしていただきて、少な
くとも新経済社会七ヵ年計画と大蔵省の税体系、税の見込みというものが狂つておつては困る、や
っぱり国民が信頼を得るためにには新経済社会七ヵ年計画は出した限り修正するなら修正するよう
に、新経済社会七ヵ年計画を再検討するなら別であります。これをひとつもう一回検討してもら
いたいということを申し上げておきます。私は直せといふことまで……、時間ないからこれひとつ
検討してもらいたいと、大臣どうですか。検討してもらいたいということを言つておきたいんだよ。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 七ヵ年計画というの
は増税見込みなんですよ、これ。見込んでいるん
いかと、そう思つております。

○対馬孝且君 いづれにしても食い違ひの問題が
あるのでね、これはひとつ精査してください、こ
の点。よろしくおぎますね。

そこで、時間がありませんから、グリーンカ
ードの問題で、きのうも同僚の大木委員あるいは鈴木
委員、竹田委員の方から御質問があつたようであ
りますが、いずれにしても大臣は決定した方針を
貫くという、きのうはしなかつたんですが、答弁
を貰いて、あくまでもグリーンカードを見直しを
やらないという基本的態度を堅持して貰きたいと
いう答弁に承つておるんですけど、間違いであれば
これを直してもらつていいんですが、そういうふ
うに聞いております。

そこで、私はいづれにしても、最近自民党挙げ
て、衆参三百名以上を超える、あるいは銀行筋い
ろいろ財界挙げてのかなりの巻き返しがあるとい
ふことで、きのうの日経にも出ました。あるいは
中央三紙にもそれぞれ出ておりますが、そこで具
体的にちょっと私聞きたいんですよ、このことに
ついて。間違いなら間違いだと。これ一つ一つ
きますからね。私はグリーンカードの問題とい

のは少なくとも総合課税あるいは不公平税制の見
直しのやつぱり原点である、まず突破口である
と、こういう認識にまず間違いないかということ
が第一点。これ間違いなら間違いと、こう言つて
もらえばいいし、いいならいいと、こう言つても
らえればいい。それが一つ。

それから二つ目は、そこでどうも最近自民党中央
の三百人の声を聞くと、財界等の声はどうもこ
れは全部土地の投機に回るとか、郵便貯金に回る
とか、あるいは株式に回るとか、金買入に回ると
か、外国の証券を買うとか、あるいは外国預金を
するとか、こういう幾つかのことが挙げられています。
これを一つ一つ私なりに申し上げたいんで
あります。第二点目は、五十五年度の個人貯金
の増加は三十二兆六千六百二十一億円あるんで
す。これを一つ一つ私なりに申し上げたいんで
あります。第三点目は、五十五年度の個人貯金
の増加は三十二兆六千六百二十一億円あるんで
す。私が調べた限りでは。三十二兆円、まあ端数
捨てて。そこでね、大体一・六%、小幅の増加で
すよ、貯金の動向というものが。個人貯金動向二
・六%。そこで前半は八・八、それから後半は一
〇%。こういう状況になつていてるんですね。ほ
とんどグリーンカードを行つたら金融資産動向が
あえていくなんという認識はぼくは絶対ならぬ
と。これが調べた限りではこういうデータ出て
いるんですけど、まずこの点どういうふうにひとつ
判断されていますか。

○政府委員(高橋元君) グリーンカード制度が総
合課税の基本であるかというお尋ねでございま
す。源泉分離課税制度または、そういうことがあ
りますが、非課税貯蓄についてはいけないわけ
でござりますが、非課税貯蓄の比較的のルーズな
管理ということが行われますと総合課税の本旨が失われる。そういうことで五
五年度の改正でグリーンカードによる利子・配当
所得の総合課税というものを御提案をして御可決
をいたいたわゆるわけでございますから、私どもはい
ま対馬委員のおつしやるところ、これは総合課税
の基本であるというふうに考えております。

第二に、貯蓄の動向についていまお示しがござ
いましたが、五十五年の後半から個人貯蓄の伸び
率は持ち直してまいりました、年後半では対前年
度一〇%増という形になっておることもお話をと
りであります。

それから第三に、この制度によつて税金をきら
いまして、郵便貯金なり、土地なり、株式なり、
それから金なり、海外資産なりといふものに逃避
するではないかというような疑いがあつて、そ
れが押し詰まるところ換物傾向が行き詰まつて物
価が上がる、産業資金の枯渇を来すと、こういふ
ような指摘がありますが、すでにこの委員会でも
たびたびそれは理由がないということを申し上げ
ておりますが、時間がございませんので繰り返し
ます。これを一つ一つ私なりに申し上げたいんで
あります。第三点目は、五十五年度の個人貯金
の増加は三十二兆六千六百二十一億円あるんで
す。私が調べた限りでは。三十二兆円、まあ端数
捨てて。そこでね、大体一・六%、小幅の増加で
すよ、貯金の動向というものが。個人貯金動向二
・六%。そこで前半は八・八、それから後半は一
〇%。こういう状況になつていてるんですね。ほ
とんどグリーンカードを行つたら金融資産動向が
あえていくなんという認識はぼくは絶対ならぬ
と。これが調べた限りではこういうデータ出て
いるんですけど、まずこの点どういうふうにひとつ
判断されていますか。

○対馬孝且君 いま主税局長からかなり明快なあ
りましたが、特に自民党の先生方もおりま
すけれども、入つてゐるか入つてないか一概に言う
わけにいきませんが、新聞報道である限りは三百
名を超えてると、こう聞いているのですから
ら、いま言わたとおりひとつ、私自身も含め
て、やっぱりこれは決まって総合課税の第一歩で
ある、こういういま主税局長の明快なお答えがござ
いました。これができなくて何で総合課税ができる
かと、私にすれば、そのぐらい言いたいところ
であります。したがつてこれはぜひひとつやつ
てもらいたい。

そこで、土地の場合を考えましても、四十四年
度以降の譲渡所得、これは所得税の一〇%増しと
いう高い重課税をされているわけですし、株式の場
合で言うならば、逆にこれは五十六年一月が六百
六十七億円、それから二月は五百九十一億円とい
うことで売り越しになつておるわけですから、株
式に投資してみたって、こんなものは何のあれに
ならない。むしろ課税最低限になるものはない
といふふうに考えております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) グリーンカードは、
社会的不公正の是正というようなことの観点から
できただけであつて、特にこのことはまたよく理
解されないんですね。そこにいろいろ問題がある
ことでいま一度明快に国民に対してお答えを願いた
いと思うんですが、いかがですか。

○対馬孝且君 グリーンカードは、
わかりますから、グリーンカードといふのは、要す
るに無税で貯金ができる人のためにつくるている
わけですから。しかしその枠はこれだけですよ
と。いまのように乱用されちゃ困りますよと。ち
ゃんとグリーンカードを使えば無税になりますとい

うことを趣旨徹底を図れば、もう少し済みんな誤解がなくなるんじゃないだろうか。したがって私は、グリーンカードの基本は変える必要は毛頭ないと思つております。

○対馬孝且君 これは毛頭ないということで確信して、今後もその方針を貫くということで確認してよろしくございますね……私は庶民だから言つんだけども、銀行はマル優は三百萬でしょ、郵便貯金は三百万、そして国債は三百萬、財形が五百万といったら、千四百万になるんだよ、これ。私の場合は、ほかの人は知らぬが、逆立ちしたて千四百万の金は一生かかって出るか出ないかという、私は国会議員やめたって年金は三十万足らずで、大体一千四百万なんてどこから出てるのだと私は思うんだが、自民党的先生方は三百人も署名を連ねているというんですから、かなりのもんですねあと、本当にうらやましい限りでございますけれども、それは別にいたしまして、いま一度ひとつ社会的不公平の是正、総合課税への道といふことで、この方針は将来とも貫いていく、このことだけひとつもう一度歯切れのいいところで明快にお答え願いたい。

○國務大臣(渡辺美智雄君) グリーンカードの基本を変える必要はないということです。

○対馬孝且君 わかりました。

それじゃ終わります。

○竹田四郎君 対馬さんが大所高所から日本の租税、財政ぶちまくりましたから、私は今度細かい方からお尋ねをしたい、こういうふうに思いました。

まず、今度の所得税で控除対象配偶者あるいは扶養家族、この控除適用額が二十万から二十九万になつたわけですが、給与所得等はそうでありますけれども、給与所得等以外のものはこれは相変わらず十万円だということなんですが、これはどうなんでしょうか。片の方は二十万円から二十九万円になつたわけですが、給与所得等はそうであります。今まで、勤労性の所得といふことに限定をいたしまして配偶者または扶養親族の非課税の範囲を拡張したわけです。

○竹田四郎君 最近はパートに出る人が非常に多くなつていることは現実であるうと思います。特に住宅などなかなか入れないものでありますから、先ほどの議論の続きでありますけれども、入りますと、恐らく給料の一五%というものは大体普

が、最近の奥さん方というのはかなりへそくりをして、今までいるような感じも実はいたしますから、資産所得がもつとふえてきてるのじゃないだろうか、あるいは内職にほかのことをやりになつてますか、どうでしようか。

○政府委員(高橋元君) 今回御審議を願つております所得税法の改正案の中で、従来二十万円でありましたものを二十九万円に引き上げるのは給与所得と事業所得と雑所得でございます。そういうものが配偶者または扶養家族にありますとしても、これらにつきましては依然として配偶者控除または扶養控除の適用が受けられるというふうにしたわけでございますから、いまお話しのように、利子所得、配当所得そういうものがありましても直ちにそれが十万円を超えた場合に対象者になれないということになります。たとえば年末なんかに七十九万円という額が出てきますから、それに達する、その額をオーバーするとかしないとかというようなことが、ただ、今回改正をお願いいたしております趣旨がいわゆる共働きと申しますが、家計を助ける主婦とそれに對する配慮という形で起こりましたので、資産性の所得につきまして、たとえば十万円というものに達しますには相当大きな元本といふことがあります。

○説明員(岸井英男君) 私どもの調査しております賃金構造基本統計調査というのがございます。一番最近時点の調査では、五十五年の六月の調査でございます。現在のところ全産業の結果はまだ集計されておりませんので、製造業について申し上げますと、これは女子でございますけれども、一時間当たり所定内給与は四百六十六円ということがなります。月間の就労時間が百五十四時間でございますので、一応月内の所定内給与と上げますと、これは女子でございますけれども、一時間当たり所定内給与は四百六十六円ということがなります。月間の就労時間が百五十四時間でございますので、一応月内の所定内給与と上げますと、これは女子でございますけれども、八百円の十二倍と八万二千四百円を加えざして

通償還のために払える金額だ、こういうふうに言われておりますけれども、もっと多くて三分の一

だけますと一応年間の推計所得——あくまでこれは単純に推計しただけでございますけれども、これによりますと九十四万四千円というのが、最近のパートタイムの五十五年六月の調査結果でござりますけれども、年間の所得ということになると

うかと思つております。

それで、最後の問題でございますけれども、年末にかけまして七十九万円の枠を超えないようにならなければ、給与所得等のこの天井も、どうなんですか、どうでしようか。
○竹田四郎君 いま労働省でおつしやつたのは製造業の数でありますから、実際はそれよりやや全体とすれば低くなつていくだろうというふうに私は考えます。それにいたしましても、いまのお話で九十四万円。全体を含めましては恐らく七十九万円前後のところへいま現実にいつていると思うんですね。そして今度はパートタイマーを雇つておられる事業主の立場とすれば、大きな事業主のところもありますけれども小さなところも非常に多くなつてます。たとえば年末なんかに七十九万円という額が出てきますから、それに達する、その額をオーバーするとかしないとかいうようなことが大分話になつてます。その辺でどんな行動をとつたというようなもし御調査があればひとつ述べていただきたいし、なければよろしくございます。

○説明員(岸井英男君) 私どもの調査しております賃金構造基本統計調査というのがございます。これは大体年末の忙しいときになりますとその七十九万円という枠、それを超さないよういろいろなことを実はしているというのが現状であります。たとえばもう年末になると休んじやう。休んでしまつてその線からもう出ないというふうにすれば税金を払わなくてもいいわけですし、亭主の配偶者控除を受けられると、こういうこととあります。それは大体年末の忙しいときになりますとその七十九万円という枠、それを超さないよういろいろなことを実はしているというのが現状であります。たとえばもう年末になると休んじやう。休んでしまつてその線からもう出ないというふうにすれば税金を払わなくてもいいわけですし、亭主の配偶者控除を受けられると、こういうこととあります。それはもう事業主にすれば忙しくてしょうがないとおもふのですよ。特に販売関係なんかになりますれば、もうネコの手も借りたいと

によってそういうようなことで休まれてしまふ。これは事業主としても私は大変人のやりくりで困るというふうに思います。そういう意味では何かもう少しこれを考えていいんじゃないでしょうか。それないと、もちろん税金のこともありますけれども、企業主そのものがそういう忙しいときに配置をさらにはか考へて手だけを講じなくちやならぬという問題がこの問題から発生しているといふのが私は現状ではないだらうか、こういうふうに思うわけであります。そういう意味では二十万円を二十九万円にしたということは一つの前進ではあると思うんです。どうせやるならもう少しこの辺をふやさないとせつからやつたのが実際の効果を上げ得ないではないか、こういふうに私は思ひますけれども、その辺、主税局長あるいは大蔵大臣、その辺のことは考慮したのかしなかつたのか。ただ單にほかとのつり合いだけ考へてこういうようなことをしたのかとか。私はそういう意味では、この二十万円を二十九万円にしたと胸を張るかもしれませんけれども、現実問題とすればもう今まで余りそのままに放置しておき過ぎた、だからここへきて大きく変更せざるを得なかつたというようなことになるんではなかろうか、こういうふうに思うのですがいかがでしょう。

○政府委員(高橋元君) 先ほど御質問のありました国民生活実態調査、これは昨年の九月一日現在の調査でございまが、その中に婦人パートの調査が出ております。大体全体の世帯の七・七%がパートに出でおられるということであります。その婦人パートの一担当りの就労時間は五時間と四十分、一ヵ月当たり十九・六日働いて平均の時給は四百四十五円、したがつて月当たり四万九千七百円、これを単純に十二倍しますと五十九万六千四百円、こうなります。製造業全体と申しまずよりは商店などにパートで出でおる方も多いわけですから、パートの方々が六十万円ぐらゐの実際の平均収入であるということが一つの実情をあらわす資料かというふうに思います。しかしながら

ら、私ども昨年、本年度の税制改正の案をつくります際に、いま竹田委員からお話をございましたように一つはパートに出でいる婦人の税負担の問題、むしろ婦人のだんなさんの税負担の問題。それからもう一つは、そういう時間給で働くようなら、當時雇用じゃない者に依存しております経営者の問題、その辺も十分いろいろ考へたわけでございます。七十九万円では中途半端ではないかとうことでございますけれども、実はこれは本人が基礎控除以上になりますとして税金を払つておるのにだんなさんの扶養親族として税法上そっちの方で税金を引くわけにいかない。これは税金の基本の考え方だと思います。したがいまして、二十九万円という基礎控除同額まで勤労性の所得がある場合に、それはやはりだんなさんの控除対象配偶者として認めるというのが税制上のいわば適用の限度であります。

さらに五十万円の給与所得控除の最低限を考えよといふことではありますけれども、これにつきましても四〇%の給与所得控除、その中の五十万円でござりますから、これも限度でございます。そういう意味で七十九万円まで引き上げるという形で、いまも御報告いたしました商店も含めました主婦のパートの実際の賃金というものがほぼそれによつてカバーされるというふうに私ども思ひますし、これから先いろいろ推移もあることと思ひますけれども、現行の税制で控除対象配偶者と認めるということをもつて対応しようとする、これが限度ではないかといふうに考えます。所得は稼得者単位の税制でございますから、世帯として合算した所得がある場合でも、奥さんの収入は奥さんの収入、主人の収入は主人の収入でございます。前にも衆議院でも御議論がいろいろ出たわけでございますが、そういう場合に世帯の収入を全部合算いたしまして世帯単位の課税をやるか、たとえば二分二乗とかN分N乗とかいろいろな問題がございますが、そういうことをどう考へるかということ。それから奥さんが病身で働けなくて所得が低いという方とのバランスもあるだろ

うと思います。後の方の問題はさておき、やはり消費単位としての課税を考へるか、稼得者単位としての課税という現行の税制で対応するか。いま竹田委員の御指摘はそういう所得税の課税の枠組みの基本論といふものにも触れていることだと思います。それらの基本的な問題は、先ほど大臣から問題、その辺も十分いろいろ考へたわけでござります。七十九万円では中途半端ではないかとうことでございますけれども、実はこれは本人が基礎控除以上になりますとして税金を払つておるのにだんなさんの扶養親族として税法上そっちの方で税金を引くわけにいかない。これは税金の基本の考え方だと思います。したがいまして、二十九万円という基礎控除同額まで勤労性の所得がある場合に、それはやはりだんなさんの控除対象配偶者として認めるというのが税制上のいわば適用の限度であります。

さらに五十万円の給与所得控除の最低限を考えよといふことではありますけれども、これにつきましても四〇%の給与所得控除、その中の五十万円でござりますから、これも限度でございます。そういう意味で七十九万円まで引き上げるという形で、いまも御報告いたしました商店も含めました主婦のパートの実際の賃金というものがほぼそれによつてカバーされるというふうに私ども思ひますし、これから先いろいろ推移もあることと思ひますけれども、現行の税制で控除対象配偶者と認めるということをもつて対応しようとする、これが限度ではないかといふうに考えます。所得は稼得者単位の税制でございますから、世帯として合算した所得がある場合でも、奥さんの収入は奥さんの収入、主人の収入は主人の収入でございます。前にも衆議院でも御議論がいろいろ出たわけでございますが、そういう場合に世帯の収入を全部合算いたしまして世帯単位の課税をやるか、たとえば二分二乗とかN分N乗とかいろいろな問題がございますが、そういうことをどう考へるかということ。それから奥さんが病身で働けなくて所得が低いという方とのバランスもあるだろ

うと思います。後の方の問題はさておき、やはり消費単位としての課税を考へるか、稼得者単位としての課税という現行の税制で対応するか。いま竹田委員の御指摘はそういう所得税の課税の枠組みの基本論といふものにも触れていることだと思います。それらの基本的な問題は、先ほど大臣から問題、その辺も十分いろいろ考へたわけでござります。七十九万円では中途半端ではないかとうことでございますけれども、実はこれは本人が基礎控除以上になりますとして税金を払つておるのにだんなさんの扶養親族として税法上そっちの方で税金を引くわけにいかない。これは税金の基本の考え方だと思います。したがいまして、二十九万円という基礎控除同額まで勤労性の所得がある場合に、それはやはりだんなさんの控除対象配偶者として認めるというのが税制上のいわば適用の限度であります。

さらに五十万円の給与所得控除の最低限を考えよといふことではありますけれども、これにつきましても四〇%の給与所得控除、その中の五十万円でござりますから、これも限度でございます。そういう意味で七十九万円まで引き上げるという形で、いまも御報告いたしました商店も含めました主婦のパートの実際の賃金というものがほぼそれによつてカバーされるというふうに私ども思ひますし、これから先いろいろ推移もあることと思ひますけれども、現行の税制で控除対象配偶者と認めるということをもつて対応しようとする、これが限度ではないかといふうに考えます。所得は稼得者単位の税制でございますから、世帯として合算した所得がある場合でも、奥さんの収入を奥さんの収入、主人の収入は主人の収入でございます。前にも衆議院でも御議論がいろいろ出たわけでございますが、そういう場合に世帯の収入を全部合算いたしまして世帯単位の課税をやるか、たとえば二分二乗とかN分N乗とかいろいろな問題がございますが、そういうことをどう考へるかということ。それから奥さんが病身で働けなくて所得が低いという方とのバランスもあるだろ

階層だったら一割税金が、二万幾らか高くなると
いうだけのことですございまして、妻の方はそれに
よつて百万円別にもらえるといふんだつたら、自
分の税金が二万か三万減つて妻が百万円収入があ
つた方が一家としていいのでして、ですからそ
らのところの問題もございますので、それじや二
十九万を三十万にしたらば同じ理屈が出ないかと
いえればやはり同じ理屈が出るわけですよ。

そこらのところの問題もございますから、全体
の制度のときに一緒に検討はいたしましたが、な
かなか理論的にむずかしい問題を含んでるとい
うことでござります。

○竹田四郎君 私もそう簡単な問題だとは思わぬ

ですが、やはりこれは、いまパートタイムとい

うものを抜きにして日本の産業経済というものは考
えられない時期へ入つてきてることも事実であ
ります。それでは、一足飛びに主婦が勤労所得税

を払う一人前のものになるかといつても、急にそ
こまでいけない。そのいまちょうど接点あた
りに現状はあると思ひますから、この辺はひとつ
考へていただきたい、こういうふうに思うわけで
あります。そういう不均衡のあることも十分私は
知つておらず質問しているわけであります。
その辺を突破していかないとその不均衡の問題も
私は解決されないと思うんです。

それから、今度の所得の、割引債のことです
が、どうもよくわからんんですね。四二%ま
ず引いてしまつ。そして今度は、一年たつて償
還差益のときには、結局は保管を委託しておいた場
合には二二%返る計算になるわけですか。それ
から五十九年、六十年は三五%ということであり
ますから、一五%が償還差益のときに返つてく
る、こういうことです。私がよくわからないの
は、この数字、四二%という数字は何の根拠であ
るのか。たとえば、今度ふえてくる法人税を根拠
しているのか、あるいは次の三五%というの
は、いまの分離課税のときの引く税率であります
から、そういうものを根拠にしているのか。それ
からいままで一六%でありますたんですが、こ
れを二〇%としたというのは一体どういうことな
のか。たとえば利子・配当の源泉が二〇%だから
こういうふうにしたのか。どうもこの辺の数字が
余り明らかでないわけです。三五%から四二%へ
七%飛んでいく、これもなぜこういうふうなこと
をしてみたのか、よくわからないんですが、この
辺の事情をひとつ聞かせていただきたいと思いま
す。

○政府委員(高橋元君) 五十九年から総合課税と
いう場合に、割引債の発行額は年間八兆円ぐらい

残高があるわけでございます。これをおいて考え
られないわけでございます。したがつて総合課税と
に移行する場合に、割引債の償還差益についても
総合課税の方策を考えなければならぬ。それを
グリーンカードによつて総合いたすという基本的
な考え方の実現の方法といたしまして、利子・配当
課税とのバランスということ、それから割
引債の流通性ということ、その二つに配慮を特に
したわけでございます。

頭で四二%取つておつて、満期になりますと二
二返つてきて、二〇%源泉徴収されたという形に
なるわけでございますが、これは買ったときから
ずっと買いました証券会社なり何なりに保管の委
託をしておきました。満期まで一年間持ち続けて
おるという場合には、利子・配当についての二〇
%の源泉課税と同じと考へていいであろうとい
うことで二〇%と。つまり四二%を一応取つておきま
すけれども、満期の償還時に二二%を返しまして、
二〇%源泉徴収をして、残りは申告によつて総合
課税をする、こういうことを基本としてお
るわけでございます。

それで、四二%というのを発行時に源泉徴収す
るゆえんは、これもよく御承知のこととございま
す。売却されてしまつますと、これはいわゆるキ
ャピタルゲインでございますから、キャピタルゲ
イン税制がどうなるかということはござりますけ
ども、現状では課税の外になつてしまつわけで
います。

○竹田四郎君 何が非常にいいようですが、要す
るに、たとえば証券会社なり銀行なりがその割引
債を投資をいたしまして、それを委託を保管をし
て一年たつてもらう。そのときには二二%返つ
くるんですけども、結局二二%分といふのは国
が勝手に先取りしちゃって、利子も払わないでや
るということになるんじゃないですか。それは売
る人はいいですよ。売る人は後の人にはその分を負
担させる。あるいはさらに先にいつ買う人は、
後の買う人がそれで負担をしてしまうということ
でいいんですよ。いいけれども、いまおっしゃら
れましたように八兆の償還差益のうちの半分ぐら
いは流通するとおっしゃられる。半分ぐらいはみ
んな委託して一年たつて差益をもらうということ
になりますね。そうなりますと、最初は四二%の
ビタリゲイン等の問題も考えまして、課税所得一
千万円超の限界税率四二%というものを頭に置い
てつくりました。それで、法人税率も今回の引き
上げ案によりまして四二%になるわけでございま
すから、その二つを一つの目安として定めたわけ
でございます。一千萬円超と申しますとかなりの
高額所得者でございますから、その場合の税額を
あらかじめいただいておけば、中途で売却されて
も税負担の公正をそれほど多く害することはない
であります。どういうのが基礎の考え方であります。

ところで、現在の一六%の源泉分離課税から五
十九年一月一日以降急激に四二%いくということ
になりますと、発行時の手取りが激減をすると。
したがつてそれがかなり重要な資本調達の方
法であります割引債、国民の選択するかなり重要
なウエートを持っております金融資産であります
割引債、こういうものを発行、流通、消化にかな
りの影響を及ぼすということがありますので、
大体倍ぐらいということを頭に置きまして、三五
%ということを考えたわけでございます。倍ぐら
いという雑な考え方であるというおしかりをいた
すけれども、金が欲しいということになれば、こ
れは必然的に割引債を買わなくちゃならぬ。また
商工中金と取引をするということになりますと、
それも余りこつちへ買つたはいけれども、ばあ
んと売つちやうというわけにもなかなかいかぬ。
その後に借りるときにはこれ持つていいとまた
貸してくれない。こういう事態がかなりあるんで
す、現実問題として。

そうしますと、この人にとって非常に高い金
利のお金を借りなくちゃならないということにな
りませんか。私、計算してみました。利率六分で
売り出し価格、償還価格、それで利回りがどのく
らいになるかという計算を私してみました。そ
うしますと大体今までの二〇%の源泉徴収で、そ

して満期になつて額面だけのお金をもらうといふまでのやり方の一六%を二〇%にしたときと、私の計算が合つてゐるということになりますと、〇・〇六一%くらい違うんですよ。これを百万円で計算しますと、一万二千四百円分だけ先に金を出さなくちゃならぬ、こういう結果に私の計算ではなるんです。そうしますと、こういうことによつて果たして中小企業、われわれよりも利回りといふものについては厳しいと思うんですよ。いまあなたのおつしやったような所得が一千万円というような、超えるというばかりがこれを利用するわけじゃないと、それから下のところ、ほとんどのようなところだってこれを利用しなければ、なかなかほかでは金を貸してくれないというのが私は現実だと思うんです。そういう流通をさせないでちゃんと持つてお金を作るといふ、そういうことを考えている人にとってはまさに酷いんですよ。ほかに金を出さなければならない。それで、ただで政府の方は二二%分の、償還差益の二二%分ですが、一年間はただで前取りしちゃう。一年たつて利子もつけないで返してくれる。まことに税金だけを考えて、中小企業や、これは一般的のあれも同じですわな、一般的の個々に投資をして貯金をするという人も同じですわな、それは。そういうところにまことにやらずぶつたりで金を取つておく、一年間自分の方にやつておくと。政府の方取つちやつてある。こういう結果がこれで出ませんか。私の計算じや出るんですけどね。こういう問題はどうしてくれますか。

○政府委員(高橋元君) 確かに償還差益の源泉徴収は現行でもそうでございますが、新しい御提案しておりますが、五十九年以降の制度でも発行時に源泉徴収をするわけござりますから、いわば二二%途中で売つてしまふわれてキャピタルゲインになつてしまふ、その部分の税金については、いまおつしやるようその金利の問題というのが起つてくるかもしれません。利回りは現在一年物の割引債が七・六三一、七分六厘三毛一系でござります。一年定期が七分でございますから、六厘三毛

一糸だけ高くなつておりますが、これから先中途で売却される方、それから満期まで持つておられる方、それのあところぐあいといふものが市金を出さなくちゃならぬ、こういう結果に私の計算ではなるんです。そうしますと、こういうことによつて果たして中小企業、われわれよりも利回りといふものについては厳しいと思うんですよ。それがあなたのおつしやったような所得が一千万円といふような、超えるというばかりがこれを利用するわけじゃないと、それから下のところ、ほとんどのようなところだってこれを利用しなければ、なかなかほかでは金を貸してくれないというのが私は現実だと思うんです。そういう流通をさせないでちゃんと持つてお金を作るといふ、そういうことを考えている人にとってはまさに酷いんですよ。ほかに金を出さなければなりません。それで、ただで政府の方は二二%分の、償還差益の二二%を満期の際に払い戻すという制度によりましてキャピタルゲインと、それから利子・配当所得をそれぞれに準じた課税といふものが適正に行われるという趣旨で御提案をしておるわけでござります。

いまお示しの点につきましては、たとえばそれが事業のために担保として割引債券を買って、その割引債券の源泉徴収分を余分に払い込むためにまた借入金をしておるということをございますれば、これは事業の経営にもなるわけでござります。けれども、そういうことはさておき、今後の市場の発達ないしこの新しい税制の適用といふことに私どもは円滑にまいるよう関係の部局ともまいります。申告をしていただきたいことがあります。申告をしていただきになるとと思うんでござりますが、いまお話がありましたが、大蔵大臣の御意見のところは頭に置きまして相談をしてまいりたいといふふうに考えます。

○竹田四郎君 局長ね、それは発行価格が幾らになるかがどうなるか、やっぱり一年間持つておこなつてしまふ、その部分の税金については、いまおつしやるようになりますが、いまお話をありますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買う、いろいろなケースがあると思います。そういう場合に、ただいまのバランスは一年物の割引債七・六三一に対しても年定期七でござりますが、いまお話がありましたが、大蔵大臣の御意見のところは頭に置きまして相談をしてまいりたいといふふうに思ひます。

○政府委員(高橋元君) 金融資産選択の問題でござりますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買つてみるといふふうに思ひます。それで、これは事業の経営にもなるわけでござりますが、いまお話をありますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買つてみるといふふうに思ひます。

○竹田四郎君 もう時間がありませんから、大蔵大臣の御意見のところは頭に置きまして相談をしてまいりたいといふふうに思ひます。それで、これは事業の経営にもなるわけでござりますが、いまお話をありますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買つてみるといふふうに思ひます。

○政府委員(高橋元君) 金融資産選択の問題でござりますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買つてみるといふふうに思ひます。それで、これは事業の経営にもなるわけでござりますが、いまお話をありますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買つてみるといふふうに思ひます。

○竹田四郎君 もう時間がありますから、大蔵大臣の御意見のところは頭に置きまして相談をしてまいりたいといふふうに思ひます。それで、これは事業の経営にもなるわけでござりますが、いまお話をありますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買つてみるといふふうに思ひます。

○政府委員(高橋元君) 金融資産選択の問題でござりますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買つてみるといふふうに思ひます。それで、これは事業の経営にもなるわけでござりますが、いまお話をありますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買つてみるといふふうに思ひます。

○竹田四郎君 もう時間がありますから、大蔵大臣の御意見のところは頭に置きまして相談をしてまいりたいといふふうに思ひます。それで、これは事業の経営にもなるわけでござりますが、いまお話をありますから、定期預金にしておく、それから割引債にしておく、利付債を買っておく、割引国債を買つてみるといふふうに思ひます。

ますと全世界を相手にしなくちゃならぬですか
ら、それをしゃべるだけでも時間がかかりますか
ら、自動車とたばこの二つだけ、大体国別にして
どうなるのか、その辺ひとつお答えいただきたい
と思うんです。

○政府委員(清水注君) お答えを申し上げます。

減収額というのもこれは一つの試算でございま
すが、それを国別に分けるということになります
と、もう一つそこに仮定を入れざるを得ません
が、この場合昭和五十四年度の輸入実績というも
のがございますので、これによりまして国別の分
けるときの案分比例のもとにいたしまして計算を
してみました。

そういたしますと、たばこにつきましてはいま
御指摘のとおり全体八十億でございますが、その
うち約七十五億円ぐらいというものが米国からく
るたばこに係るものということになろうかと思いま
す。あの五億円程度が主としてEC、主とし
てこの中でも特にイギリスということになります。
それから自動車部品につきましては、全体で
約二十億円という減収試算をいたしましたが、こ
れを国別に見ますと、そのうちで米国から輸入す
るであろうと思われる部品に係る分は約五億円で
ございまして、あの残りは大体におきましてE
C諸国でございます。たとえば西独からといふ
ことで計算いたしますと、まあ五、六億円かといふ
ところでございますし、イタリー、フランス等は
さらにその半分ずつくらい、こういうような数字
になろうかと思います。

○竹田四郎君 私、少しこれはたばこといふこと
が中心であろうかと思うんですが、またアメリカ
の圧力が非常に大きいといふこともあろうかと思
うんですけれども、どうもそういう方面のものが
要求があればそれを下げていくというようなこと
になってしまふわけですが、たばこの場合それに
対して非常にアメリカからの要求が多いわけであ
りますが、これで一体、専売公社はどんなふうな
ぐあいにこれによつてなつてきますか。たとえ
ば金額とか、数量とか、こういうものは一体どんな

ふうになつていくんだろうか、あるいはそれが國
内の販売価格に対してどんなふうな影響が出てく
るだろか、恐らくこれは紙巻きたばこがかなり
大きなウエートを占めてくるだろかと思は思いま
すけれども、そういうものの価格は一体どうなつ
てくれるだろか。

また、そういうものがいまこういうことであり
ますが、為替レートの動きによってこれまで違つ
てくるだろかと思いますが、いまの段階で、いま
言われたのは一體どのくらいの円ドル価格で計算
をしているのか。たとえば二百二十円くらいの
か、二百十円くらいののか、こういうことも私は
さうが、その辺をお伺いしたいと思います。

○説明員(石井忠順君) お答え申し上げます。

輸入たばこは現在約十七カ国ぐらいから銘柄数
にして百六十ぐらいの銘柄のものを輸入をい
たしておりますけれども、数量的に最も多いのは
米国でございまして、全体の九〇%以上を米国製
品が占めておる、こういうことでございます。

最近の輸入たばこの売れ行きでございますけれ
ども、最近三年をとつてみると、年率で一
二、三%で伸びております。同じ期間国内製品は
約一%でございますので伸び率としては大変いい
と申しますか、高いと申しますか、そういう状況
にございます。ただ今年度に入りました、御案内
のように昨年の四月下旬に定価改定をさせていた
だきましたのでその影響もあるうかと存じます
が、今年度に入りました四月から二月までの累計
で見ますと、国内製品が九八・五、これは対前
年度でございます。値上げの直後はどうしても數
量が落ちますわけでございますけれども、国内製
品の方は九八・五、輸入たばこの方は九三といふ
よりも、従前為替レートのお話がございましたけ
れども、従前為替レートの問題が輸入たばこの価
格と国内製品の価格との関係に微妙に左右いたす
わけでございますけれども、そういうようなこ
とを考えまして輸入価格を円建てにいたすとい
うような方針で交渉いたしてまいりました、かなり
の国と申しますか企業と申しますか、そういうこ
とでお話ができますけれども、大体全数量的に申します
と九〇%以上のものが恐らく円建てで契約できる
のではなかろうかといふように思つておりますの
で、いままでのようになつておられますので、
お話をできまして、外鉱の開発手当で、鉱石なり地金による輸入とい
うことに現になつておられるわけでございます。そ
こで、現在のスライド関税制度はそうした現実を踏
まえまして、片方ではやはり国内の鉱山、それか
ら出てくるものを製錬するというその一連の製錬
業というものをある意味で保護をするという観点

果で輸入たばこの先行きがどういふうになるだ
ろかということでございますけれども、これは
最終的には愛煙家の方々の御選択の問題でござ
まして、御選択の基準として価格でありますとか
あるいは味の問題、ニコチン、タールの問題そ
ういったこともあります。さらに輸入た
ばこの売り場がどういふうに今後ふえていくか
どうかというようなこと、あるいはさらには、今回
の合意の中にあるわけでござりますけれども、広
告宣伝あるいは販売活動といったようなものを内
外共通の基準でやりましょうということになつ
ておりますので、そういったことは一体どういふ
うになつてくるのか。そういった最終販売数量に
おきますので、そういった最終販売数量に
いたしますことは大変むずかしくございますの
で、いま数量は幾らになるか、金額はどうなるか
というお尋ねでございますけれども、数字的にど
ういうふうになるかということを申し上げるのは
大変むずかしいというふうに考えております。た
だ、全体といたしましては、今までよりは若干
早いテンポでふえていくのではないかと
ふうに思つております。ただ、何と申しましても
絶対数量がいまのところはまだ一・二とかいう程
度のシェアでございますので、近い将来にそろ大
きな数量になるというふうには私どもとしては考
えておりません。そんなようなことでございま
す。

○政府委員(清水注君) 簡単にお答え申し上げ
るのはむずかしい問題でございますが、私どもとし
て通産省ともいろいろ話し合つておられるわけです
が、大体こんなふうに考えられます。
いま例示されましたお米とはちょっと違うと思
います。要するに、国内におきます鉱山から出
るその鉱石を使って製錬している業者がおります
けれども、これだけでわが国の必要なものを、供
給を賄うということはできないのが現実でござ
います。したがいまして、重要資源の確保といふこ
とでございますが、その方法は現在でもすでに
一つは国内からの問題と、それからもう一つは海
外鉱の開発手当で、鉱石なり地金による輸入とい
うこととに現になつておられるわけでございます。そ
こで、現在のスライド関税制度はそうした現実を踏
まえまして、片方ではやはり国内の鉱山、それか
ら出てくるものを製錬するというその一連の製錬
業というものをある意味で保護をするという観点

持つてゐると思います。同時に、これが安易な保護になつてはいけないと、現に国際競争があるわけでございますから。そこで、海外との競争条件をうまいところへ設定するというような思想がそこにあると思います。やや競争をそこに及ぼすといふか、きつめなところに設定をすると。大体いまのスライド開税の無税点というのと、うような考え方のところへ持つていくということをやつてゐるよう思います。現実には多少の金額の問題で果たしてどうかとおっしゃられますと、必ずしも十分そうであるかどうかは問題があり、必ずしも十分そうであるかどうかは問題だと思います。

○竹田四郎君 反論を一々している暇はございませんので反論いたしませんが、恐らくレーガンさんがあいつことになりましから南北サミットがどういう形になるか、予定どおり聞かれるのかどうかわかりませんけれども、一応六月ころでしょうか、南北サミットが大体予定されているのは。ここではやっぱり最近の日本の海外の経済協力のあり方というものに対する一つの反省なども生まれてくる可能性もあるだろうし、あるいはそこでレーガン方式の二国間援助を中心とするような海外への援助の問題も出てくる可能性が私はあると思うんですけれども、私は日本として、この関税を含めて——関税も私は一種の経済協力であろうと、こういうふうに思うんですけれどもね。やっぱりアメリカやソ連とは違いますから非常に、永井陽之助さんの言葉で言うと縦深構造でない日本の国でありますから南と北ですべしやんこにやられる国でありますから、特にそういう意味でもっと経済外交というものが、ある特定な国の方にいくバイラテラルな形ではなしに、オールラウンドのような形で経済協力というものを私は、そういう方向で進めていくべきであります。いろいろのを見ておりましても、この関税の問題もその一種じゃないかと私は見ているわけであります。

○竹田四郎君 時間が過ぎましたからもういろいろ議論しておれませんが、大蔵大臣、最後にお伺いしたいことが一つあるんですけれども、一つ

ですが、バイラテラル的な形への経済協力、経済援助、そういう方向にどうも向いてるような気がするわけですが、それで國税の方が先に取つち

うものを使ひひとつ確保していただきたいとい

うなお考えですか。

○説明員(松浦晃一郎君) 先生御指摘のバイラテラルとマルチラテラルの関連でございますが、現

在日の政府開発援助の七割がバイラテラル、それから三割がマルチラテラルということになつておりますが、過去にさかのぼりますとマルチラテ

ラルのシェアがかなり高まっております。先生御存じかと思いますが、六〇年代の終わりに出ましたビアンソニ委員会の報告で、マルチラテラルの援

助を七〇年代はふやしてもらいたい、一二〇%にもつていてもらいたいという勧告が当時出たわけ

でございますが、それは六〇年代の先進国の援助がバイラテラル中心でマルチラテラルが少なかつたという反省から生まれております。その後各国とも、アメリカを含めまして、それから日本もいたしまし上げましたようにマルチラテラルが比重が高まりまして、先進国全体で大体三割、七割がバイラテラルになつております。その後各

国は、これら二割がマルチラテラルということになつて貨金の方は知らぬ顔するというような点が

あります。

それがらいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思うん

ですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

は、中小企業が非常に倒産をしておりますが、債権確保で貨金と国税の関係というのがときどき問題になるわけです。それで國稅の方が先に取つち

してしおがないんですが、これは外務省どんないうものを使ひひとつ確保していただきたいとい

うつて貸金の方は知らぬ顔するというような点が

あります。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思うん

ですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

はあります。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思うん

ですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なっております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なっております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なっております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なっております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なっております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なっております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なっております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なっております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

なております。

それからいまのお話ですが、これはあなたもき

つと南北サミットにあるいは行かなくちやならぬといいう事態になる可能性もあると思うんですね。

最近どうもレーガン政権の方向に日本のいろんなことが流れています。そして私は、この海

外援助というのたとえば世銀を通ずるとか、ア

ジア開発銀行を通ずるとかあるいはO D Aです

か、こういうものを通じてやるとか、そういう一

対のバイラテラルの形でないのが日本としては私は理想的だと思うし、そういう方向に日本とい

うのは進んでいかなくちやならぬと、こう思

うんですがね。その辺は大蔵大臣、政府の閣僚の一員

としても南北サミットはあるしオタワ・サミット

ございます。

日本の場合には、それもたびたび申し上げていることで恐縮でございますけれども、二百万五千円まで夫婦二人の給与所得者でありますと課税が行われませんので、三百万円の年収の方の給与收入が一割ふえた場合には課税所得、つまり非課税部分を引きました残りの所得は六十五万円から八十八万円と一・三六倍にふえます。したがい課税所得は二百二十一万円から二百六十一万円、約一・一八倍ふえるわけであります。つまり一割の給与收入の増加に対しまして課税所得の増加が基礎的な非課税部分がありますために下に行くほど大きいということも、いまお話をありまするわけでござりますけれども、三割ふえた場合に所得税、住民税、社会保険料引き後の可処分所得がどうなるかということになります。それで五十二年と五十六年、それでは実際にその間に給与が三割ふえておるわけでござりますけれども、三割ふえた場合に所得税、住民税、社会保険料引き後の可処分所得がどうなるかということでお認めいただきたいと思います。

○矢追秀彦君 いま可処分所得があえておること

ですが、そういうことを言い出すと切りがないわけ

でございまして、やはり私は、さつきも申し上

げましたように四年間で納税人口は六百万人もふえて三千三百九十七万人になつておるわけです。

現行税制でいえば五十七年度はさらにふえるわ

けです。ただ本年度所得税減税をやるということになりまして——それがどういう形であるのかわか

りませんが、課税最低限が上がるのか、あるいは

戻し税減税という形がとられるのか、また税率がいじられるのか、あるいはまた控除の関係でいじられてくるのかこれはわかりませんけれども、まあ実際の減税の中身がどうあれ、私は五十七年度にはまた納税人口はふえてくる、そなりますと徴税義務も増加してまいりますし、余り効率的でないのではないかと思しますが、この納税人口の考え方でいじられると三千万人ほどの辺が限界である、こういう考え方もあるわけですが、大蔵省としてはこの納税人口は大体どの辺が適切なのか、あるいはそういう人数ではあることかが間違いであって、あくまでも所得という面からやついくのが正しいと、そう言うのか、その辺の納税人口に対する適度というものをどう考えておるのか、その理屈といいますか基準というものが、大蔵省としての適度といいうものもどう考へておるのか、そこをお示しいただきたいと思うんです。

○政府委員(高橋元君) いまお尋ねのよう御趣旨での納税人員の適正な割合というのは、一義的にはなかなか申し上げにくいと思います。これは

ございますが、その間可処分所得は二百七十四万六千円から三百四十九万五千円と二七・三%ふえておりまして、なお実質的に、つまりこの間の物価上昇二二・五%を引きました実質的な可処分所得の増三・九%があるということをこういう累積構造のもとで現実には起こつておるということをお認めいただきたいと思います。

○矢追秀彦君 いま可処分所得があえておること

ですが、そういうことを言い出すと切りがないわけ

でございまして、やはり私は、さつきも申し上げましたように四年間で納税人口は六百万人もふえて三千三百九十七万人になつておるわけです。

現行税制でいえば五十七年度はさらにふえるわけ

です。ただ本年度所得税減税をやるということになりまして——それがどういう形であるのかわか

おります。

○矢追秀彦君 大蔵大臣、いまの主税局長の答弁

では、ちょっとアバウト過ぎると思つてますけれども、ある程度やつぱり原則を決めて、国民に税

負担をお願いするということになれば、いま言わ

れたよな、かつては少なかつたのは高い所得の

方から税金を取つておつたと、しかしいまは全体

的によくなつておるから、たくさんふえるのはや

むを得ない。やむを得ないならやむを得ないわり

に何か原則というものをやつぱり国民に示して、

やついくのが正しいと、そう言うのか、その辺の納税人口に対する適度といいうものもどう考へておるのか、そこをお示しいただきたいと思うんです。

○政府委員(高橋元君) いまお尋ねのよう御趣旨での納税人員の適正な割合というのは、一義的にはなかなか申し上げにくいと思います。これは

ございますが、その間可処分所得は二百七十四万六千円から三百四十九万五千円と二七・三%ふえておりまして、なお実質的に、つまりこの間の物価上昇二二・五%を引きました実質的な可処分所得の増三・九%があるということをこういう累積構造のもとで現実には起こつておるということをお認めいただきたいと思います。

○矢追秀彦君 いま可処分所得があえておること

ですが、そういうことを言い出すと切りがないわけ

でございまして、やはり私は、さつきも申し上

げましたように四年間で納税人口は六百万人もふえて三千三百九十七万人になつておるわけです。

現行税制でいえば五十七年度はさらにふえるわけ

です。ただ本年度所得税減税をやるということになりまして——それがどういう形であるのかわか

りますから、せつから月給が上がつてもそれが

みんな物価で食われちまうということは困るわけ

であつて、やはり物価を極力抑えなければならぬ

ということはそこから出でてくるわけです。ですか

ら、所得税全体で幾らに見るかどうかというよう

いじられるのか、あるいはまた控除の関係でいじ

られる程度やつぱり原則を決めて、国民に税

負担をお願いするということになれば、いま言わ

れたよな、かつては少なかつたのは高い所得の

方から税金を取つておつたと、しかしいまは全体

的によくなつておるから、たくさんふえるのはや

むを得ない。やむを得ないならやむを得ないわり

に何か原則というものをやつぱり国民に示して、

やついくのが正しいと、そう言うのか、その辺の納税人口に対する適度といいうものもどう考へておるのか、そこをお示しいただきたいと思うんです。

○政府委員(高橋元君) いまお尋ねのよう御趣旨での納税人員の適正な割合というのは、一義的にはなかなか申し上げにくいと思います。これは

ございますが、その間可処分所得は二百七十四万六千円から三百四十九万五千円と二七・三%ふえておりまして、なお実質的に、つまりこの間の物価上昇二二・五%を引きました実質的な可処分所得の増三・九%があるということをこういう累積構造のもとで現実には起こつておるということをお認めいただきたいと思います。

○矢追秀彦君 いま可処分所得があえておること

ですが、そういうことを言い出すと切りがないわけ

でございまして、やはり私は、さつきも申し上

げましたように四年間で納税人口は六百万人もふえて三千三百九十七万人になつておるわけです。

現行税制でいえば五十七年度はさらにふえるわけ

です。ただ本年度所得税減税をやるということになりまして——それがどういう形であるのかわか

ります。

○矢追秀彦君 結局極端な言い方をすると、いまの大臣の答弁だと行き当たりばつたりと、こういふことになるわけだけでして、それじゃちよつと私は決めていくはかないんじやないか、そう思つております。まことに御不満な答弁かもしれませんが、ほかに答えようもないというのも実際じやないかと思います。

○矢追秀彦君 結局極端な言い方をすると、いま

の大臣の答弁だと行き当たりばつたりと、こういふことになるわけだけでして、それじゃちよつと私は決めていくはかないんじやないか、そう思つております。

私は決めていくはかないんじやないか、そう思つております。まことに御不満な答弁かもしれませ

んが、ほかに答えようもないというのも実際じやないかと思います。

○矢追秀彦君 ひとつ御検討をいただきたいと思

います。だから、ある程度の目安といふものは私は出

ていいと思いますが、なかなかむずかしいことは

ありますから、せつから月給が上がつてもそれが

ます。それから、いま大臣も歳出規模等の絡みで云々と言われましたけれども、五十六年度予算において国債減額はしたけれども、五十六年度の所得税の伸びは二兆六千億円余り、結局サラリーマンの、極端な言い方をしますと犠牲によつて国債減額ができたと。これはつじつき合わせと言われると思いますけれども、それほど給与所得者に負担がかかっていることは事実であります。これは結局社会的不公平が拡大しておると、こう私は言いたいわけですけれども、そこで、大蔵省の資料である「業種別所得者数と所得税納税人員の推移」で五十年から五十六年の推移が出ておりますけれども、五十年は所得者数に対する納税者の比率が給与所得者が七一・九%、農業所得者は一五・四%、農業以外の事業所得者は三三・四%。これが五十六年になりますと給与所得者が八三・九、農業所得者は一四・六、これは五十四年です。次に農業以外の事業所得者は三六・二、これも五十四年です、このように給与所得者への税負担が大変高まつております。農業関係は逆に減つておる、農業以外の事業所得者もわずか三・九と、こういうふうな状況で、結局いま申し上げたように、要するに給与所得者、サラリーマンの犠牲でいわゆる歳入が賄はれてきておる、こういうことになると思うんですけれども、このデータどうお考えになりますか。

○政府委員(高橋元君) 二兆六千億はサラリーマンの負担でという仰せでございますが、ことしの所得税は実は利子所得にかかりますその基礎になります預金の金利の引き上げとということが昨年の三月、四月に起きましたものでございますから、したがって利子所得にかかる源泉徴収が非常に多くなっております。給与分の五十六年度の自然増収額は一兆二千百四十億円というふうに見込んでおるということを最初に申し上げておきたいと思います。

それで、給与所得者に占める納税者の割合が高まっているという御指摘は、そのとおりでござい

ますけれども、まず第一に農業所得者、これは専業農家と一種兼業農家でございますが、それに占める納税者の割合がそれに比べて横ばいまたは低下しているのではないかという御指摘でございますが、これは水稲の生産調整、農産物価格の動向、さらには作況というようなものがかみ合わさつて農業の場合にはなかなか納税者の比率といふのは高くなつてまいつております。それから事業所得につきましては、これはいわば事業所得の給与所得化と、たとえて申せばそういう現象がありまして、所得が非常に高くなつてしまつて、事業所得者は法人化をいたします。そうしますと、本人、家族全部給与所得になるという現象もございます。そういう形で給与所得者の納税者がふえ、事業所得者の納税者が減ると、こういふ構造的な要因があらうと考えます。

いま申し上げた三つの事柄から、給与所得者に占める納税者の割合がふえておるということは事実でござりますけれども、一概に全部が給与所得者の肩に振りかかつておるというばかりではないのですので、私はこういった点をもう一步明らかにするためには業種別の所得税額の推移、こういうものをやつぱり出していただきたいと思うんです。

○矢追秀彦君 いまのような答弁が出てまいりますので、私はこういった点をもう一步明らかにすうために、給与所得者、サラリーマンのサラリーマンが物価分だけ給与が上がつたと、こういう前提でございましょうか、御質問は、いろいろなケースが考えられるわけでございますが、それをやつぱり出しておきたいと思うんです。

○矢追秀彦君 私が示しておりますのは「給与所得者所得税負担額の累年比較(付住民税負担額を含む)」という、三百萬、五百萬、七百万、一千萬、これは「税制改正の要綱」という大蔵省の資料です。

○政府委員(高橋元君) ちょっとといま御質問のままの資料が手元にございませんので別の数字を設けさせていただいて恐縮でございますが、給与所得に係る収入税額等及び手取り額の伸び率でございますが、源泉所得税につきましては、五十二年一人当たり給与が二百七十五万一千円、それから社会保険料、源泉所得税、住民税の合計一人当たり三十五万五千円、差し引き手取り額が一人

五十三年で申しますと、実績納税人員一千九百九

て人員と税額を整理した表がございますが、金額、人員を一々申し上げるのも繁雑でございますから、五十年分の五十四年と、そういう比率で申し上げますと、給与所得者は人員で一兆%増、税額で八六%増でございます。農業は人員で二八%の減、税額で一五%増。農業以外の事業、これは営業者層でございますが、人員で二三%の増、税額で一〇四%の増でございます。その他、これは人員で三一%増、税額で三四%増。以上申し上げたようなことになつておりますが、必要があれば数字は後ほどお手元にお届けしたいと思います。

○矢追秀彦君 ゼヒ届けていただきたいと思います。これはいわゆるトーゴーサン等の税の捕捉率とも関係がござりますのでぜひ出していただきたいと思います。

次に、給与所得者の所得税負担額、夫婦二人の給与別の推移、これほどのようになつておりますか。

○政府委員(高橋元君) これはいろいろ前提の置き方があるわけでございますが、給与收入が三百万、五百万、七百万、千万という夫婦二人のサラリーマンが物価分だけ給与が上がつたと、こういう前提でございましょうか、御質問は、いろいろなケースが考えられるわけでございますが、名目所得がふえても物価上昇によつて実質所得は減少している。これはもう言うまでもないとおりです。それにもかかわらず税負担率が増加している。これはやつぱりちょっと問題ではないかと思うのです。そこで、そういうふうになつておるのは現行超過累進税率が持つております本来の公平性、こういったものが損われておる、これ以外にないわけです。したがつて、いわゆるブレーカーの調整というものが必要と考へるわけですが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(高橋元君) 税負担が累進をいたしまず構造的な理由といふのは二つある。これは先ほど申し上げたわけですが、一つは基礎的な非課税部分の大きさであります。もう一つは税負担率

十九万人でございますが、一人当たりの給与が二百八十七万五千円。それから三つの社会保険料及び源泉住民税の合計が一人当たり三十八万五千円、差し引き手取り額は二百四十九万円。五十四年が納税人員三千百二十八万人、給与の一人当たり三百三万八千円、それから三つの控除項目の合計が四十一万八千円、手取りが二百六十二万円。五十五年の補正後、これはまだ概数でございますが、一人当たり給与が三百二十六万五千円、納税人員で三千二百九十二万人、差し引かれます税金、社会保険料の合計が四十六万一千円で手取りが二百八十万四千円であります。五十六年は改正法によりますと三百四十八万一千円で、人員は三千三百九十七万人、それから社会保険料及び税金の合計が五十二万三千円、手取りが二百九十五万九千円、こうなつております。

○矢追秀彦君 ちょっとデータが私の議論しているのと違いますのであれなんですけれども、要するに五十二年以來、人的控除の引き上げが行われずに課税最低限は変わつております。そのため負担額といふのも固定されてしまつております。しかし給与は毎年上昇しておりますから税率の高い方へ当然移行していくわけです。そのためサラリーマンの税負担は毎年増加しておる。名目所得がふえても物価上昇によつて実質所得は減少している。これはもう言うまでもないとおりです。それにもかかわらず税負担率が増加している。これはやつぱりちょっと問題ではないかと思うのです。そこで、そういうふうになつておるのは現行超過累進税率が持つております本来の公平性、こういったものが損われておる、これ以外にないわけです。したがつて、いわゆるブレーカーの調整というものが必要と考へるわけですが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(高橋元君) 税負担が累進をいたしまず構造的な理由といふのは二つある。これは先ほど申し上げたわけですが、一つは基礎的な非課税部分の大きさであります。もう一つは税負担率

して、これはもちろん名目の課税所得ということを課税標準にしておるわけでございますから、名目の増加によって所得税が増加していく。それによつて、いまのお示しは超過累進税率構造が持つ本来の公平性が損われておるのではないかというお尋ねだと思いますけれども、しかしながら、私が先ほど申し上げましたように、長期にわたつてやはり五十二年と五十六年というような少し長い目で見ていただきまして、年収が三割ふえ、税金はそれよりも高い割合でふえますけれども、物価が上がりつてもやはり可処分所得の実質は増加しておるという状況が維持されておりますわけで、やはり先ほど大臣からもお話をありましたように、全体としての財政需要なりそれに適応してまいりますための所得税の大きさ、またそのあり方といふこととの関連で全体を判断いたすべきことかといふふうに考えるわけでございます。

○矢追秀彦君 可処分所得があえていいるから、ふえていいるからとおっしゃいますけれども、この議論はまたやればきりがないのでちょっとこれは横に置かしていただきて、所得階層別分布の推移、これを見ましても大変大きくなつた階層別になつておるわけですね。百万以下、二百万、三百万、五百万、一千万、一千万円超とこれだけの階層に分けてあります。一番問題はこの三百万から五百万のところがこれは一番ふえていいるわけです。これは四百万が入つてないからという理由を言われるかもわかりませんけれども、この三百万から五百万の層というものはやっぱり一番子供なんとかの教育にはお金のかかるところでございますので、やつぱりこの辺の分布のあり方というのも一つは問題ではないかと思います。

〔委員長退席 理事藤井裕久君着席〕

かつて税率の低いところにいたこの層の人たちが、名目所得があえただけで実質所得は増加しないにもかかわらず税負担率が高い方へ移行されておる、こういう大変な不合理があるわけですね。それからいまも少し申し上げましたが、この資料ではなかなか分け方が大きいものですから、推移

が特にさつき申し上げた三百万の次は五百万、そこの次は一千万と、こういう五百万単位となつておるわけでして、一番税負担の増加の著しいのは大体六百万円台、こう言われておるわけですね。特

に税率なんかも御承知のようにこの辺が一番高くおなつておる。これは会社で言えばかなり中堅層でありますけれども、そこの方があつても日本なら一万円のところ三万円という

それなりに子供さんが大学へ行つていてるとか非常に厳しい状況もあるわけです。さつきも少し言い

ましたか、この所得階層別分布の階層別の分け方をもつと小刻みにしてやるわけにはいかないの

か。この資料だと非常に大きづぶ過ぎると、こういう点を伺いたいんですけれども、いかがですか。

○政府委員(高橋元君) 民間給与実態調査という広範な調査を国税庁でいたしております。一方で申告所得税につきましても申告所得税の実態調査といたしておられます。これはそれぞれサンプルではありますけれども、かなり全体に延ばしました場合でも差異の少ないような標本抽出方法によつておりますので、最も信頼できる統計だと思います。いまお話のもつと細かい刻みで資料をつくれという仰せでございまして、これは十分検討させていただきますが、実は源泉と申告でこれは事務の流れが違うものでございますから所得をつくれといつたとしても、これは所得税法改正のときには真剣に検討してまいりたいと考えております。

○矢追秀彦君 その問題もそうだけれども、この推移の分け方、刻み。

○政府委員(高橋元君) その推移の分け方につきましてはただいま申し上げましたように、両方の原始統計の区分というものをさらに検討して、よ

り御審議に即するようなものを工夫してみたいと思ひます。

○矢追秀彦君 いま主税局長言われた理由はようわかるんです。だけれども、いま申し上げたよう

な理由でもう少し工夫してもらいたいと思うんで

すが、大蔵大臣はいかがですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 税率区分の問題につ

いては、これは毎回大木さんを初めいろんな人か

ら注文を受けておるところでございますが、一長一短なんですね。これは一長一短ある程度税制

を改正しないということになれば二年間か三年間

ぐらい月給が上がつても同じ税率が適用されるようになります。うにしなさいということなんですね。そうする

と、イギリスみたく三〇%最初つからもう十万円

上がりつても日本なら一万円のところ三万円という

ふうに取つてあれば、かなり三年ぐらいはそれでいいんですよ。いいんですねけれども、そこの方がどうしたらしいのか。私はいまのやつはちょっと

親切過ぎるというふうに思つていてるんです、確かに現在は。だから割合から見ると、たとえば所得の割合にかかわらず税額の割合がいまあなたのおつしゃつたように大きくなると、しかし可処分所得はうんとふえるわけですから、それ以上に。だけれども、累進構造を持つていると月給が二割

上がつたんだから税金が三割上がるということになつちやうものですから、これは月給が二割上がつても税金も二割というようになればいいところ

言うんですね。いいけれども、そのためにはやはり二%刻みを一〇%刻みにするかというようなと

ころになつてくるわけでございまますので、一長一短あるんだけれども、そういう空気が強ければそ

う直すのも一つの手だと、こう思つております。

いずれにいたしましても、これは所得税法改正のときには真剣に検討してまいりたいと考えております。

○矢追秀彦君 いまの数字でおわかりのようす。

○政府委員(高橋元君) 所得税が五十一年から五十四年を比較いたしますと、一・〇一が二・二八と、法人税が一・二四が一・八三、間接税が一・七〇が一・六五というこ

とで、所得税が弾性値の比較でいきますと大変高

いわけですが、この所得税が高い理由、それから弾性値が高いということは具体的にはどういうことなのか、その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) GNPが伸びました場合に、その税目の税収の伸び率が幾らになるかとい

うこととござりますから、弾性値が高いと申しますとGNPが一%上がった場合に、所得税額はた

とえば先ほどの二・幾らといふのと二%伸び

ると、こういう関係でござります。それは二つの問題になつていくと思うのですが、一つは成長率と賃金伸びとの関係でございます。それから二つ

目は税率表、もつと細かく申しますと基礎的非課

題部分及び税率表、それによります税収の累進の問題でございます。しかしながら、そこには利子

所得それから分離譲渡所得などの動きが入つてしま

りますので、弾性値についていま申し上げたよ

うのは、整然たる関係で論理的に積み上げてこ

うなるという計算はなかなかできませんので、先

ほどもお断り申し上げましたように、五十四年、五十五年、五十六年は特に分離譲渡所得の税収が非

常に伸びた、土地の譲渡の税収が非常に伸びた。

それから五十四年の後半から五年にかけましては利子所得の割合が非常に伸びた、こういうような関係がございますので、一義的に弾性値が何によつてあるかということは申し上げにくいけれどござりますが、概して申せば先ほど私が申し上げた三つの要因からなつておるというふうに思ひます。

○矢追秀彦君 五十五年度、五十六年度の推定はできませんですか。

○政府委員(高橋元君) 失礼いたしました。五十五年度の見込みの弾性値でございますが、源泉分が二・四三、申告分が一・七六、合計一・二六。五十六年は同じ区分で申しますと一・一九と一・七七で、合計二・〇九ということになります。

○矢追秀彦君 いま非常に弾性値というのがむづかしいということともよくわかりますが、ここでマイナスの弾性値といふものはどう考えたらいいのか。これはさつきおっしゃったような計算方法でいくと、仮にG.N.P.がマイナスになつた、だから弾性値もマイナスという考え方というのは、何か計算でいうとちょっと出てこない。むしろゼロといふことが弾性値であつて、どうしてマイナスといふのが出てくるのか、その考え方——前年度の比較等が入ってきてマイナスというならわかりますけれども、今まで言われておる弾性値の計算方法でいくと何か、マイナスといふのはどうなかという、そこら辺いかがですか。

○政府委員(高橋元君) 法人税でマイナス三・〇二ということが五十年度にあつた、五十一年度には酒税でマイナス〇・一一という弾性値を示したことがあつたと先ほどお答えしたわけですが、G.N.P.があつておるのに税収が減つておると、とでございます。五十年は四十九年に比べますと、たしか法人の所得水準といふのは六割も下がつた年というふうに記憶しておりますが、その結果税収が非常に縮んだわけでございます。また、赤字ができまして繰越欠損に充てられてしまつたとか、そういうような関係で法人税の税額がダウンをしたわけでございます。この年のG.N.P.の伸

びは正確に記憶しておりませんが、法人税が前年に対しても減になつたことがこういうふうになつておるわけでございます。五十年は石油ショック後の不況で全体として消費が非常に萎縮した年でございますから、酒に対する消費支出がこの年に小さくなつたということです。

概して申し上げれば、法人税は理論的には一の弾性値を持つておるはずでございます。それから間接税は一よりも小さい弾性値を持つておるはずでございます。それから所得税は一よりもかなり大きい弾性値を持つておる、こういうふうに思いますが、年によりまして、不況の年には法人税が非常に小さくなり、好況の年には法人税が二に近い弾性値を示すというふうに国民所得の中に占める法人所得の割合が伸び縮みしますことによつて、法人税にはマイナスからプラスの二までの弾性値が出てくるわけであります。それに比べますと間接税の方は、ほぼ一または一を下回る弾性値といふことが多いようであります。

○矢追秀彦君 その弾性値というものの考え方、私も素人でもう一つようわからぬのですけれども、さつき言われた、確かにマイナス成長といふことならマイナスというのわかるんですけども、何かもう一つこうすつきりしない。ただ単純的にそう言えるのか。ただプラスマイナス本当に裏表同じような率なのかどうか、その辺ちょっと私も疑問に思いますので、もう少し私も勉強してみたいと思います。

そこで、税収弾性値はどのくらいを適正と考えるべきなのか。いま少しお触れになりましたけれども、大体そういう考え方でいかれるのか。といふことは、現行所得税法のままでいければ、名目所得は高くなるのであるから弾性値といふのはますます高くなつていくわけですね。そうすると、他の税との弾性値のバランスといふのが何かアンバランスになつてくる。だから他の税との弾性値のか、こう考えますので、その点、これは結果論として出てきている数字でしょうけれども、その

辺はどうですか。

○政府委員(高橋元君) 法人税の弾性値が理論的に一であつて、後は法人の利益が大きくなるか小さくなるかによって弾性値が動いてくる、それから非消費支出の割合が高まつておるわけですが、年によりますと、一よりも大きい弾性値を持つておる、それが間接税の弾性値はリミット一であつて、一よりも低くなるのが普通であろうということを申し上げました。非常に構造的にプラスの弾性値を持つておるはずでございます。それから弹性値を持つておるのは、一よりも小さな弾性値を持つておるはずでございます。それから所得税は一よりもかなり大きめの弾性値を持つておる、こういうふうに思いますが、年によりまして、不況の年には法人税が非常に小さくなり、好況の年には法人税が二に近い弾性値を示すというふうに国民所得の中に占める法人所得の割合が伸び縮みしますことによつて、法人税にはマイナスからプラスの二までの弾性値が出てくるわけであります。それに比べますと間接税の方は、ほぼ一または一を下回る弾性値といふことが多いようであります。

○矢追秀彦君 その弾性値といふものの考え方、私も素人でもう一つようわからぬのですけれども、さつき言われた、確かにマイナス成長といふことならマイナスというのわかるんですけども、何かもう一つこうすつきりしない。ただ単純的にそう言えるのか。ただプラスマイナス本当に裏表同じような率なのかどうか、その辺ちょっと私も疑問に思いますので、もう少し私も勉強してみたいと思います。

いかほどの弾性値が適当かということは、実は外国の比較ということをしようともお答えをすらわけですから、この問題については、実は外國の所得税の弾性値の正確な計算といふのはできないものでございますから、国際比較をもつて日本の弾性値がこの辺にあるというお答えをすることも、いまのところ理論的にぴしつとしたお答えをすることはむずかしいわけでございますが、それは所得税の税率表の問題であるうといふように考えております。

○矢追秀彦君 次に、経企庁いらっしゃいますか。——勤労世帯において非消費支出の家計に占める割合が大変高くなつておりますが、その状況と、それに対してもお考えになつておるのかお伺いしたいと思います。

○説明員(香川勉君) お答え申し上げます。

○説明員(香川勉君) 負担の状況と受益の状況と申しますが、実際にどの程度便益なりあるいは利益を得ているかという状況を、両方合わせたデー

収入に占める非消費支出の割合は五十二年以降高まる傾向でございます。そして五十年の八・七%が五十五年には一二・六%となつております。このように非消費支出の割合が高まつておるわけですが、そのふうにふえていることにつきましての経済企画局としての考え方としましては、確かに国民の負担としてはふえているわけでございますが、これが大きいかどうかということを判断いたします場合には、この反対側としまして社会保険の水準だと、あるいは住宅の状況だとか社会資本の整備状況、こういったことがあるわけでございますけれども、これこそまさに税率表の構造が一番大きく起因しておるわけであります。課税最低限と申しますが、基礎的な非課税部分の大きさ、それから税率表の刻み方、それから最高税率、それから所得分布、四つのことが影響してくるわけでございますが、それは先ほど大臣からも仰せのありましたように、所得税を根本的に検討する時期に、税率表の問題として一つは私どもも検討いたさねばならないというふうに考えておりまして、そのことは昨年の暮れの税制調査会の中期答申の中にも述べられているとおりであります。

いかほどの弾性値が適当かということは、実は外國の比較ということをしようともお答えをすらわけですから、この問題については、実は外國の所得税の弾性値の正確な計算といふのはできないものでございますから、国際比較をもつて日本の弾性値がこの辺にあるというお答えをすることも、いまのところ理論的にぴしつとしたお答えをすることはむずかしいわけでございますが、それは所得税の税率表の問題であるうといふように考えております。

○矢追秀彦君 そういうことは、税及び税外負担というものが上がつても、いま言われたようなことで、たとえばこの五年間で約三・九伸びておるにもかかわらず、そっちの方ももつておるからそういう面から考えましてこの高さというのを判断すべきであるうといふうに考えておりまして、特にこれで、この表の数字がどうこうということではございません。

○矢追秀彦君 ということは、税及び税外負担というものが上がつても、いま言われたようなことで、たとえばこの五年間で約三・九伸びておるにもかかわらず、そっちの方ももつておるからそういう負担としては上がりつてない、こういう判断なんか、あるいはもしもそう言われるならそれなりのデータが出てこないと、いまの国民の実際的な感覚としては、税金も重くなつた、社会保険料等もふえた、そつちの福祉の負担もふえた、にもかかわらず生活は現実は厳しいんだ。よくなつた面もある程度は認めるけれども、厳しくなつたという声がありますので、いま言われたことで政府の方から私の議論に反論をされるとするならば、それなりのデータといふものを出していただきたいと思うのですが、そちらを含めた上でデータというのはあるんですか。

はお金がいろいろかかると、で、小学校に二人やれば八十万円国と地方でお金がかかりますというようなことをお話ししますと、意外と納得してくれる人が多い。納得しない人もいますよ、それはいっぱいいるけれども、私は話せばわかるんじゃないかというようなことで、今回もそういうわけござりますから、本当は所得税減税をやりたのですが、こういうような財政事情なので、今はひとつ御容赦をいただきたいということを言つておるわけです。財政事情がもとと好転をすれば、私は所得税の減税問題というものは避けて通れない問題だと、このように思つております。

○矢追秀彦君 次に、いわゆる職員世帯、ホワイトカラ一、労働世帯、昭和五十三年で職員世帯が一一・八、五十四年度が一六・三%、これはいまの総理府統計局のデータですね、対前年度比率で、労働世帯が二〇・七が二〇・九、職員世帯が一・八が一六・三と。要するに、労働世帯の方が依然として負担率の伸びというのもワイトカラーより高いんですね。これはやっぱり所得が低いということに対するしわ寄せの一つのデータと思うんですが、これはいかがですか。

○政府委員(高橋元君) いまのお示しの資料はちょっといま手元に持ち合わせておりませんで恐縮でございますが、確かに収入の少ない、または所得の少ない方が、所得が増加します場合の税負担の伸びは、これは基礎的非課税部分の割合が大きいわけでござりますから、繰り返しのお答えで恐縮でございますが、高くなりますが、全体としての収入または所得に対する税負担率の推移といふものがあわせて御勘案をいただきたいと思ひます。いま手元で調べておりますから、それに該当いたいと思います。

○矢追秀彦君 さつき大蔵大臣が減税やりたいといふことで、今度についてはなかなか厳しいと言われましたが、これはあるいは予算委員会等で質問が出たかと思いますが、先ほども少し触れましたが、税収がどこまでくるのか、あるいは剩余

金がどこまで出るかいろんな問題ありますので即答はできないと思いますが、考え方の基本として、大体どれぐらいの財源ができるか、いわゆる所得によって減税、課税最低限を引き上げるあるいはまた控除の方でいい、あるいはまた、これは私は税務署の方でいいじる、あるいはまた、これは手間が大変かかるし、非常に税務署の方大変ですから私は余り好ましくないと思いますが、戻し税減税。それからまた、いじるときは年末調整でやるのか、その辺即答はできないと思いますが、大体こういうふうな条件が整えばこうやるんだという、それはいま出せませんか、五十六年度。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 五十六年度について

は、一貫して減税は御容赦願いたいということを言ってきたんですが、いろいろなきづがありまして、それで五十六年度は議長裁定というものが出て、それで各党間でそいつを受諾したわけですか。

○矢追秀彦君

そういうことは、政府としてはもう出さぬと、こういうことです。

○國務大臣(渡辺美智雄君)

各党がいいといふこととでいいんじやないか、政府としては、あれがいいとかこれが悪いとかということをいまさら申し上げる立場にありません。

○矢追秀彦君

もう時間も余りありませんので、次の質問に入るところと時間切れになりますから、私ちょっと、質問通告していない問題です

が、総論的な面ですから、大蔵大臣もお答えできることでいいんじやないか。政府としては、あれがいいとかこれが悪いとかということをいまさら申し上げる立場にありません。

○國務大臣(渡辺美智雄君)

各党がいいといふこととでいいんじやないか。政府としては、あれがいいとかこれが悪いとかということをいまさら申し上げる立場にありません。

○矢追秀彦君 もう時間も余りありませんので、次に質問に入るところと時間切れになりますから、私ちょっと、質問通告していない問題です

が、総論的な面ですから、大蔵大臣もお答えできることでいいんじやないか。政府としては、あれがいいとかこれが悪いとかということをいまさら申し上げる立場にありません。

○矢追秀彦君 本当に問題もあるでしょう。それから何とか直間の問題も頭の中にはないわけではないんです七年、八年、先の展望につきましては、これは要するに財政再建のめどがつくと、一口で言えます。

本年度、予算委員会でも減税論等が出まして、結局財政再建の増税という面では政府は一つ下がったと。そのかわり今度は行政改革ということが、そういうようなことで、いずれにしても財政再建のめどがついて、そうして歳出カットができるとして増税をしなくてもなお財源に余裕があるというようなときには、私は優先的に所得税減税を考えていきたいと、そう思つていいのです。

○矢追秀彦君 さつき大蔵大臣が減税やりたいといふことで、今度についてはなかなか厳しいと言われましたが、これはあるいは予算委員会等で質問が出たかと思いますが、先ほども少し触れましたが、税収がどこまでくるのか、あるいは剩余

金がどこまで出るかいろんな問題ありますので即答はできないと思いますが、考え方の基本として、大体どれぐらいの財源ができるか、いわゆる所得によって減税、課税最低限を引き上げるあるいはまた控除の方でいいじる、あるいはまた、これは私は税務署の方でいいじる、あるいはまた、これは手間が大変かかるし、非常に税務署の方大変ですから私は余り好ましくないと思いますが、戻し税減税。それからまた、いじるときは年末調整でやるのか、その辺即答はできないと思いますが、大体こういうふうな条件が整えばこうやるんだという、それはいま出せませんか、五十六年度。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それはもともと政府が考へ出した減税案じゃないわけですから、政府の方は考へないわけなんですよ。それは各党で話し合いをしてもらって、その財源の範囲内で話のついたところでやつていただきのがいいんじやないかと、そう思つております。

○矢追秀彦君 そういうことは、政府としてはもう出さぬと、こういうことです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それはもともと政府が考へ出した減税案じゃないわけですから、政府の方は考へないわけなんですよ。それは各党で話し合いをしてもらって、その財源の範囲内で話のついたところでやつていただきのがいいんじやないかと、そう思つております。

○矢追秀彦君 そういうことは、政府としてはもう出さぬと、こういうことです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 各党がいいといふこととでいいんじやないか。政府としては、あれがいいとかこれが悪いとかということをいまさら申し上げる立場にありません。

○矢追秀彦君 もう時間も余りありませんので、次に質問に入るところと時間切れになりますから、私ちょっと、質問通告していない問題です

が、総論的な面ですから、大蔵大臣もお答えできることでいいんじやないか。政府としては、あれがいいとかこれが悪いとかということをいまさら申し上げる立場にありません。

○矢追秀彦君 本当に問題もあるでしょう。それから何とか直間の問題も頭の中にはないわけではないんです七年、八年、先の展望につきましては、これは要するに財政再建のめどがつくと、一口で言えます。

本年度、予算委員会でも減税論等が出まして、結局財政再建の増税という面では政府は一つ下がったと。そのかわり今度は行政改革ということが、そういうようなことで、いずれにしても財政再建のめどがついて、そうして歳出カットができるとして増税をしなくてもなお財源に余裕があるというようなときには、私は優先的に所得税減税を考えていきたいと、そう思つていいのです。

○矢追秀彦君 さつき大蔵大臣が減税やりたいといふことで、今度についてはなかなか厳しいと言われましたが、これはあるいは予算委員会等で質問が出たかと思いますが、先ほども少し触れましたが、税収がどこまでくるのか、あるいは剩余

なんですか、それにはいっぱいあると思うんですね。

具体的に例を言いますと、これは言つていいのかどうか非常に私も心配なんですが、今後は全然見当つかないのか。たとえば三千億ぐらいいの

くで済む行政改革といいますか、節約といつていいのか、それはいつぱいあると思うんですね。

老齢化社会になると、六十五歳以上が一〇%になると、たとえばいまシルバーシートがある。これは高齢化社会になつたら山手線に一台空っぽの車、シルバー電車走らなくちゃいけぬ、車両一両ね。そ

ういうことをするより、むしろみんなが席を譲れば要らぬわけですね。ただし教育は徹底的にやらなければいけないかねと思う。こういうのは、一つこれは

なきやいかねと思う。この場合は、一つこれは、それがからまた、たとえば救急病院などは果たして急患がどれだけ行つてているのかと言いますと、半分しか行つてません。普通の患者さんが半分で出で、それで各党間でそいつを受諾したわけですか

から、理屈は理屈現実は現実、そういうことで私は出で、それで各党間でそいつを受諾したわけですか

から、理屈は理屈現実は現実、そういうことで私は

出で、それで各党間でそいつを受諾したわけですか

から、理屈は理屈現実は現実、そういうことで私は

出で、それで各党間でそいつを受諾したわけですか

から、理屈は理屈現実は現実、そういうことで私は

出で、それで各党間でそいつを受諾したわけですか

から、理屈は理屈現実は現実、そういうことで私は

出で、それで各党間でそいつを受諾したわけですか

から、理屈は理屈現実は現実、そういうことで私は

されるのは五百円しか加算されない。これはもう少し上げていただく。そのかわりみんなが協力する。しかし一人ではできませんから、近所の方もある程度障害者の方を運んだりするのを手伝つていただくとか、そういうことをやれば五千方の赤字があるいは二千万ぐらいで済む可能性は十分あるわけとして、そういう面の問題、あるいは国保の赤字一つ取り上げても、地域医療をしっかりとすれば、国保が赤字になっている市町村もあるんですよ、これは受診抑制でなくて、実際データは出ているわけです。そういうふうに下手をすると財政再建に名をかりて、それこそさつきの話ではあります、これが赤字になつたりあるいは首切りになつたりいろいろな面が出てくる。こういう点は非常にまずいので、これは第一臨調等でこれから検討されると思いますけれども、とにかくそういう一律カット的なものではなくて、もう少しそういう節約のできるあるいはお金がかからぬで済むような体制づくりといいますか、そういうものを先にやつた上で自然の流れの中でやつていく。五十七年度でこれだけ切る、五十八年度でこれだけ切る。私は、大体主計局の考え方というのは絶えず何割カットとかという考え方が多いように思ひます。そういう点で、要らなくなつた補助金の問題、全部事業が終わっているのにまだ補助金が続いている、これなんかとんでもない話です。そういうことだけではなくて、もつと国民の協力とそれからそういうことができるような体制づくり、そういうことに政府は努力をした上で、じや五%泣いてくださいとか、それならわかるんですけれども、往々にして金がないから、税金取れませんから今度はカットされてしまうと私は大変問題になると思いますので、今後の財政再建の一つの大きな柱である歳出カットの問題ですね、これをひとつ大蔵大臣よくお考えいただきたい。御感想を伺つて、終わりたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 財政再建のために増

税を避けてやろうということになれば経費の節減しかないわけございまして、どの経費が必要なるわけとして、そういう面の問題、あるいは国保の赤字一つ取り上げても、地域医療をしっかりとすれば、国保が赤字になっている市町村もあるんですよ、これは受診抑制でなくて、実際データは出ているわけです。そういうふうに下手をすると財政再建に名をかりて、それこそさつきの話ではあります、これが赤字になつたりあるいは首切りになつたりする。この点は非常にまずいので、これは第一臨調等でこれから検討されると思いますけれども、とにかくそういう一律カット的なものではなくて、もう少しそういう節約のできるあるいはお金がかからぬで済むような体制づくりといいますか、そういうものを先にやつた上で自然の流れの中でやつしていく。五十七年度でこれだけ切る、五十八年度でこれだけ切る。私は、大体主計局の考え方において、もう本当に予算は伸ばさない、むしろ減らすということをまず省庁の中で一遍考へても減らすといふことをまず省庁の中でもうかくもうけの処理が困るみたいな話をしているのも現実の世界なわけです。ですから、ただ道義的にやることも、もちろんこれは一番大事なことなんです。これは一舉にできないかもしけれません。時間がかかる。しかしその前にやはり各省庁までつくって、トンネル会社までつくらなければなりませんが、この問題です。昭和五十六年度の省エネ、代替エネルギー関連投資ですね、これがどれくらい見込まれるか。新聞報道によりますと約一兆円とあります。さておりますが、間違ないでどうか。

○政府委員(梅澤節男君) 取得価格ベースで約一兆円でございます。

○近藤忠孝君 問題は、その額が達成できるか、かということは、また別途考へなきやならない問題です。その具体的な手法につきましては決まつたもの何もありません。何にもございません。試行錯誤的なところもありましようし、何もこれは大蔵省だけで考へる必要はないんであつて、各党派もこういう財政再建案で、こことのところの経済会つておられて中小企業の危機的状況についてももう十分御承知だと思うのです。これは私も指摘しましたけれども、特に最近では商社系列の中小企業に對して、いわゆる商社金融をだんだんしょぼつていく。そういう意味で倒産がどんどん続出をして、私の見込みでは、これはいまも、まさにこれは日本経済の危機ラインを突破している。このラインを、さらに突破に拍車をかける状況じゃないかと思うのです。私が指摘をしたのは三井物販の例でしたけれども、その後三井商事関係でも倒産が出ていた。こうなりますと、私は、この設備投資、対象となる設備投資に中小企業が果たして金を出す余力があるのか、こう疑わざるを得ないのですが、その点いかがでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これはやつてみない

はないでございまして、大いに今後皆さんから具体的な御提案を大歓迎をして一緒になつてやり

たい、そう思つておるわけです。

○近藤忠孝君 最初に、昭和五十六年度から新設されるエネルギー対策投資促進減税の問題についてお聞きます。

この対象となる設備を購入した企業については員のおっしゃるような、それはみんなが席を譲ればシルバークーは要らないんじやないかといふとも、それはそういうことも言えるでしょう。そ

れから医療の問題も道義的な問題でしょう。それはみんなが喜んでともかく身障者を見て差し上げよう。ところが現実の世界というものは、第一会社

しまして総額四百五十億円を見込んでおります。

○近藤忠孝君 大臣、一つ財源をいま見つけましたので、ひとつ御検討いただきたいと思うのですが、この問題です。昭和五十六年度の省エネ、代替エネルギー関連投資ですね、これがどれくらい見込まれるか。新聞報道によりますと約一兆円とあります。さておりますが、間違ないでどうか。

○政府委員(梅澤節男君) 取得価格ベースで約一兆円でございます。

○近藤忠孝君 問題は、その額が達成できるか、かということは、また別途考へなきやならない問題です。その具体的な手法につきましては決まつたもの何もありません。何にもございません。試行錯誤的なところもありましようし、何もこれは大蔵省だけで考へる必要はないんであつて、各党派もこういう財政再建案で、こことのところの経

済会つておられて中小企業の危機的状況についてももう十分御承知だと思うのです。これは私も指

めています。その一つとして大企業と中小企業の設備投資格差がはつきり出てきた。同じ業界であつても規模の大小によるこれほどの投資格差が出てきたということが指摘されておるので

あります。その原因というのは、最近の設備投資が技術開発型であるのがその一因である。それからもう一つは、大企業の場合には自己資金を大いに使つておるけれども、中小の場合にはその力がなくて借り入れがこれまで制限される。そういう状況の中で、具体的には政府がせっかくつくった省エネの減税の対象にはかなりかなり得ない、こういう実態があると思うのですが、その点の把握はいかがでしょうか。

○政府委員(高橋元君) いまも大臣からお話をありましたように、中小企業金融というものは、中

小企業の設備を更新し能力を拡張していく、大企業に對して競争性を強めていくために行われているものであります。その消化の実績とい

うのはかなり高いと思うわけです。毎年年末になりますと、中小企業金融を追加をいたす

いうような形でかなり利用されておると思ひます。

設備投資が低調であるというような御指摘でござりますけれども、設備能力を拡充してという形の設備投資についてはかつてほどの旺盛な投資需

要というのは、いまの段階では期待できないとは思ひますけれども、省エネエネルギーでございますと

か技術革新投資でござりますとか、そういうものにつきましては、いまや一種の設備投資循環で上

昇局面にあるといふに考えておりますし、たゞいま御審議をいたしておるエネルギー対策税

制につきましては、これはもうエネルギー原単位を下げてエネルギーコストの低減を図っていくと、いうことが刻下の急務であるということは、大企業、中小企業とともに同じでございますし、企業面でも省エネルギー、代替エネルギー投資をやっていくといふという企業的な意味での必要性というのと同じように認識されておると思うわけであります。

大臣も仰せになりましたように、現在必要な省エネルギー政策というものを推進するための税制でありますし、それを企業の面で受け入れる素地も十分あると、全体として一兆百億円ぐらいの投資の中でも、六千六百億円は中小企業によって消化され得るものというふうに考えておるわけであります。

○近藤忠孝君 私は、その見込みがだんだん狂つてきつたあるんではないかということを指摘をしたいんです。ともかくも最近いろんな出てきている指標とかあるいは経済記事、それは確かにいま局長言つたとおり省エネ投資がふえてはおる、これは事実です。しかしそれはあくまでも大企業であつて、中小企業にふえたという資料はどこにもないんですよ。逆に中小企業はそういう投資がむしろむづかしくなっている。逆に倒産どんどんふえていると、そういう資料は幾らもあるんですね。が、それでもなおかついま見つた六千八百億円ですか、それが達成できるという自信はあるんでしょか。

○政府委員(高橋元君) 産業所管省とも十分相談をいたしまして、五十六年度の経済見通し、それをつくるおります産業の資金需給等々を踏まえまして六千六百億円という見込みを立てたわけでございます。

○近藤忠孝君 私は、これはもう一度慎重に実際の経済の動きを見直してみるべきだということを指摘をいたします。片方でせつかくつくったこの減税措置が、中小企業に余り利用できないんではないかという問題とうらはらに、大企業の場合に果たしてこれだけの恩恵を与える必要があるんだろかという、こういう問題があるわけあります。

す。現に、エネルギー価格高騰によるコスト低減の対策として、省エネルギー、石油代替のための設備投資を急速に進めているのが、これは大企業の実態であります。たとえば鉄鋼業界では一九八〇年度の設備投資は六千二百四十億円であります。が、このうち省エネ投資は前年比七八%増、総投資額の二七%を占めているわけとして、しかもその設備投資は、資金はすべて自己資金の範囲内におさまっている。これは「鉄鋼界報」、これは千二百二十七号ですが、ここにちゃんとはつきり書いてあるんですね。これは八〇年の段階です。八〇年の段階すでに自己資金で全部賄つてある。しかもそれがふえているとなりますと、何もここで自分でできるこういう業界に対して、わざわざ四百五十億円もの減税ですね、そろまでしてやる必要があるんだろうか。その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) エネルギーの使用という点からしますと、日本は暖房用のエネルギーとか運輸用のエネルギーの割合がヨーロッパ、アメリカに比べて低いわけであります。したがつて、産業用に使われるエネルギーというものが非常に大きい。しかもこれが海外に依存をしますエネルギーで、経済の基礎でありますエネルギーの供給体制というのは非常に薄弱であるということは申し上げられると思います。全体の三分の二が産業用に使われております。そのまた三分の二が、大企業、中小企業という分類で申し上げれば大企業が使っておるエネルギーであります。これを原単位を対外依存度七五%から五〇%まで下げていくと、あるいはその制度の分は残しておいても構わぬと思うんですが、大企業の分については別にこの制度をつくるなくてもきちっと投資減税進んでいく状況でありますから、その分割りますと大体四百五十億円の財源のほとんどが私はこれは浮いてくると思うんですが、そういうお考えは頭の中にこれっぽちもないでしようか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは産業界の実態は大蔵省よくわからぬわけでして、通産省などの指導に基づいてやっておるわけでございますが、局長からもお話しがあつたように、二百四十億円は中小企業向けにやると。あなたの話では、中小企業の方はほとんど使わぬじゃないかとおっしゃいますが、使うよう仕向けていかなければならないのであつて、いまの現況では景気が低迷していると、しかし物価も落ち着き将来の見通しもよくなつてくると、夏から秋にかけて。ということになつてくれば、われわれ金利も下げたりしておられますから、やはりこれは中小企業の方にも大きいにそういうような点で活用してもらおうようにした

体を通じまして総合的なエネルギーの政策といふものを精力的につき込んでおるわけであります。なお、ただし電力業のように計画的に電源開発を進めています。たとえば鉄鋼業界では一九八〇年度の設備投資は六千二百四十億円であります。が、このうち省エネ投資は前年比七八%増、総投資額の二七%を占めているわけとして、しかもその設備投資は、資金はすべて自己資金の範囲内におさまっている。これは「鉄鋼界報」、これは千二百二十七号ですが、ここにちゃんとはつきり書いてあるんですね。これは八〇年の段階です。八〇年の段階すでに自己資金で全部賄つてある。しかもそれがふえているとなりますと、何もここで自分でできるこういう業界に対して、わざわざ四百五十億円もの減税ですね、そろまでしてやる必要があるんだろうか。その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) エネルギーの使用という点からしますと、日本は暖房用のエネルギーとか運輸用のエネルギーの割合がヨーロッパ、アメリカに比べて低いわけであります。したがつて、産業用に使われるエネルギーというものが非常に大きい。しかもこれが海外に依存をしますエネルギーで、経済の基礎でありますエネルギーの供給体制というのは非常に薄弱であるということは申し上げられると思います。全体の三分の二が産業用に使われております。そのまた三分の二が、大企業、中小企業という分類で申し上げれば大企業が使っておるエネルギーであります。これを原単位を対外依存度七五%から五〇%まで下げていくと、あるいはその制度の分は残しておいても構わぬと思うんですが、大企業の分については別にこの制度をつくるなくてもきちっと投資減税進んでいく状況でありますから、その分割りますと大体四百五十億円の財源のほとんどが私はこれは浮いてくると思うんですが、そういうお考えは頭の中にこれっぽちもないでしようか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは産業界の実態は大蔵省よくわからぬわけでして、通産省などの指導に基づいてやっておるわけでござりますが、局長からもお話しがあつたように、二百四十億円は中小企業向けにやると。あなたの話では、中小企業の方はほとんど使わぬじゃないかとおっしゃいますが、使うよう仕向けていかなければならないのであつて、いまの現況では景気が低迷していると、しかし物価も落ち着き将来の見通しもよくなつてくると、夏から秋にかけて。ということになつてくれば、われわれ金利も下げたりしておられますから、やはりこれは中小企業の方にも大きいにそういうような点で活用してもらおうようにした

ます。それから、いま大臣が触れた電力会社の問題ですが、これは関税の問題になりますので、ひとつ関税局長お答えいただきたいと思うんですが、原子力発電その他の原子力の利用のために使用する物質等について免税になつておりますが、その理由は何でしようか。

○政府委員(清水汪君) 原子力研究用物品についての免税をいたしてござりますが、これはわが国におきます原子力関係機器の研究あるいはその開発、そういうものがやはりおくれてスタートしたという関係もございまして、かなりの程度いままでのところで企業努力によりまして追いついているものもありますけれども、やはりまだそれがあまり立ちおくれていてるというようなことから、国産の困難な分野といふものはかなりあるようになります。この制度はそうした国産困難な分野に対する措置といふことで、そのようなものについてまで関税を課するというのは適当でないと、いうことから免税措置を講じてると、こういうふうに思います。この制度はそうした国産困難な分野に対する措置といふことで、そのようなものについてまで関税を課するというのは適當でないと、いうことから免税措置を講じてると、こういうふうに思います。

○近藤忠孝君 研究機器だけではなくて、原子力発電その他原子力の利用のために使用する物品について免税になつておるわけですね。結局それを含めて使用するのは電力会社であります。電力

会社は絶対赤字にしないということで、赤字にな

るうとすると値上げするわけですが、そういうこ
とではやはり相当のこれは能力のある企業ですね。

そうなりますと、私はそういう面に着眼します
と、これまた免税の必要はないのではないかと思
うんですが、その点はどうか。そして、この免税

による税の減免額はどれくらいでしょうか。

○政府委員(清水注君) 減税額は、先に申し上げ
ますと、時点によっていまの関連機器の輸入とい
うものが変動いたしますので余り一定しておりま
せんが、最近のところで申し上げますと、約三十
億円というものが大体年間の免税額の大きさだと思
います。

ただいま電力会社のような大企業に対する措置
ということになるではないかと、御指摘がござ
いましたけれども、これは最初制度の趣旨を申し
上げましたが、研究用のみならず原子力機器の利
用ということがもちろん入っておりますけれど
も、たまたま電力会社は御案内とのおり大規模で
やつておるということの結果として、結果的に大
企業が利用する結果になつておりますけれども
制度の趣旨はあくまでも国産困難なものに対して
関税をかけないというところからきているという
ふうに御理解を賜りたいと思います。

○近藤忠孝君 国産困難という面の着眼だけでは
なくして、やはりそれを実際に利用し、税額を実質
的には負担するその問題も私はやっぱり考える
べきだ、こう思うわけです。

同じ関係では、航空機についての免税の理由と
その免税額お答えいただきたいと思います。
○政府委員(清水注君) 航空機につきましては、
免税の大体の金額が、これも年によってかなり振
れますけれども、最近のところで申し上げます
と、約三百億円ないし三百一、三十億円、こうい
う数字になるわけでございます。

この制度は、一つは航空機——最近の開発を迫
られております航空機のメーカーのやはりまだ技
術開発がおくれている、しかしながら、わが国の
産業といふものの将来を考えると航空機製造業

というものの将来性というものにはやはり大きな
関心を持たざるを得ないわけでございまして、そ

うした製造業の保護という面がござります。そ
うしたことから関税を設定しているわけでございま
すけれども、やはりその国産困難なもの輸入す
る素材なりあるいは部品なりを輸入するとい
うことから関税を課すのは適当でございま
すが、これが購入いたします大型ジェッ

ト旅客機、これももちろん免税にいたしてござ
いますが、これも、言うまでもなく、わが国で国產
ではないという面が一つございます。それからもう一
つは、航空会社、つまり航空運送事業者でござ
ますが、これも、やはりその国産困難なもの輸入す
る、素材なりあるいは部品なりを輸入するとい
うことから関税を課すのは適当でございま
すが、これも、言うまでもなく、わが国で国產
がないということから免税措置を及ぼしている、
こういうことでございます。

○近藤忠孝君 同じような問題について、石油化
学製品の関税還付問題がありますね。これについ
ても、その還付の額とこれを還付している理由、
いかがですか。

○政府委員(清水注君) ちょっと額をいま調べま
すけれども、石油化学系統の原料を使うところの
原重油に伴つての関税の減免、還付は、これはそ
もそも、原重油関税というものが石炭との関係か
ら、つまり燃料としての競合性といふところから
ございまして、逆に言えば、石油化学のようない
わゆる原料として使う分についてまでその原重油
関税を課すのは適当でない、こういうふうに考
えておりまして、従来からそれに見合う分について
の関税は免除する、手続きとしては還付というの
もござりますけれども、考え方としてはそういう
ことにいたしておるわけでござります。

その金額でござりますけれども、還付の金額と
して申し上げますと、たとえば昭和五十四年度で
ございまして約八十億円というような数字になつ
てございます。

○近藤忠孝君 この還付問題は国際競争力をつけ
るために設けた、こういう面はあるんでしよう

がございます。

○近藤忠孝君 現状を見ると、その配慮はなくな
っておるよう思ひます。ないことはないと思いますが、
以上、いろいろな面を見てみますと、大体財源

が約九百億円ぐらい出てくるんですね。大臣の欲
しがつてある財源これくらいあるんですね。まあ
国産ができるものというようなことも、これは
大臣の頭の切りかえで、いやそれに対してもひと
つかれども、これが購入いたします大型ジェッ
ト旅客機、これももちろん免税にいたしてござ
いますが、これも、言うまでもなく、わが国で国產
がないという面が一つございます。それからもう一
つは普通に課税していくというお考えを持ってば、
ますけれども、これが購入いたします大型ジェッ
ト旅客機、これももちろん免税にいたしてござ
いますが、これも、言うまでもなく、わが国で国產
がないということから免税措置を及ぼしている、
こういうことでございます。

○近藤忠孝君 同じような問題について、石油化
学製品の関税還付問題がありますね。これについ
ても、その還付の額とこれを還付している理由、
いかがですか。

○政府委員(清水注君) ちょっと額をいま調べま
すけれども、石油化学系統の原料を使うところの
原重油に伴つての関税の減免、還付は、これはそ
もそも、原重油関税というものが石炭との関係か
ら、つまり燃料としての競合性といふところから
ございまして、逆に言えば、石油化学のようない
わゆる原料として使う分についてまでその原重油
関税を課すのは適当でない、こういうふうに考
えておりまして、従来からそれに見合う分について
の関税は免除する、手続きとしては還付というの
もござりますけれども、考え方としてはそういう
ことがあります。ただし、本来は、要するに
国内の産業を維持したり、国際間の価格のバランス
を考えたり、もともとそういうことでどの国
でもやつてているんですから、お互い同士が一〇%
ずつ関税かけ合うなら両方でやめた方が一番いい
んですねからね。ですから、私はそういう点も考
えなければならないので、航空機に関税をかける
ということになつても高い飛行機を仕入れるだけ
のことになつても高い飛行機を仕入れるだけ
の結果は、まあどうで負担させるということになる

わけですから、原油にかけているんだから飛行機
もかけたらどうだという理屈も私はないことはな
いと思いますよ。ないことはないと思いますが、

現在のところ航空機の問題については、むしろ安
い航空機でそいつの償却等によって何とか会社関
係や料金関係のことも配慮をするというような観
点からこれは免税になつているものではないか、
詳しいことは私はわかりませんがね。だから一般

にそういうものの全部かけたらどうだというそれは
それがちゃんと取れるんですよ。だからいま私が
挙げたのはごく幾つかの問題点であつて、そのよ
うにささいに見ていくとたくさん問題があるじゃ
ないか、こう思ひますが、とりあえずきょう、
いままとめてただけでも約九百億ですから、何とか
これいたしませんか。

○近藤忠孝君 大臣言うとおり、外すなら全部
外しちゃえばそれは一つの理屈でまだいいんです
ね。ただ現在は一応課税している、その中で外す
もんですからね。外したうち私が指摘したもの
は、これはいずれも相手が、利用するのは大企業
であつて、そこへ負担さしても決しておかしくな
い。そこをきちつと取れば財政困難の折がら、約
九百億円も出てくる、こういう指摘なわけです
ね。となれば、これを考えていただいてもよろし
いんじゃないでしょうか。

○近藤忠孝君 まあ考えてはみます
が、メリット、デメリット両方もそれもあわせて
考えなければならぬので、両方あわせて考えて
みます。

○近藤忠孝君 まだ質問があるんですが、時間が
なくなりましたので、まあ関税にはプラスのわれ
われが賛成できる積極的な面もありますけれど
も、まだこういう幾つもの問題となる点がたくさん
あります。ございますが、本来は、要するに
国内の産業を維持したり、国際間の価格のバランス
を考えたり、もともとそういうことでどの国
でもやつてているんですから、お互い同士が一〇%
ずつ関税かけ合うなら両方でやめた方が一番いい
んですねからね。ですから、私はそういう点も考
えなければならないので、航空機に関税をかける
ということになつても高い飛行機を仕入れるだけ
の結果には合算をして累進課税をかける、こうい
うふうになつてゐるわけなんですが、これはやは
り総合課税になつた場合には、それでもなおこう

いうことを続行してやつていくのか、全面的に検討するというようなお話をあります。こういうような場合には早速検討しなくちゃならぬというような答弁もあったがと思いますが、その点を一つ。私は、総合課税をやる場合に夫婦の同一世帯の高額所得の合算というのは、これはやめた方がいいんじゃないか、こういうふうに思う。時代おくれの考え方じやないかと思うんです。

それからもう一つは、いま税務署でたしか高額所得者と言つて一千万円以上なのは各税務署ごとに発表している。これを新聞、各地方紙なんかが非常に大げさに出しているわけなんですが、こういうのはもう大分年代もたち、いま一千万円といふのは、これを発表した戦後のすぐのときから見ると普通の、特別高額所得というほどのことではないんじやないかと思うんですが、こういうものも総合課税とともに、やはり余り刺激的になるかどうかというこれは個人の判断にならうかと思うんですが、やるとしても特別タレントとか政治家とか社会的の関心の強い人に限つて、一般の金もうけを商売にしている人のやつを余り一生懸命これまでやる必要があるかどうか。この二つをちょっと御説明いただきます。

○政府委員(高橋元君) 二つのお尋ねでござります。

資産合算は主たる所得者の所得が一千万円を超えております場合に、家族について生じております。

資産合算は主たる所得者の所得が一千万円を超えております場合に、家族について生じております。これはかなり税負担率が高い一千万円以上の階層という者につきまして、一種の租税回避ということが起こらないようなことで考えておるわけでございますが、たびたび大蔵大臣からお答えがございましたように、利子・配当の総合課税というものが実現をいたしました際に、資産性所得に対する税負担の求め方が過重にわたらぬかという観点が一つ。もう一つは、納税者単位と個別、個人単位というとからむしろ夫婦単位ないし家族単位の課税のやり方ということが

考えられないか。そういうことを含めまして広範な問題の一環としてこれは掘り下げて検討していかなければならない問題であるというふうに考えております。

次のお尋ねは所得の公示でございますが、現在四十九年以来所得金額が一千万円を超えると、五月一日に税務署にその所得を公示をいたします。これも守秘義務を一部解除して、一定額以上の所得を申告した方についてその住所氏名と所得金額を公示することによって、納税者がみずから正確な申告をする慣習を身につけるということで

長い間続いてまいった制度でございます。どのくらいの人を対象としてやつらいかと

いうことでございます、いまのお尋ねはそういうことだと思います。現在は四十九年以来一千万円といたしておりますために、現在納税人員が申告納税五百七十一万六千人おいでになる中で三十三万七千人法人になつたというのが五十四年であります。全体の六%の方が税務署のいわゆる長者番付に名を連ねておられる。これはかつてさかのぼつてみると、昭和三十七年に6%を超えたことがございましたが、非常に公示になります方の割合が高いということは事実でございます。そこでこれをさらに引き上げて、たとえば二千万とか、

そのくらいから上の方だけを公示したらどうという話もあるわけでございますけれども、こうい

う社会的に納税者がみずから正しい所得を申告していくための一つの手立てであるという観点から、余り軽々に議論をいたしてはどうかといふ御意見もかなりあるわけでございます。いろいろな角度からの御意見もございます。ただいまの検討してまいりたいと存じます。

○三治重信君 それからもう一つ。これは最後

とか政治家とかいう特殊な社会的地位で、相当得ぬけれども、先ほども言つたように、金もうちの関係で追徴したり何かしたやつも一々新聞に出るというのはどうかと思うわけなんです。そうなると結局守秘義務とは何だと、こういうことになると守秘義務を解除してこういう脱税があったと。これは戒めのために世間にあらざるわけなんですが、この税務署の実地調査に会つてそうして追徴されたと、また申告漏れだといつて指摘されたというものがどうしてこう新聞に出るのか。またそういうものは守秘義務に当たらないのか。脱税なんかはあるいはしようがないが、どの程度が脱税ということになつて、税務署がやってみたらこれは完全な大きな脱税だったという場合には、これは守秘義務を免除してこういう脱税があつた。これは戒めのために世間にあらざる度知られるのはやむを得ないと、こういうふうなのが。どういうふうな基準をもつて守秘義務とされているのか。ひとつお尋ねをしたいと思いま

す。

○政府委員(川崎昭典君) 税の実務に関するところでございますが、個人のいわゆる所得とか税額に関しますことはすべて守秘義務ということで、残念ながら私どもとしましてもどういう理由かということで推測に苦しむ場合が多いわけです。

ただ先ほどからお話をござりますように、公示という制度がございまして、法人税の場合、申告所得額が四千万円を超える場合は公示といふことになるわけでございますが、修正申告の場合にも公示になるわけでございます。したがいまして、修正申告があつたと、これがわざわざこういうふうに修正申告があつたと、それをわざわざこういうふうに理解していいわけです。

○三治重信君 じゃいまのこの個人の所得についての申告漏れとか、修正申告をした場合に一千万円を超えて、それをわざわざこういうふうに理解しておるというふうにお考へ願いたいと思います。

○政府委員(川崎昭典君) 個人の場合は最初から一千円を超える申告は公示されるわけでございませんが、修正申告によつて初めて一千円を超えることになつても公示されることはありません。

○三治重信君 ありがとうございます。

○委員長(中村太郎君) 次長、答弁ありますか。

○政府委員(川崎昭典君) 大体先ほど申し上げたとおりでございます。

○三治重信君 私は最近、今度の増税について、日本の国民経済いわゆるGDPから見ると、日本のこの負担割合は非常に軽いんだというふうな、したがつてある程度の担税力といふんですか、増税の余地は先進諸国から比べてみるとあるんだ、こういうよう

な意見を非常によく聞くわけなんで、したがつて今度、「国民経済に占める財政の役割(国際比較)」いう資料を出していただいたんですねけれども、これもまあ、先進国のアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスと日本を比較すると、確かに国债をこれだけ抱えた政府でありながら、なお先進五カ国の中では日本が七〇年代では政府の歳出は一番安いというかっこくなっているわけなんです。念のために言うと、七〇年代の終わりの七八八年ではアメリカがGNPに対し三三・五%、イギリスが同じく四一・八%、西ドイツが四四・八%、フランスが四五・二%に対して日本が三一・七%、こういうふうになつておるわけなんですが、この中で比較して顯著に日本が低いのは、やはり一般政府の最終消費支出というものが非常にほかの国から比べると低いというのと、社会保障の移転費がアメリカ、イギリスとは余り大して違わないのですが、西ドイツ、フランスと比べると社会保障移転費が非常に少ない、こういうふうに出てうんですが、それに間違いないか。

それから、社会保障の移転費でイギリスと日本

とは一%も違わぬぐらいなんですかけれども、西ドイツ、フランスが非常に多いのはこれはやはり老

齡化が進んでいるのか。また日本がこういう問題、いまから社会保障の年金とかいまの制度をや

つていつても、先進国並みの老齢化社会になると、これ以上の負担になるというふうに思うわけなん

ですが、その点についての見通しはどういうふうになつておるのか。

○政府委員(矢崎新一君) ただいま御指摘のごさ

いました国民経済に占める財政の規模の中で、一

般政府の最終消費支出が日本の場合九・九%とい

うふうなことで、主要先進国に比べましてかなり

低いという状況になつておるわけございますけ

れども、この点は御指摘ございましたように、

軍事費、いわゆる日本で言いますと防衛費の負担

が日本の場合はかなり低いということが主たる理由というふうに理解をしておるわけでございま

す。

それからまた、御指摘ございました社会保障移

転、これが現在の状況では確かにこういったイギ

リス、西ドイツ、フランスに比べまして低い数字

を示しているわけでござりますけれども、これは

日本の社会保障の仕組みが年金制度を中心とした

しましてまだ未成熟である、あるいは老齢人口の

比率が非常に少ないので、低いという点に由来するところが大きいわけでございまして、日本の社会保障の制度は、医療とかあるいは年金を始めとした

しまして、制度的な内容を見ますと国際的に見て

も遜色のない水準に達しているわけございま

す。したがいまして、今後高齢化社会が急速に進

展していくといふうことになりますと、現行

制度のままでも社会保障の負担が長期的に相当な

テンポで増加していくであろうということを考え

られるわけでござります。したがいまして、そ

ういった面を総合的に勘案いたしますと、今後の問

題といたしましては社会保障につきましては給付

面での重点化、適正化を図ると同時に、費用負担

の面でも安易に国庫負担に依存するというような

ことではなくて、一般財源なり社会保険料、ある

いは受益者負担といったような面を適正なバラ

ンスをとつて制度を考えいくということが必要に

なるのではないか、そういうふうに考えておる次

第でござります。

○三治重信君 ここでぼくは思うのは、大臣、こ

れはまあ支出の割合はいま使つておる国债費も入

つての割合なんですが、これはそのとおりだらう

と思うんです。そういうふうな状態を考えると、

これがまあ支出しの割合はいま使つておる国债費とい

うことは老齢化が進めばいやおうなしにこれは大

きくなつていくわけです。したがいまして、五十

二年の統計を見ても、日本の場合は五十五年度で

になりますが、それは将来、現在の社会保障費とい

うものは老齢化が進めばいやおうなしにこれは大

きくなつていくわけですね、これは。というふうな

ことで老齢化が進みますから、日本の場合もい

うふうなことで、社会保障関係の費用はふくらんでい

る。しかしそれを、全部それは租税を使わないで

いることを御理解願いたいと思います。

それで、老齢化社会に進む上においての、いわ

くべきことの御理解願いたいと思います。

掛金なり保険料なりそういうものだけで賄うとす

れば、その方がでつかなくていくわけです。し

かしながら、仮に年金の率を上げないとしても、

赤字財政はぜひ歳出の削減でや

つてもらいたいと、その点を区別した政策をして

ほしいと言つたがためにこういう問題を持ち出した

いふことを御理解願いたいと思います。

それで、老齢化社会に進む上においての、いわ

くべきことの御理解願いたいと思います。

保険募集団をつくつてやるかといふことになつてくると、私はやはり厚生年金や国民保険でも、これは年金のやつは保険制度でやつた方が、何でも政府が全部責任を負う社会より健全な社会に向くんじやないかと思うんです。そういう意味において、ひとつ財政当局もやはり年金の問題は、厚生年金ばかりじゃなくて三公五現もあれば地方共済もあれば、こういうものの全体の見通しを財政再建とあわせてやつていかぬと、財政再建はある程度めどがついた、こちらの方がぱつとこう来るということについて、私はやはり働く者の立場から見て、後からそれは知らなかつたと、こういうことにならぬためにも、やはり労使が責任を持つてやるためにも、この年金制度は保険制度でやつていくのが筋だということを政府としてしつかり主張してもらいたいと思うんですが、いかがでござりますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 全く私はこれも同感なんですが、さういいます。年金制度については日本のようにこんな助成をしてくる国はございません。みんなそれは医療保険の料金の中でやつているわけございまして、私は年金の問題、医療の問題というものはそういうような負担の問題、だれが受益をするかという問題、こういう基本問題について真剣にお互いに率直な話し合いをしていく必要があると、かように考えております。

○野末陳平君 きのうの続きを先にちょっとやりますけれども、銀行が医科大学のあるいは歯科大学の異常なる寄付金募集に一役買つていて、こういう事実に対しても銀行局はどんな意見をお持ちか、簡単に。

○政府委員(吉田正輝君) 昨日、北里医大の件について御質問があつたわけでござりますけれども、私どもの方は、たとえば銀行が過当な預金獲得の運動をやるようなことは厳に自粛するよう指導しているわけでございます。それを受けまして全国銀行協会でも、行き過ぎた外訪活動の自粛

というようなことに関連しまして、たとえば銀行本件につきましては、そういう動機があつたかどうかということが一つの問題であろうかと思いますけれども、この預金の受け入れということについては銀行も厳正にやつております。ただし、ますけれども、この預金の受け入れということについては銀行も厳正にやつております。ただ、昨日の御議論を承つておりますと、文部省では入学時に際して寄付金の受け入れ等を即時に行なわれたが、いわば息子を入れたさの一心だけれども、学年によっては十分に気をつけなければならぬ。仮にそういうことで過当な預金獲得方針がある場合には十分に気をつけなければなりません。だから実害はないのですが、これででは処理されているとしても、そういう政府の方針がある場合には十分に気をつけなければならぬ。仮にそういうことで過当な預金獲得運動つながるようなことがあるのであれば好ましくないというふうに考えております。

○野末陳平君 考え方はわかりましたけれども、そうすると例の問題で三菱銀行を呼んで事情を聞いたとかあるのは何らかの指導をしたとかということはなかつたわけですね。

○政府委員(吉田正輝君) この件は報道もございましたので、私どもいたしましては事情は聽取いたしまして、社会的な疑惑を招かないようとにかくすることが必要であるというふうに指示をしておるところでございます。

○野末陳平君 わかりました。ただし、それはたまたま新聞などに出たあの北里大学の問題が発端であり、またほかについてはなかなかわからないところだと思いますが、ぼくの知る限りでもだらうと思ひます。しかし、その辺でどういう実態はかなり預金獲得のための過当競争なんといふようなことはないよな部分もありまして、たとえばこれはたまたま三大学しかわからないのではかはどうなつていてわかるませんが、全部東京都それから東京近辺ですが、入学の予約制度意見をお聞かせ願います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 実態の解説がはつきりしていない、私もはつきりした意見を申し上げられませんが、よく実態をつかんだ上で銀行としで行き過ぎがあれば厳重にそれは処置をしなきゃならないと、こう思うわけなんです。

○政府委員(川崎昭典君) 御指摘のとおり、事務量は非常に増加しておりますが、定員は余りふえないという状況でござります。当分こういう状況になつてしまつておりますので、私どもできるだけ内部事務を圧縮するとか事務の合理化をやることをまず第一に考えて、先ほどお話をございました電子計算機の導入ということもかなり以前から着々やつておるわけでございます。なあれば、あわせまして納税意識の高揚といいますか、また制度としましては青色申告者をふやして

持つ開業医と学校側がいわゆる入学の予約をするわけですね。で、この予約と同時に指定する銀行の支店がありまして、そこにお医者さんは保険の診療や何かの支払いも全部窓口移すわけですよ。

それで移しまして、いわば強制的に口座をかえさせられるわけですね。すると保険の診療の支払いなども全部そこにブルされにくわけで、いわば息子を入れたさの一心だけれども、人質にお金を取られるようなのですね。しかし

金の取りつけられなんというのはもともと考へられないでしょけれども、この父兄はどの程度の寄付金を負担できるかということもまたおのずからわかるわけですね。それから学校側としても寄付金の取りつけられなんというのを考えたがどうして問題かというと、要するに入学が決まりで、いわば息子を入れたさの一心だけれども、これで移しまして、いわば強制的に口座をかえさせられるわけですね。それから実害はないのですが、これ

がどうして問題かというと、そのための弊害も大分出てます。そこで定員とそれから仕事量の増大との間にバランスが狂つてきていると、この辺を踏まえて今

後どういうよう税務事務の合理化をするのか、してこの定員とそれから仕事量の増大との間にバランスが狂つてきていると、この辺を踏まえて今

のバランスの問題も出てくるはずですが、当局と非常にふえていると、そのための弊害も大分出ているようになりますけれども、これは当然定員と

いくといった方向で努力をしておるわけでござります。

一方、職員の資質の向上といった点も非常に重要でございまして、変遷する社会状況に応じて調査技術が向上できるようなどいふことで研修をやつたり、いろいろ職員の資質向上にも努めておるわけでございます。いろいろやつておりますけれども、やはり基本的には能力のある職員数の確保ということが絶対必要でございまして、増員もずっと毎年お願いをしておるわけでございます。今後はやはり政府間での配置転換といったよなことを中心にお願いをしてまいりまして、能率のいい職場ということも重要でございますが、職員の負担ということにも限度がございますので、いろんな意味で関係方面的御協力を得て配置転換等で定員をふやしていくだけという面にも努力したいと考えておるわけでございます。

○委員長(中村太郎君) 委員の異動について御報告いたします。
ただいま古賀雷四郎君が委員を辞任され、その補欠として板垣正君が選任されました。

○野末陳平君 むずかしい問題はあるうかと思ひますけれども、しかしこれは解決をしなけりやならないことですから、一日も早くいろいろな点で検討してほしいと思うんですが、たまたま二、三気がついたことを提案してみますと、現在確定申告をする義務者の中に年収が一千万円以上というサラリーマンが入ってますね。この年収一千万円の、先ほど三治委員からは公示の場合所得一千万の趣旨は二つあると思うんでございます。一つは、比較的高額の給与收入を得ておられる方は年俸ですね、一体どういうふえ方をしているのかということなんで、かなりふえたんじやないかと思ふんですね。そこで過去数年間で結構ですが、この種のサラリーマン、つまり年収が一千万円以上

あるというだけで確定申告しなきゃならぬと、こ

ういう人たちはどのくらいふえておりますか。

○政府委員(高橋元君) 昭和五十年に一千万を超えたます給与所得者は年末調整を行わないという制度になつたわけでござりますが、その年にそれにお該当します給与所得者が五万五千人で、全体の税額のある納税者の〇・二%でございました。その後八万八千人、十二万五千人、十六万八千人と年を追うごとにふえまして、五十四年には全体の税額のある納税者の〇・八一%に当たる二十三万五千人と、こうなつております。

○野末陳平君 そのうち、年収一千万のサラリーデですが、一ヵ所からの給料だけではかからないと、こういうサラリーマンの数はわかるんですか。それはわかりますか。

○政府委員(川崎昭典君) 大体先ほど申し上げました数字の九六、七%でございまして、五十年が五万三千人、五十一年がちょっと資料がございませんが、五十二年が十二万二千人、五十三年が十六万五千人、五十四年が二十二万七千人、大体九六、七%ということになつております。

○野末陳平君 想像以上にこのふえ方がすごいなつてしまですね、人数から言つても、というのは、それだけ確定申告の事務があえたということにもなるわけでしょうけれども、どんなものでしょか。いまの九六、七%のサラリーマンは結局一ヵ所だけから給料もらつてゐるんだということになれば、この人たちに確定申告をわざわざさせると、そういうことが果たして必要かどうかといふふうに考えております。

○政府委員(高橋元君) この規定が設けられました趣旨は二つあると思うんでございます。一つは、比較的高額の給与收入を得ておられる方は年末調整やつた場合でも、結局他に収入がありまして確定申告をしていただくなる。その確率は高いということになります。もう一つは、源泉徴収義務者の事務簡素化を図るということでござ

います。そういうことでこの規定が昭和四十二年に

つくられたわけでございますが、現在までの推移もございますし、いま国税庁から言われました

ように、一ヵ所からだけ給与を受けておるという人の割合もかなり高くなつております。そういう人がそれ以外に収入があつたかないのか、それはちょっとわかりませんが、給与が一ヵ所からしかもらつていないという人の割合は高くなつておりますから、今後の給与の動向の実態というものを踏まえて検討をしてみると必要があると考えております。

○野末陳平君 ですから、これは一千万という線の引き方がやはり時代に合わなくなつてゐるんじやないかなと、少なくもこの線を検討する時期に来ているんじゃないのか、そういうわけですから、いろいろな理由があるでしようけれども、これを大ざつぱに、これからはサラリーマンの場合は一ヵ所だけからの給料だつたらば一千何百万以上になつたら確定申告をと、そういう方向は当然もうなるか五千五百になるか、これはわかりませんけれども、それをお願いしたいなど。そうなると、それだけでも、まあそれだけで税務署の仕事が楽にならぬじゃないか、そう思いますが、どうでしょか。

○政府委員(高橋元君) 仰せのように、今後の給与水準の動向を踏まえて検討を要すべき問題といふふうに考えております。

○野末陳平君 次には、やはりサラリーマンが多いですが、当然そななるのですが、還付の請求が年ごとにふえているということを聞いておりま

なりふえておると考えております。

○野末陳平君 もし毎年二〇%ずつふえていつて、これからもふえ続けるとしても、それはもちろん限界があるわけですけれども、今までここ

数年が異常に伸びたのでありますと、そう思うものの、還付請求の事務が確定申告の時期と当然重なるわけですから、ほかの時期と重なるわけですか。ならば、かなり税務署の負担になつてゐるんじやないかと、そう思はんですが、実情はどうですか。

○政府委員(川崎昭典君) やはり税務署が非常に忙しいということの原因になつております。在こういったことのために、アルバイトの人々に来てもらつたりするというような状況の税務署が多くなつて、少なくもこの線を検討する時期に来てゐるんじゃないのか、そういうわけですから、それだけからの給料だつたらば一千何百万以上になつたら確定申告をと、そういうふうになつております。

○野末陳平君 ですから、これは二月半から三月半までの期間だと思って例の二月半から三月半までの期間だと思ひ込んでいますのはわかりますが、一般の人はどうしても例で、最近はやはり事前にかなり多目に出ておるようでございます。

○野末陳平君 それはもちろん制度がそうなつてゐるのはわかりますが、一般の人はどうしても例で、最近はやはり事前にかなり多目に出ておる

なりふえておると考えております。

○野末陳平君 もし毎年二〇%ずつふえていつて、これからもふえ続けるとしても、それはもちろん限界があるわけですけれども、今までここ数年が異常に伸びたのでありますと、そう思うものの、還付請求の事務が確定申告の時期と当然重なるわけですから、ほかの時期と重なるわけですか。ならば、かなり税務署の負担になつてゐるんじやないかと、そう思はんですが、実情はどうですか。

○政府委員(高橋元君) 仰せのように、今後の給与水準の動向を踏まえて検討を要すべき問題といふふうに考えております。

○野末陳平君 次には、やはりサラリーマンが多いですが、当然そななるのですが、還付の請求が年ごとにふえているということを聞いておりま

す。事実そななるのですが、このふえ方がどうなつてますか。還付請求だけの確定申告です。

○政府委員(川崎昭典君) ちょっと正確な数字手手元に持つておりませんが、一〇%ぐらいの感じでふえておる時期があつたと思います。ことしもかあるいは二月十日からとかいうふうに決めて、そのぐらいのはつきりした制度に切りかえた方がむしろ合理的ではないかと。納税側もそれから

税務署側もどちらにもその方がいいんじゃないのか。ただ事務的にそれができるかどうかがわからぬんですが、そういう検討は可能なんでしょうかね。

○政府委員(川崎昭典君) 先生おっしゃいます趣旨は、法律上の制度を直してということじやなくて、実際上税務署にも都合がいい日、また納税者の皆さんも来やすいだらうといったような期間を選んで、税務署でそういう期間に還付申告をしてくださいというPRをしたらどうかというお話かと思いますが、十分検討に値する御提案と思いまして、税務署でそういう期間に還付申告をしてくださいというお話を聞いて検討させていただきます。

○野末陳平君 いずれにせよ、いまのままで各税務署の事務量がどんどんふえていくと、結果的に人手が足りないという理由で十分な調査もそれから検討もできないまま、かえつて税の不公平が拡大するという不安があるわけですね。ですからほんとうておくと、いままでいろいろなそちらでも案を検討なさっているようですが、おくれればおくれるほどこれはいずれパンクしてしまうのですから、いまのうちに先を見越して合理化の方針を強力に打ち出す。それは現場だけでなく、制度上税法上のいろんな問題もあるかもしれません。いろんな角度全部含めて、やはりこの際現場の合理化を考えてほしい、そう思ふんです。具体的なことはそちらにお任せします。

いま現場の問題聞きましたけれども、どうなんでしょうか主税局長、やはりこれは現場だけに任せた解決できない部分もあると思います。ですから、この委員会でも制度上のいろんな問題出ましたけれども、そういうのをひっくりくるめてこれから定員と事務量の増大とのアンバランスを解決する方向に踏み出すべきだと思いますが、御意見。それで終わりにします。

○政府委員(高橋元君) おっしゃるとおりと思います。ことしの税制改正でも、予定納税の基準額を五万円から十万円に上げて予定納税事務の簡素化を図るとか、それから一定額以下の金額の場合

には納税担保の提供を免除するとか、そういう道を開いておりますが、さらにいまお話しのように、第一線のいろいろな苦心、状況も聞きましたので、慎重と申しますが、持ち帰つて検討させていただきます。

○鶴山篤君 総理にお伺いをいたしますが、御案内のとおり所得減税の問題につきましては議員立法が提出されておりまして、当委員会でも間もなく可決されると思うわけです。この所得減税、その立法を行つて当たりましてはずいぶんいろんな背景なりいろんな交渉経緯があつたわけであります。これから剩余金の確保のためにはわれわれも努力しなければなりませんが、政府は最大限の努力をしなければならぬ、こういうふうに確信をいたしましたが、まずその点からお伺いをしたいと思ふんです。

○国務大臣(鈴木善幸君) 所得税減税をやるべきという御意見が、野党から強く御発言が、御要求がございました。政府は、いまのようないかだな財政状況等ではなかなか困難であるという御説明を申し上げてきたわけであります。結局衆議院の議長裁定が出来ました。裁定の第二項に基づきまして与野

党国対委員長その他関係者の間で御協議をいたしました結果、剩余金が出た場合におきましてはこれを所得減税を行ふ、こういう各党の合意がなされたわけでございます。政府は、国会におきましては議長裁定に基づく各党の合意がなされた場合に

は、これを尊重し誠実に実行してまいる、こういふことを申し上げておつたわけでございます。今回その合意に基づきまして立法措置がなされ、今後において剩余金がはつきり確認されました段階

になりますと、これはもう元も子もなくなつてしまふと思うのです。その意味でこれから物価対策を重視をしなければならぬと思いますが、特に総理としては主としてどういう分野で物価対策を図つて、こうとされるのか、その点についてお伺いをいたします。

○国務大臣(鈴木善幸君) 五十五年度の消費者物価の上昇をいかに政府の見通しのとおりにやるかということで、政府としてはあらゆる努力をしてまいりました。また、野党各党の御意見等も伺いながら、物価対策費の五百億の使途等につきましては、効果的な、効率的な目途が立てばこれを使

つてまいる。いろいろ努力をいたしたのであります。予想を超える石油価格の上昇あるいは冷夏、豪雪というような不測の事態が重なります。しかし政府としては、この物価の安定を図つて事に当たるというお話をありましたので大いに期待をするわけです。もちろん最終的な剩余金の確定といいますのは七月以降でないとわからぬと思いますが、少なくともいまの総理の決意、努力しなければなりませんが、政府は最大限の努力をしなければならぬ、こういうふうに確信をいたしましたが、まずその点からお伺いをしたいと思ふんです。

○鶴山篤君 いま総理から非常に重大な決意を持つて事に当たるというお話をありましたので大いに期待をするわけです。もちろん最終的な剩余金の確定といいますのは七月以降でないとわからぬと思いますが、少なくともいまの総理の決意、努力しなければなりませんが、政府は最大限の努力をしなければならぬ、こういうふうに確信をいたしましたが、まずその点からお伺いをしたいと思ふんです。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは実際に七月にならなければその額がどの程度のものになるかといふふうに確信を持つてよろしくおこさいますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは実際に七月にならなければその額がどの程度のものになるかといふふうに確信を持つてよろしくおこさいますか。

○鶴山篤君 実は私は一月三十日の本会議において、これを尊重する、これだけを明確に申し上げておきます。

○鶴山篤君 それにつけても、今後十分重視をしておきます。

○鶴山篤君 それにつけても、今後十分重視をしておきます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 実は私は一月三十日の本会議において、これを尊重する、これだけを明確に申し上げておきます。

○鶴山篤君 それにつけても、今後十分重視をしておきます。

○鶴山篤君 それにつけても、今後十分重視をしておきます。

うふうに厳しい態度の表明がなされませんでしたけれども、この決意につきましてはいまだに変更する、変えるというようなことはないだらうと思いますが、いかがでしよう。

○國務大臣(鈴木善幸君) 財政再建は当面わが国にとりまして最重要の政治課題である、このように考えております。

五十六年度予算の編成に当たりましては、相当歳出、歳入両面にわたりまして思い切った見直しをやりました。前年度対比予算の伸び率は九・九%

、国債費並びに地方交付金等を控除いたしますと実質四・三%、こういうよう伸び率に相なりました。二十数年ぶりのこれは厳しい緊縮予算であるわけでございます。しかし一方において、文教政策でありますとかあるいは社会福祉関係でありますとか、そういうような行政水準を維持したままにござります。しかしながら一方において、文教政策でありますとかあるは社会福祉関係でありますとか、そういうような行政水準を維持したことや、二十数年ぶりのこれは厳しい緊縮予算であるわけでございます。

国民の皆さんに負担をおかけをする、こ
ういうことに相なつたわけでございます。
私は、この財政再建の道は五十七年度以降もこれはずひ引き続き推進をしなければならない、こ
のようになっておるわけでございまして、この五
十七年度予算を編成するに当たりまして再び国民の皆さんに大型増税というようなことをお願いす
るわけにはまいらない、このように考えておりま
して、そのためには思い切った行政の改革、歳
出の思い切った節減、そういうことによって五十
七年度予算の編成に取り組み、財政再建二年度の
予算としての成果をおさめたいものだと、このよ
うに決意をいたしておりますところをございます。

行政改革につきましては、第二臨調が発足をし、第二臨調には中間答申をお願いを申し上げてお
ります。七月の中旬ごろまでに答申をお願いをいたしまして、そしてこの中間答申を五十七年度予算編成に十分取り入れていきたい、このように考えておるわけでございます。私はこの道は非常に
に立ちまして、閣僚諸君の協力を得、全力を尽く

してこれを達成をいたしたい、このように考えております。

○鶴山篤君 七月の上旬には第一臨調からの中間答申を得たいと、こういうお話を聞いています。が、第二臨調に対してもどういう方面でどういふ分野の問題について中間答申を期待をしているのか、その点はいかがでしようか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 第二臨調におきましては、土光会長が中心になりました、これから具体的に取り上げる検討課題をいろいろ御審議を願つておるところでございますが、私に対する行管長官からの報告によりまして、第二臨調においても五十七年度予算の編成に当たつて新たな大型増税のない財政再建を図るということを目標にされました、歳出の思い切った節減合理化によってこ

れを達成しよう、そういう基本的な方針に基づいてこれから第二臨調に向けて御審議をいただく、そして七月の中ごろまでに答申を出していただけます。この方向でお進めいただきておるということを報告を受けております。私もその御報告に期待をいたしております。私もその御報告によ
れば、この臨調ももうすでに発足をして具
体的にいま審議が開始されたわけです。私ども仄
聞するところによると、膨大な問題を抱えている
わけですから、全部について中間答申ということ
は非常に困難だと、第二臨調としては中間答申は主として補助金の分野に焦点を当てて十分な検討をするというふうに伺つておるわけですが、私ども仄
聞するところによると、膨大な問題を抱えている
わけですから、全部について中間答申ということ
は非常に困難だと、第二臨調としては中間答申は

も、経理もそういうふうに理解をしておられます
か。

○國務大臣(鈴木善幸君) やはり時間の関係等もございまして、五十七年度予算を新たな大型増税なしの財政再建予算と、こういうことを基本にし、第一臨調では中間答申をお願いを申し上げております。七月の中旬ごろまでに答申をお願いをいたしまして、そしてこの中間答申を五十七年度予算編成に十分取り入れていきたい、このように考えておるわけでございます。私はこの道は非常に
に立ちまして、閣僚諸君の協力を得、全力を尽く

してこれが達成をいたしたい、このように考えております。

○鶴山篤君 七月の上旬には第一臨調からの中間答申を得たいと、こういうお話を聞いています。が、第二臨調に対してもどういう方面でどういふ分野の問題について中間答申を期待をしているのか、その点はいかがでしようか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 第二臨調におきましては、土光会長が中心になりました、これから具体的に取り上げる検討課題をいろいろ御審議を願つておるところでございますが、私に対する行管長官からの報告によりまして、第二臨調においても五十七年度予算の編成に当たつて新たな大型増税のない財政再建を図るということを目標にされました、歳出の思い切った節減合理化によってこ

れを達成しよう、そういう基本的な方針に基づいてこれから第二臨調に向けて御審議をいただく、そして七月の中ごろまでに答申を出していただけます。この方向でお進めいただきておるということを報告を受けております。私もその御報告によ
れば、この臨調ももうすでに発足をして具
体的にいま審議が開始されたわけですが、私ども仄
聞するところによると、膨大な問題を抱えている
わけですから、全部について中間答申ということ
は非常に困難だと、第二臨調としては中間答申は

も、経理もそういうふうに理解をしておられます
か。

○國務大臣(鈴木善幸君) それに関連をして、たとえば一例で
すけれども、財政再建法を立法化するというふうな話も飛んでおりますね。それから行政改革問題について臨時国会を開いたらどうかといふような話もあつちこつち飛んでおりますけれども、そういふ点についての総理の考え方はいかがでしようか。

○國務大臣(鈴木善幸君) それに関連をして、たとえば一例で

すけれども、財政再建法を立法化するというふうな話も飛んでおりますね。それから行政改革問題について臨時国会を開いたらどうかといふような話もあつちこつち飛んでおりますけれども、そういふ点についての総理の考え方はいかがでしようか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 自由民主党の安倍政調会長が、補助金等の節減、合理化を図る、そういう場合に、法律による補助金が八〇%近いものに相なつておる関係から、どうしても法律の改正と審議するというようなことでは時間がかかり、かつ十分な成果をおさめることができないのでなか
い、あるからこれをまとめて、仮称でござ
いましょうが、財政再建整備法のようなものを一本にまとめてやつたらどうか、こういうことを安倍政調会長が提起をしております。私はまだ自分の意見も評価するに値するものだと、検討に値す

○鶴山篤君 そういうことになりますと、問題は

○鶴山篤君 すでに第二臨調に対しまして公式、

るものだと、このようになりますが、いずれにしてもこれからよく大蔵大臣その他政府部内でも研究を進めてみたいと、このように考えております。

○鶴山篤君 政調会長の提案という意味ならばよくわかりますが、まだ五十六年度の予算の審議をしておる最中に、いぶん先の話を固めてしまふことは、これは見識の上です、いぶん問題があると思うんです。きょうはそれ以上は申し上げません。

いま総理から、五十七年度はいわゆる大型間接税の導入はもう全然考えていないし、導入するつもりはないというお話をありました。少しそれに関連をして質問をしますが、税制調査会は昨年の十一月に政府に財政の体質について答申がなされました。その中を読んでみますと、いろんなことがあります。特に国債の問題では次のように指摘をしております。今後六十年までに特例公債を平均二兆円ずつ減額をしたらどうか、そして六十年以降に備えるべきではないかという答申が出されて、数字が出てきたというのは珍しい答申だと思うんですね。約二兆円という数字が出てきたわけですが、これについて総理の御感想、考究方はいかがでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 政府税調の中間答申の中にそのような御意見が述べられています。いずれにいたしましても、私は五十九年までの間に特例公債に依存しておるような不健全なわが国の財政の体質をどうしてもこれを改善をし、これから脱却をしたい、六十年から特例公債の本格的な償還が始まるわけでございます。そういうことを考えますと、どうしても五十九年までにこれをなし遂げたい、こう考えておりますので、それが平均いたしまして二兆円になりますか、一兆八千五百億になりますか、一兆九千億になりますかわからないままですが、いずれにしても五十九年までに特例公債依存の体質から抜け出るよう進めたいためのように考えております。

○鶴山篤君 考え方は明らかになりましたが、さ

て、大ざっぱな言い方で恐縮ですが、数字の整合性についてお伺いいたしますが、税調は租税特別措置もかかわらず、御指摘のように二兆円前後の歳出く、昭和五十九年度中ぐらにはそれを全部なくしていくということになりますと、その分野でまだ総理も確定的なことを言われているわけではありませんが、特例公債は毎年毎年下げていまして、ともかく今までにないような本当の性になりましたか、一兆何千億になりますかよくわかりませんけれども、かなりの数字が歳入不足になると、思ふべきではないかというふうに既存の制度になりますか、二兆円は歳入が減るということになるわけです。歳出の方につきましては、先ほどのお話をありますと、やはり思い切ったカットをしていくこともあります。これも何兆円、あるいは三兆円とか四兆円というふうな数字を期待をする事はまずまずむづかしいだろうといふふうに決意は表明をされましたけれども、そこは物理的に言いましてこれは理の当然だと思うべきです。そこで、大型間接税の導入をしないといふふうに決意は表明をされましたけれども、そこはまたこれはまだされるかもしらぬという心配を持つのはこれまた当然だと思うんです。いまは具体的な数字が出ておりませんので概略的な言い方で恐縮であります。数字の整合性から考えてみて、大型間接税はもちろること、いわゆる大衆増税によって五十七年度賄うことはしない、そういうふうに総理の決意をくみ取つて差し支えないでしょうか、改めてもう一回お伺いします。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 税調の答申では御承知のとおり国債依存度を減らし、一方歳出の八〇%を税金で賄う、こういうような構想で大型間接税というような話が出てきたわけでございます。しかししながら、国民にそういうような税負担を求める前に、そういうことは念頭になく、ともかく五十七年度に向かいましては行政改革や歳出カットを最優先でやれという総理の御方針でございまして、私といたしましても同化されまして、そこで、いろいろのものは考えないということでもっぱら歳出

はあります。しかし、もともと大蔵委員会で決意でやらなければならないことであつて、そのためには先ほどお話をあつたように既存の制度においては中期展望でも明らかでございます。したがって、大ざっぱな言葉で恐縮ですが、数字の整合性についてお伺いしますが、税調は租税特別措置もかかわらず、御指摘のように二兆円前後の歳出にくく、昭和五十九年度中ぐらにはそれを全部なくしていくということになりますと、その分野でまだ総理も確定的なことを言われているというふうに指摘が減るということになるわけです。二兆円になりますか、一兆何千億になりますかよくわかりませんけれども、かなりの数字が歳入不足になりますか、二兆円は歳入が減るということになるわけです。歳出の方につきましては、先ほどのお話をありますと、やはり思い切ったカットをしていくこともあります。これも何兆円、あるいは三兆円とか四兆円というふうな数字を期待されることにはまずまずむづかしいだろうといふふうに決意は表明をされましたけれども、そこは物理的に言いましてこれは理の当然だと思うべきです。そこで、大型間接税の導入をしないといふふうに決意は表明をされましたけれども、そこはまたこれはまだされるかもしらぬという心配を持つのはこれまた当然だと思うんです。いまは具体的な数字が出ておりませんので概略的な言い方で恐縮であります。数字の整合性から考えてみて、大型間接税はもちろること、いわゆる大衆増税によって五十七年度賄うことはしない、そういうふうに総理の決意をくみ取つて差し支えない

ことは中期展望でも明らかでございます。したが

て、法律にかかる制度を含めた制度についても、高度経済成長時代にでき上がったものもたくさんあるわけでございます。しかし、再び高度経成長のような夢はなかなか希望すべくして世界じゅういずれもそううまくはいっていないわけでもありますから、日本とともにそろうまく手品を使えば、やはり歳出のカットについて国民もともかくようなことはできないだろうという意見があります。国会でもそのことばかりで私ども責められておるわけでござりますから、御協力が得られるものとこう考えまして、ともかく歳出カットで歳入に見合らものをつくつて、こうということが目下の考え方であります。

○鶴山篤君 大蔵大臣のいまの御意見はすつと当大蔵委員会で答弁を聞いておりますと、総理が決断をしているんだからおれもやむを得ずやるんだと、やや消極的なニュアンスが残つているのは非常に残念です。それは実務を担当しているから、幾つか心配事がたくさん頭の中にあるから慎重な発言をしているわけですが、総理の決意、決断と臣がやつてはならぬと、私はそういうふうに思つております。

さてそこで、今回いろんな増税法案を審議をしているわけですが、それでもなおかつわれわれ社会党初め野党の諸君からは増税の前に不公平正な税制を正せ、その問題の指摘は非常に多いわけですね。おかげで、その問題の指摘は非常に多いわけですね。なおかつ昭和五十六年度の予算の中に占めます。なにかと申しますと、その直間の比率というのは七〇対三〇ですが、その中で所得税の割合というのは非常に多いんです。
税制改正が行われておりませんので、五十六年度

でも五五%以上の所得税がサラリーマンから捻出をされる、そういうことについての課税最低額の増というものがこのままでは見込まれるというふうな注文はことごとく出ているわけです。
そこでお伺いをしますが、税調は租税特別措置をされたる不公正税制が残っているというふうに指摘をされているわけです。また私ども土地増価税の問題であるとかあるいは富裕税、さらには広告税の問題などにつきまして税調なり大蔵省が長い間研究をしておりますけれども、なかなか決断をしないわけですね。それが毎年毎年残つているわけですね。残つてることについて国民からは相当な不満も出ておりますし、不公平税制が解消しなければ財政再建の協力はむづかしいという意見を出しているわけです。
そこで、数々指摘されております不公平税制の問題について、もはやこの辺で決断をして政策の上にのせていく必要があるう、こういうふうにまず第一に考えます。その点はいかがでしようか。
○國務大臣(渡辺美智雄君) 不公正税制というとやつぱり制度上の問題と執行上の問題二つが言われるわけですね。制度上の問題で特別措置法が言われるわけですね。制度上の問題で特別措置法が言われるわけですね。これはもう御承知のとおり毎年見直しをしてまいりまして約一兆円ぐらいい減額になつていることは事実でございます。しかし、その大半といふものは個人向けのマル優制度とか、住宅対策とか、中小企業関係とか、そういうようなものが大部分でございまして、そういうようなものについてももうそういう時期じゃないことがありますから、これはそれで御承知のとおり毎年見直しをしてまいりまして約一兆円ぐらいい減額になつていることは事実でございます。しかし、その大半といふものは個人向けのマル優制度とか、住宅対策とか、中小企業関係とか、そういうようなものが大部分でございまして、そういう

ことはさらに進めてまいります。
それから、土地増価税とか廣告税、富裕税、こ

れもよく話に出るわけがありますが、土地増価税を取らないから不公正だということはなかなか言いたれないのじゃないか、土地の値上がりについてその値上がり分課税しるというのであります。が、どこの土地でもみんな固定資産税がかかっておりますからそれは評議かえということが行われてまいります。したがって、これはいまのところ私は考えておらないのでございます。富裕税につきましてもこれはかつてやつたことがございますが、富裕税のつかまえ方というのには非常にむずかしい問題がある、固定資産を持つてるのはすぐつかまるが流動資産の人はなかなかつかまらない。今後しかしながら、いろいろな点でつかまえられるようなことがうまくできて、手数もそんなにかかりないでやれる、前の失敗を二回繰り返さないと。これは一遍やつて失敗したんですからね。ですからそういう見通しがつけば、それらのことともあわせて研究をしてまいります。

廣告税の問題も、これもわれわれ与党の中でも両論ございまして、大いにやるべきだと、私どもはやろうという意見の方なんですね。しかしこれはなかなかいざとなるとむずかしい問題がありまして、よく検討をさしてもらいたいと。これは与野党一致すれば必ずできるのです、これはは与野党一致すれば必ずできる。途中でしかしへこたれちや困るわけですから、これは一緒に与野党がそれまで御提案なさっている以上は真剣にこれは私は考えていきたい、そう思つております。それから、執行面におきましては、要するに申告が悪くて、後で調べてみたらごそごそ医療機関なんか十何億脱税が出てくるとかそういうのが現実にあることも事実でありますから、これは制度面といよりも執行の問題であつて、これらについては重点的で厳しく対処していきたいと、そのための税務関係についても調査の内容の充実、それから能力の向上いろいろな点においての勉強等

○國務大臣(渡辺美智雄君) 基本的にはそのとおりだと思います。ただ、グリーンカードという問題はよく理解をされないものですから必要以上の誤解を与えているということも事実でございますが、それをいいことにしてもう何倍も一中にはござりますよという制度があるわけでございますが、これがもともといろいろな利子・配当等について三百円、四百円まではその預貯金についても無税でござりますよといふ制度があるわけでございますが、それをしております。ただ、その後の手術ときどきつかましてみると郵便局で一億円とか二億とかという数字が出てきているわけです。そういうことでは非常に不公平になりますから、要するにそれを決められた額まで無税の特別扱いをしてもらいたい方はこのグリーンカードで登録してくださいといふだけのこととござりますから、要ら、そういうことがよくわからないというと、何だへそくりまで探すんじやないかとか言って心配している奥さん方がいることも事実なんです。したがってまだ時間がございますので、早く国会でも終わったらよくPRをして、それで安心をしてもらわうと。非常にこれは社会的不公正をなくす制度でもあるし、一般庶民大衆に余り関係のない制度であるということを知つてもらうように、これを利用すれば有利な面が出ても不利な面は出ないわけですから、そういうことで努めてまいりましたが、それがいつ見直し論は消えるのではないか、そう思つております。

○鴨山篤君 レーガン大統領の

報酬等ではなくなさうだ、どちらかと言いますとアメリカの方から日本の譲歩を期待されて帰つてきました。それに基づいてこれから日本の自動車関係者が協議をするといふにどうひねつてみても、それが協議をするといふにどうひねつてみても、それはもともといろいろな利子・配当等について守つていくことが大事だ、これは日本両国が理解をされるわけですが、私の理解は間違つてゐる点でござります。

○國務大臣(鈴木善幸君)

レーガン大統領が日本

時間で本日早期にあのような思ひがたる狙撃事件に遭われまして重傷を負われたということ、本当にお氣の毒でございまして、心からお見舞いを申し上げたいと存しております。ただ、その後の手術等も順調に行われ、経過もよろしく、ようござります。ほつとしておるところでござりますが、しだがいまして、私は再来月の七、八日ということですございまして、したがいまして、いま既定の訪米の日程を変更するというようなことは考えておりません。今後早くレーガン大統領がお元気になれば、そして日米の両国の関心のある諸問題、国際情勢その他につきまして隔意のない意見の交換、今後の日米関係の一層の協力関係の強化発展を図るようにいたしたいものだ、このように考えております。

○鴨山篤君 伊東外務大臣が最近アメリカに出かけられまして、自動車問題についての一定の協議を行つて戻つてまいりました。この国会では、御案内のとおり、自動車に対しましてあるいはその他に對します物品税の引き上げ、それから、主としてアメリカのたばこ、それから自動車部品に対しましてアメリカのたばこ、それから自動車部品に対して、ます関税の問題について当委員会で審議をしてい

るわけです。そういう状況を踏まえてお伺いをするわけです。でもそのようにして解決をし、これが通商貿易全體の対立というものにならないように、そういうことはいつも政治問題にならないように、そういうことはあります。それは電電公社の資材調達の問題にいたしまして、いま御指摘のたばこの問題にいたしましても、あるいは電電公社の資材調達の問題にいたしまして、

それがやはりやつてきただけでございます。先般来起つておられます日米の自動車の問題、これは率直に申しまして私は第一次、第二次の石油危機に対するアメリカの自動車産業の対応がおくれた、十分でなかった、こういうことが基本的にはあるわけでございまして、日本の自動車の輸出が少々伸びたからということが、これがアメリカの自動車産業を危機に陥れた原因ではない、われわれは基本的にそのように考えております。しかしながら、私はこういう問題が放置されておりま

す。政府もいろいろな配慮の上で今回国内の措置もやられたと思うわけですねけれども、伊東外務大臣の経過報告を私ども十分伺つてあるわけですね。これが山積しているわけですね。また、アメリカとの間に一品料理の消化方式をとつて、ECからNDCだとがCの問題を初め、いろんな問題があつた、それから自動車があると。日本のやり方といふのは一品ずつその始末をつけていく、こ

ういうふうな方針をとつておられるとするならば、日本その体質といふのは輸出指向型ですから、これからNDCだとがCの問題を初め、いろんな問題が山積しているわけですね。また、アメリカとの間に一品料理の消化方式をとつて、ECからも同じようなことが言われると思うんです。

○鴨山篤君 たとえば二月の自動車の輸出台数を見ますと、アメリカ向けは七・七%の減少、EC向けは六%の増と、こういう状況になつてゐるわけです。

○鴨山篤君 たとえば二月の自動車の輸出台数を見ますと、アメリカ向けは七・七%の減少、EC向けは六%の増と、こういう状況になつてゐるわけです。

過去の貿易摩擦をいろいろ見ておられますと、總理ね、たばこがありましたね、電電の機材の問題があつた、それから自動車があると。日本のやり方といふのは一品ずつその始末をつけていく、こ

ういうふうな方針をとつておられるとするならば、日本その安全保全全体の立場から言うならば、一品料理の処理の仕方もさることながら、もつと総合的な問題の解決を図るというやり方を考えいかなければ、一つ一つの問題で非常に追いつめられてしまふという危険性もはらんでいます。

なおその上に、日本で重要な課題といいますのは、防衛費の問題ではないかと思うんです。時間あれば細かく申し上げられませんが、たとえばかつて安保体制下にあります、アメリカの戦略で平和共存の時代もありました。緊張緩和の時代もあったわけです。今日ではアメリカの優位という力の政策といふものが出てきたわけですから、日米安保体制の中におきますわが国の

負担という問題は相当将来にわたって大きくなるということを予想しなきゃならぬと。総理はしばしば憲法の範囲内で日本の立場を主張すると言つておりますが、考えようによりますと、日米安全保障条約というものは日本にとっては重荷になつてきているのではないかと、こういうことを言う人さえもあるわけです。そういう意味で、締めくくりの問題として、これから日本の経済協力なり、日本の安全保障の立場から考えてみて、どうやつて国際的な地位を確立をしていくかと、こういう大きな課題が残されていると思いますが、その点について最終的にお伺いして、質問を終わりたいと思うんです。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御指摘のように日本と

アメリカは最も有力な、最も信頼し合つておりますところの両国でございます。そういうことで一方において防衛の問題では、日米安保条約を締結をいたしております。日米安保体制によつて日本の自衛力を超えるような大きな外部からの侵攻に対するは、アメリカの支援によつて日本の防衛を図ついくと、こういうことに相なつておりますし、また一方におきましては、自由陣営の二大経済大国として経済の自由貿易体制の今後の一層の発展ということに対し責任を負つておる、こういう両国でござりますが、私は防衛の問題は防衛の問題、また経済の問題は経済の問題と、こういふふうくリンクageといふことが言われておりますけれども、私はそのように考へておきません。

国際政治の面におきましても国際経済の分野におきましても、日本は日本の国力、国情に応じて、

国際の平和と安定と発展、このためにその責任と役割りを果たしていく、貢献をしていくという考え方でございます。

私は訪米をいたしましても、こういう日米両国

の立場とものを明確にいたしまして、そしてお互に協力し合つて国際の平和の発展、経済の

安定と振興に協力していきたいと、このように考へておるところでございます。

○塩出啓典君 それでは、今まで当大蔵委員会

というのではありませんが、最後に総理はいろいろ質問しておりますが、考えようによりますと、日米安全保障条約というものは日本にとっては重荷になつてきているのではないかと、こういうことを言う人さえもあるわけです。そういう意味で、締めくくりの問題として、これから日本の経済協力なり、日本の安全保障の立場から考えてみて、どうやつて国際的な地位を確立をしていくかと、こういう大きな課題が残されていると思いますが、その点について最終的にお伺いして、質問を終わりたいと思うんです。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御指摘のように日本と

アメリカは最も有力な、最も信頼し合つておりますところの両国でございます。そういうことで一方において防衛の問題では、日米安保条約を締結をいたしております。日米安保体制によつて日本の自衛力を超えるような大きな外部からの侵攻に対するは、アメリカの支援によつて日本の防衛を図ついくと、こういうことに相なつておりますし、また一方におきましては、自由陣営の二大経済大国として経済の自由貿易体制の今後の一層の発展ということに対し責任を負つておる、こういう両国でござりますが、私は防衛の問題は防衛の問題、また経済の問題は経済の問題と、こういふふうくリンクageといふことが言われておりますけれども、私はそのように考へておきません。

国際政治の面におきましても国際経済の分野におきましても、日本は日本の国力、国情に応じて、

国際の平和と安定と発展、このためにその責任と

役割りを果たしていく、貢献をしていくという考え方でございます。

私は訪米をいたしましても、こういう日米両国

の立場とものを明確にいたしまして、そして

お互に協力し合つて国際の平和の発展、経済の

安定と振興に協力していきたいと、このように考へておるところでございます。

○塩出啓典君 それでは、今まで当大蔵委員会

で今年度の一兆四千億に近い増税案を審議してきましたわけがありますが、最後に総理にいろいろ質問する機会を得たわけあります。

最初に、行政改革についてお尋ねをしたい。であります。私が四十三年に国会へ来てから何人かの総理大臣がいらっしゃったわけがありますが、行政改革に触れない人はほとんどなかつたわけあります。しかし先ほども話にありましたように、行政改革に政治生命をかけるという、こういう強い決意の総理は私はいかつたんではないかと、そのよう思います。

昨年の選挙を終わつて最初の施政方針演説でした

しか鈴木総理は、原敬の言葉を擧げて、行政改革のことは話をされましたけれども、あの当時はあ

るいは五十六年度の予算編成等においては、総理は行政改革からは必要とする財源は出せないと

か、五十七年以降の増税は避けられないあるいはたわが国の租税負担は諸外国に比べてそつと重くはないんだと、財政再建のためにはある程度増税をがまんしてもらいたい、こういうようなニュアンスであったのが、突然と申しますか行政改革に政治生命をかけるという、こういう心境の変化がいろいろ想ひ出されることがあります。突然一晩で変わつたものではないといふことを御理解を賜りたい、こう思います。

○塩出啓典君 政治家の良心が許さないと、そう

でまいりたいというのが私の基本的な考え方でござります。突然一晩で変わつたものではないといふことを御理解を賜りたい、こう思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私が内閣の責任者に就任いたしましたてから七ヵ月余になるわけでございま

す。私は就任当時から財政の再建、それからそ

のためには行政改革、高度経済成長時代に肥大化

した行政に対し思いついたメスを加えなければいけない、こういうことを主張してまいりました

ます。私は就任当時から財政の再建第一年とこ

う位置づけましてやつたわけありますが、これ

も相当私は歳出、歳入ともに思い切つた見直しをやつたつもりでございます。しかし一面におきま

して、現行税制の枠内であります。私が最も信頼する大蔵大臣もおりまして、いろいろ考えてくれておると思いますので、今後に引き

まして十分ひとつ勉強し、研究しながら実効のある道を選んでいきたい、こう思つております。

○塩出啓典君 いままでの行政改革は、たとえば

公務員の人員削減等は一律とすることでやつてしま

うのをやはり同一に処理するということは、私

は国民の生活に犠牲をなすそういう領域、たとえ

ば教育とか福祉という、そういう領域と高度成長のときに肥大化したそういうむだな領域、そういう

ものをやはり同一に処理するということは、私

は國民の生活に犠牲をなすことになり、これは

賛成できない。もちろん福祉の領域でも、先般暴

力団が生活保護を受けたと、暴力団も人間

ですから本当に困つておれば生活保護を出すのも

これはいいんじやないかと思うのであります。

そこで、具体的にどうやるかという問題で、と

もうか五十七年度予算編成ではやっぱり短期間で

すから補助金の整理ということが重点のようであ

りますが、これを各省ごとに補助金の削減の枠を示して、そうして削減の項目の選択は各省の判断

にゆだねると、新聞によつてはノルマ方式とい

うように書いてあるわけですが、具体的にその点

は総理としてはお考えはまとまるのかどう

か、この点はどうでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) この大型新税なき財政

再建、こういうことを決意しております以上はい

るいろいろのことを実は考えてはおりません。考えては

いますが、まだ固まつてはおりません。ここに

私が最も信頼する大蔵大臣もおりまして、いろい

ろ考えてくれておると思いますので、今後に引き

まして中身をよく吟味いたしまして、そし

て必要なところにはやはりこれを手厚く見していく。というのは当然だと、こう思つておりますが、一律にすべて削減をするとかいうようなそういう機械的な考え方、これは私は政治ではないとこう心得ておりますので、十分配意してまいりたいと、こう思つております。

○塩出啓典君 きょう午後の大蔵委員会で、わが党の矢追委員もいろいろ大蔵大臣に提案をしたわけですねけれども、たとえば国民健康保険にいたしましてもやっぱり町村によつては、私の住んでいる広島県の府中町といたところなんかも非常に財政がいい、やっぱりそれはいろいろそういう点の努力をして、お年寄りのグループをつくって運動したり、年寄りが病気にならないように、病院に行くよりはこっちの方が楽しいというような、そういうものをつくればだんだん医療費もプラスになつていくと、そういうようなやはりソフトウェアと申しますか、そういう点が私はやっぱりちらも積もれば山となる、これは非常に大きな問題じゃないかと思います。広島市にしても——広島のことばかり言つて申しわけありませんけれども、別収集をやつておる。最初はわれわれ市民がぴんとか紙とか分けなくちゃいかぬ、そういうことで多少の文句もあつたわけですが、しかしそれをすることによって炉を一つ節約できたわけであります。最近は紙が高くなると家の前に紙を出しておくとどろぼうにはつ持つていかると、それは刑法上は問題にならぬそらであります、それぐらいなつておる。やっぱり市民の皆さんも、そのようにわれわれが分別収集することによって市の清掃に努力しておるんだ、こうしたことでも、ただ人員を減らすとか省を削減する、そういうことも大事ですけれども、やはりソフトウェアと申しますか、そういう点ももつと力を入れる

べきではないか。大蔵大臣は先ほど、どしどし提案があれば喜んで受けと、それを必ずやるとは言わなかつたわけですねけれども、總理大臣はそういう点はどうでしようか。

○國務大臣(鎌木善幸君) これから日本の行政あるいは政治をこの機会にみんなで見直して新しい時代に対応できるようなものにしていこうと、こ

ういうときでございますから、各党各会派の皆さんのお知恵も十分拝借をしましてやつてまいりたいと、こう思つております。そういう意味で、行政改革の問題について各党の党首の皆さんから党首会談を開けと、また訪問を前にして外交、防衛問題等についてもあわせて意見を聞くべきだといふ御提案もございます。私は内政、外交各般にわたりまして野党の皆さんとの建設的な御意見といふものは十分拝聴し、またこれを国政の上に生かしていきたいと、このように考えております。

いまソフトウェアというようなお話をございましたが、たとえば国民の健康と医療の問題についても、従来の病気になってから治すということではなくて、従来の病気になつてから治すといふことでもなしに、健康管理計画といふようなものをきちんと立てて、そして病気にならないよう健

康管理を十分やるというようなことが私は国民の幸せのためにも、ひいては国のそういう財政の支出を抑制し、健全な方向にこれを使うという意味からも大事なことだと、このように考えております。

○塩出啓典君 総理は、そういうソフトウェアの点でも努力をし、また各野党の党首の意見も聞くと。その党首の意見を聞くことに私は反対ではないわけであります、それはぜひ聞いていただきたいと思うのですが、それはぜひ聞いていただきたいと思ふ。それで、やはり協力も必要ではないかと

す。

先般わが大蔵委員会は、自動車税の関係でトヨタ自動車等へ参りました。なぜトヨタ自動車を初め日本の自動車が世界の自動車に打ちかかったかと

いう、こういう点は、労働者の質がいいとかいろいろあると思うんですけれども、その一つは、アメリカと違うところはやっぱり提案制度が非常に多いんです。従業員一人当たり年間どれだけの提案をするか。どの工場に行ってもこういう提案をして幾ら時間を节约した、コストを安くした、そういう提案制度、それによって従業員がこそつていふと、こう思つております。そういう意味で、行

私はやっぱり、言うならば鎌木総理は日本という会社の社長でござりますから、全お役人の方々意見についても、と意見を求める、そして国民の問題についても、と意見を求める、そして国民の意見を聞いて、その中で優秀なものには賞金を出すとか、それは大した金額じゃないともいいんじゃないかと思うんですが、やっぱりそういう国民運動を起こすべきじゃないか。ただ国民の側から見ると、何か土光さんの第二臨調というのは財界の代表じゃないか、そういうような意見もなきにしもあるあらず。第二臨調だけでは行政改革はできない、国民のやはり協力も必要ではないかと思うんですが、そういう点で何らかの提案制度というか、国民の声を、意見を聞くとか、何らかのそういう点を検討すべきではないかと思うんです。その点はどうでしようか。

○國務大臣(鎌木善幸君) 私はお説のとおりだと思います。第一臨調も臨調だけで私は行政改革の審議をされておるものとは思つておりません。あそこに国民の皆さんのが非常な関心を寄せて、いまや行政改革、行財政の改革は天の声にもなつておるというようなことで、いろんな提言、投書、要請というものが臨調の事務局に対して相当前ておるそうです。私は今後もそういう

ことは私は非常に大事じゃないかと思うんですけども、やっぱり国民の意見を聞くと、こういうことは私は非常に大事じゃないかと思うんで、それを十分吸収し、消化をして、そして国民にかわればいいと思うんですけれども、しかしそれも大事であります。その點はどうでしようか。

○塩出啓典君 思つております。第一臨調も臨調だけで私は行政改革の審議をされておるものとは思つておりません。あそこに国民の皆さんのが非常な関心を寄せ、いまや行政改革、行財政の改革は天の声にもなつておるというようなことで、いろんな提言、投書、要請というものが臨調の事務局に対して相当前ておるそうでございます。私は今後もそういう

会いするというのも、各党に對して国民各層からいろんな御要望が出ておる、国民の声を皆さんがあなきになつておる、そういうことを私は耳聴したい、生かしていきたい、こう思ひます。

で、これはことしの三月十五日の中國新聞に載つたわけであります、ここには公民館、体育館があるわけありますが、そのそばに雇用促進事業団の共同福祉施設、八千九百万であります。それ

で、これはことしの三月十五日の中國新聞に載つたわけであります、ここには公民館、体育館があるわけありますが、そのそばに雇用促進事業

団の共同福祉施設、八千九百万であります。それ

から一方、山村開発センター、これは二億五百万円、この二つの施設が人口一万の千代田町でできておる。これは全く各省のなわ張りと申しますが、地元の町長としてはそういうものができる

うわけであります、ここには公民館、体育館がお聞きになつておる、そういうことを私は耳聴したい、生かしていきたい、こう思ひます。

○塩出啓典君 広島県の千代田町というところ

で、これはことしの三月十五日の中國新聞に載つたわけであります、ここには公民館、体育館があなきになつておる、そういうことを私は耳聴したい、生かしていきたい、こう思ひます。

で、これはことしの三月十五日の中國新聞に載つたわけであります、ここには公民館、体育館があなきになつておる、そういうことを私は耳聴したい、生かしていきたい、こう思ひます。

で、これはことしの三月十五日の中國新聞に載つたわけであります、ここには公民館、体育館があなきになつておる、そういうことを私は耳聴したい、生かしていきたい、こう思ひます。

で、これはことしの三月十五日の中國新聞に載つたわけであります、ここには公民館、体育館があなきになつておる、そういうことを私は耳聴したい、生かしていきたい、こう思ひます。

で、これはことしの三月十五日の中國新聞に載つたわけであります、ここには公民館、体育館があなきになつておる、そういうことを私は耳聴したい、生かしていきたい、こう思ひます。

で、これはことしの三月十五日の中國新聞に載つたわけであります、ここには公民館、体育館があなきになつておる、そういうことを私は耳聴したい、生かしていきたい、こう思ひます。

で、これはことしの三月十五日の中國新聞に載つたわけであります、ここには公民館、体育館があなきになつておる、そういうことを私は耳聴したい、生かしていきたい、こう思ひます。

いか。グリーンカード反対の動きの中にはもうちょっと深いものがあるんではないか、そういう感じがしてならないわけあります、総理はその点はどういうふうに感じておられますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) この問題は利子・配当課税の問題、不公平税制を改善しようということでありますけれども、それを確実にこれを実行していくということ、そういう問題等を総合勘案をされて衆参両院の大蔵委員会等での問題が取り上げられ、そして相当時間がかかったわけと、こういうことに私承知いたしておるわけでございます。そしてまだそれが実行されると、こういう中におきまして、間におきまして、いろいろ見直し論が出ておるということでございます。

○塩出啓典君 まあ総理は衆議院の大蔵委員会で、このグリーンカードの実施後問題が出てくれば改善を加えると、手直しをするような発言をされておるようですが、それはどういう意味でございましょうか、具体的に。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は実施前からいろいろ論議をして、その結果国会で御決定いたしました、これが一番課税の公平を期する道であると、こういうようなことで御決定をいたしたわけですから、これを実施しなければいけない。そして実施した上でもしそこに、もしです

よ、改善を要する点見直しを要する点が出てきた段階において、初めてこの新しい制度ではあっても実施後において検討を加える、再検討を加えるということはあってしかるべきであるけれども、まだ実施もされない段階においてこの見直しがいりますから、これを実施しなければいけない。

○塩出啓典君 この問題は利子・配当課税の問題、不公平税制を改善しようということでありますけれども、それを確実にこれを実行していくということ、そういう問題等を総合勘案をされて衆参両院の大蔵委員会等での問題が取り上げられ、そして相当時間がかかったわけと、こういうことに私承知いたしておるわけでございます。そしてまだそれが実行されると、こういう中におきまして、間におきまして、間におきまして、間におきまして、いろ

いろ見直し論が出ておるということでございます。

○塩出啓典君 まあ総理は衆議院の大蔵委員会で、このグリーンカードの実施後問題が出てくれば改善を加えると、手直しをするような発言をされておるようですが、それはどういう意味でございましょうか、具体的に。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございます。

○塩出啓典君 では、やはり反対論があるというところは、考え方によつてはやはり不公平税制の是正に効果があるという証拠でもあるんじやないかと私は思うんですね。もうへのかっぱにもならぬような法案であればだれも反対しないわけで、そういう意味で少々反対論があつても、総理としても大蔵大臣としてもやはり信念を持って、もちろん運用上のいろいろな誤解を解くとか、そういう微調整はあつたにしても、この制度の根幹は私は絶対に崩してはならないのではないか、このように思います。この点一言だけ総理の御決意を。

○國務大臣(鈴木善幸君) 先ほど申し上げたとおり、政府としては既定方針どおり国会の御決定の趣旨を踏まえまして誠実に実施してまいりたい、

○塩出啓典君 それから総理も新聞紙上で御存じのように、最近診療報酬に対する課税、税金を節税というか脱税というか、そういう意味でいろいろ有限会社をつくるあるいはまた第一薬局をつくる、こういうようなことが起きて国民の不信を買つておるわけであります。しかし私たちが個人的に知るお医者さんは、そのほとんどは黙々とやつておる。そんなに何億ももうかかっているようには思えない。今回もこの会社をつくった、これも医

療法に違反をしてどちらも勝手につくつたような、そういうようなのが二百五十ぐらい全国にいまあると言われておるわけありますが、こういうようなことに対し、総理としてどのような見解をお持ちであるのか。

○塩出啓典君 今回の法案審議の過程で、わが党の多田委員の質問に対し大蔵大臣は、もしこのグリーンカード制が施行されると、いままで高額所得者が分離課税である程度税金を持っていかれた残りがあつたわけだけれども、今回は八五%。したがつて意欲もなくなると。だからこのグリーンカードの実施とともにそういう高額所得者の税率を変えなければならないという、こういう大蔵大臣の個人的な見解だと思うんで、そういうニーアンスの発言をされたわけありますが、先ほどの総理の御答弁では、ともかく実施するまでにそういうことはやらないと、そう理解しているわけですね。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございます。

○塩出啓典君 では、やはり反対論があるということは、考え方によつてはやはり不公平税制の是正に効果があるという証拠でもあるんじやないかと私は思うんですね。もうへのかっぱにもならぬような法案であればだれも反対しないわけで、そういう意味で少々反対論があつても、総理としても大蔵大臣としてもやはり信念を持って、もちろん運用上のいろいろな誤解を解くとか、そういう微調整はあつたにしても、この制度の根幹は私は絶対に崩してはならないのではないか、このように思います。この点一言だけ総理の御決意を。

○國務大臣(鈴木善幸君) 先ほど申し上げたとおり、政府としては既定方針どおり国会の御決定の趣旨を踏まえまして誠実に実施してまいりたい、

○塩出啓典君 私が申し上げましたのは、医師の特別措置の特例、これがなくなつたために、非常に実際の所得は同じでも所得の額が大きくなつてくる。で、かなりそういう人たちは高額所得者であると。そのため非常に今まで払つたことない税金を払うと、普通の人は払つているんだけれども。そういう人たちは払つたことがないわけですから、そのためには借金をしたり何かをして払つたという実例たくさん聞いております。そこで結局考えたことが、要するに医療というのであっても業でございまますから、その自分の経営とそれから技術料の報酬を分離をしようというふうに、純然たるそういうふうに考えてやつた人もあります。しかしそれは理解ができますと。できますが、しかし

そういうことを利用して安いコストを二つぐらいトンネルをくぐらしてわざと高くつくり上げると、そういうことはこれは認めることにいきませんよと。それには要するに現在の医療保険制度の中には問題がある、その本質を直さなければ後を絶たないと。だから余りもうかり過ぎるような制度で

上げたんです。

それからもう一つは、課税をどうするかということ問題につきましては、統一見解を出しましたように、厚生省が法人の実体を備えていないというようないい認定をされるということについては、それを重要参考にして課税を執行いたしますと、そういうふうなことに対して、総理としてどのような見解をお持ちであります。

○國務大臣(鈴木善幸君) わが国の医療保険制度のもとにおきまして、診療報酬の支払い、取り扱い、これはこの医業の社会性、公共性というものを信頼をいたしまして、そして本来であればサービスを提供する、物を元つた場合には必ず領収書を取ると、これが常識でございますが、そうでない、やはり医業の社会性、公共性というものを高く認めましてあのようないい診療報酬の支払い制度、こういうものに私はなつておると、こう思うのであります。したがいまして、課税等におきましては法人か会社のようないものをつくつて、そして税金を軽減をするとかあるいは何らかの操作をする法人大きな税金を納めてもらいたい、こう思うわけでございまして、それを法人として適格性を持たないようなものであつて法人か会社のようないものをつくつて、そして税金を軽減をするとかあるいは何らかの操作をする法人大きな税金を納めてもらいたい、こう思うわけでございまして、総理としての本質に反するものと、このように考えておりますので賛成いたしかねるわけでございまして、総理にそういうものは厚生行政の面におきましては、これは私はわが国の診療報酬制度のその本質に反するものと、このように考えておりますので賛成いたしかねるわけでございまして、総理にそういうものは厚生行政の面におきましてあるいは税務行政の面におきましては、総理にひとつ取り扱つてもらいたい、指導しても

○塩出啓典君 その点はひとつよろしくお願ひしたいと思います。本当にまじめな医者が悪者にされてしまつて、本当に迷惑している人もたくさんいるわけでありまして、やっぱりそういうところに厳正にひとつ取り扱つてもらいたい、

○塩出啓典君 その点はひとつよろしくお願ひしたいと思います。本当にまじめな医者が悪者にされてしまつて、本当に迷惑している人もたくさんいるわけでありまして、やっぱそういうところに厳正にやつてもらわなくちゃいけぬ、その点は厳しくやつてもらわなくちゃいけぬ、その点を、いま総理の御答弁でございましたので、よろしくお願いしたいと思います。

それから次に、これも有価証券取引税が今回値

上げられるわけがありますが、その審議の過程で——この有価証券取引税はいわゆるキャピタルゲインがあつてもロスがあつても払わなければならぬ流通税ですから、今回〇・五五、これは一般的の投資家が株を売った場合の税金でありますが、〇・五五%、そういう意味では国際的にもかなり高い。やっぱりこういう問題、この流通税を今後上げていくということはおのずから限度があるのでないか、そういう点は大蔵大臣も認めたわけあります。やはり今まで問題になっておりましたキャピタルゲイン、いわゆる有価証券譲渡益への課税を検討すべきではないかというこういう論議の際に、大蔵大臣は、昭和五十九年一月、いわゆるグリーンカード施行までに何とか何らかの方法を見出さなきいかぬと、こういう御意見だったわけがありますが、総理としてはどうでしょうか。まあ信頼する大蔵大臣がおっしゃったことですから……。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 総理は私と同じ考え方だと思いますが、これはやはり一般に総合課税にしてやろうといふときに、株の売買の所得というものが非課税扱いにされておる。金額もかなり大きいものがあるというような実態は野放しにできませんから、五十回、二十万株というもののなかで非課税が取り扱われておつても、それの行き過ぎというものはどうも整合性を欠くと、したがって総合課税という段階までには何らかの措置を考えなければならぬ、そう思つております。

○塩出啓典君 じゃ最後に。先ほど鶴山委員からお話をございましたように、これからは複雑になる、グリーンカードの実施とかそういう点で、長期はもう四十六歳以上である。こういう点で、長期的な展望に立つべきであるということを私たちも主張をしたわけですが、大蔵大臣は、先ほど話がありましたが、行政改革の責任者として各省の定員をぶつた切る中に税務職員をあやすことは非常に言いにくいと。しかしその体制も

つくつていかなくちやいかぬ。もちろん定員増よりもほかのやはり税務行政のあり方そのものを簡素化するということと相まって、やっぱり私は必要なところには人員を確保すべきじゃないか。いま五%，一〇%という実調率ではますます不公平を増大する危険性がある。そういう意味で、これから税務行政の体制について総理から一言御意見を承つて終わります。この点は国会を通じて明らかに執行上の問題がござります。特に徵稅官が手不足である、大変労働強化になつておるというような問題がございまして、執行面での適正を確保するために国税庁の職員等を十分考えるべきだと、こういう御意見は確かにそのとおりだと思っております。五十六年度予算の編成に当たりまして、大蔵省の中ではございますが、他の部局の人員を不補充にしてそして国税庁の方だけは何とか定員を確保するというような配慮をしておるわけでございます。今後おきましても税執行の適正を期するため、人員の整備等につきましてはこれは特別な配慮を加える必要があると、私もそのように考えております。

○近藤忠孝君 総理は参議院の本会議で、大木議員の質問に対して大型新税は念頭にない、私の質問に対する回答は再び念頭に浮かぶことはない、こう答弁したわけです。まあ総理の決意の並みみなれば、私はそれを具体的な行動に示すべきだと思うんです。

そこで一つ提案します。と申しますのは、税調の会長代理に当委員会でそのことを指摘したんであります。そうしましたらば、総理がそれだけ自信があれば、私はそれを採用してこれを実行するということは全然問題のないところであらうかと、こう思うわけでございます。私はそういう考え方を持つておりますので、今後適当な機会にお話をする機会を持ちたいと、こう思つています。

○近藤忠孝君 それは直接申し述べるということだと思います。ただ五十七年度はと限定づきになつてしまつたんですね。再び念頭に浮かぶことはないと、こうおっしゃつたので、私は少なくとも鈴木総理が総理在職中は再び念頭に上らないと、こう思つておつたんですが、五十七年度だけですか。ということは、総理は五十七年度だけでおやめになるんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) それもわかりません。

私は、これからわが国をめぐるところの経済社会情勢もいろいろ変わつていく、それから国際的な展開に立つべきであるということを私たちも主張をしたわけですが、大蔵大臣は、先ほど話がありましたが、行政改革の責任者として各省の定員をぶつた切る中に税務職員をあやすことは非常に言いにくいと。しかしその体制も

いう指示をして初めて総理の本会議の答弁が私は本物であると、こう信じられるんですが、いかがでしょうか。私は、責任ある立場の者としてそういうことを申し上げることはかえつて国民に対しても誤解を与えて、また思われる影響を与えるようなことがあってはいけないと、このように考えております。

○近藤忠孝君 普通の日本語の意味が大変後退したことを探るため、あるは政治小説にござりますが、日本首脳会談準備のために伊東外務大臣が訪米いたしました。三月二十四日にワシントンで日米協会主催の夕食会で「平和と安全のための日本の役割と日米関係」と題して演説されました。その内容は知つておるかどうか。これは公式演説である以上、総理も事前にその内容については確認されていると思いますが、いかがでしょうか。伊東外務大臣の演説です。時間がなくなりながらやうんで私の方で言いますわ。どうも御承知ないようですがれども、全文を入手したんです。これによりますと大変大事な発言がございまして、そこで総理の考え方をただしたいんですが、一つはこら言つてます。「ハイグさんとは長時間にわたり意見交換を行い、その国際情勢に対する認識的確さと深い洞察力に対し、感謝を覚えました。さらに、アメリカが「強力なリーダーシップを發揮することは、何にも増して重要だ。」国防力を増大させるため真剣な努力を払つておられるることは、まさに感銘深く、わが国としてこれを高く評価」していると。

で、EC諸国もアメリカのタカ派軍事路線と言われているこの路線に決して全面的支持を与えていないのですが、日本の外務大臣がこれを全面的に礼賛したということになるわけですが、総理はどうお考えになりますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は詳しくその真意を

まだ聞いておりませんが、アメリカは何といつても自由陣営の中における最も大きな力を持つた国でございます。この米国がこれから厳しい国際情勢の中におきまして信頼性と一貫性を持った政策をとつて行くと、これは西側の自由主義陣営の国が一緒にこれから力を合わせて世界の平和と安定のためにやつていいこうという大事な時期でござりますから、アメリカが一貫性と信頼性、これを失わないでやつてほしいというのが私は共通の考え方であろうと、こう思うわけでございます。これがふらふらしておつたんでは困るという意味合いのことを伊東外務大臣が率直に申し上げたと、こう私は理解をしておるわけでございます。

○近藤忠孝君 それどころじゃないんです。さら

に重要な発言があります。こう言つておるんで

す。西太平洋地域の「一角にあつてわが国がこの

ような政策」——これは日米安保体制下での日本

の軍事力増強のことだと思うんですが、「を推進

していることは、この地域の安定に大きく貢献」

重ねていきたい。

ここで大事なことは、西太平洋地域というこの

概念、これはアメリカの第七艦隊の行動範囲を示す軍事的な概念であります。この言葉が日本の政

府の首脳の公式発言として使われたのはこれが初

めてであります。ということは、総理もこのこと

をお認めになるんでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) わが国の防衛政策とい

うのは、もうしばしば申し上げておりますよう

に、平和憲法のもとにおきまして専守防衛に徹た

る、國を守る必要最小限度の防衛力しか持たな

い、それを超えるような防衛力、近隣諸国に脅威

を与えるようなものは持たない、つまり軍事大国

にはならない。しかもシビリアンコントロールで

もって防衛はやついくんだと、こういうことを

しばしば申し上げておるわけでございます。

そこで、日本の防衛をやる範囲は、御承知のよ

うに、從来から申し上げておりますように日本の領土、領海、領空、その周辺海域、こういうこと

を申しております。航路帯で言いますと一千海里、それからその幅はせいぜい数百海里、こういふことを申し上げておるわけでございまして、私は、伊東外務大臣は十分そういうことを腹に据えて、そういうことを踏まえてアメリカの首脳との間の話し合いには臨んでおる、このように考えております。

○近藤忠孝君 そうしますと、西太平洋地域といふ言葉を使ったとすれば、これはいまの、いままでの総理のお考えより少しはみ出すわけですね。

○國務大臣(鈴木善幸君) その点どうなんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) どういうところでどう

いと、このように思います。

○近藤忠孝君 考えていないということを総理が思つてると、現にここに全文あるんですけど、そこ

をみ出すようなことは伊東外務大臣は考えてない、と、このように思います。

○近藤忠孝君 上げた従来からのわが国がとつてきた方針、これ

をはみ出しますと、西太平洋地域といふ表現をしたかわかりませんが、いま私が申し

いたしませんし、あり得ないことではございません。

○近藤忠孝君 端的にお答えください。西太平洋地域という、そういう言葉を使っておれば、これ

は従来の考えのはみ出しだ、こう思つてます

——ちゃんとここに書いてあるんですよ。

○説明員(松田慶文君) 御指摘の点について御説明申し上げますと、この外務大臣の日米協会の演

題について、やはりあの政策が画期的な日本の外交政策の転換だったと、こう言つてゐるんです。

○説明員(松田慶文君) これは、アメリカへ行きますと結構迎合的な

ことを発言する場合が多いんですね。たとえば今回

の伊東外務大臣は、イラン・アフガニスタン問題について、やはりあの政策が画期的な日本の外交政策の転換だったと、こう言つてゐるんです。

○説明員(松田慶文君) これは、アメリカへ行きますと結構迎合的な發言であります。そういうものと思わなきや

いからねです。特にこれは財政問題との関係で申しますと、幾ら節約節約こう申しましても、がつ

ぱりアメリカから軍備増強をアメリカへ行つて総理が押しつけられてきますと、国内のそんな努力

なんていふるのはすつ飛んでしまうんで、そういうことを絶対ないということをこれは断言できる

ことと外で言うことと違つてきますと、国内のそんな努力

をし上げて質問を終わります。

○三治重信君 総理は、五十七年度ですね、増税、ことにわれわれが心配していた大型増税を今

年度に引き続いてやられる態勢とわれわれは承知

していましたが、早々と来年は増税はやらぬで

行財政の改革をやるという決意を宣明されたこと

は、わが党にとつては非常に敬意を表する、まあ

こういうふうに、この趣旨が生かされるようにな

ければそれは実行することができないことは当然

のことだと思います。私は、国会がわが国の防衛

のシビリアンコントロールの最高のコントロール

をされておる、こういうぐあいに承知をいたして

おりますので、国会の御承認が得られないような

ことを無責任に外國へ行つて話し合つてくるとい

うことはいたしませんし、あり得ないことではござ

いません。

○國務大臣(鈴木善幸君) さうしますと、この立場の人と話し合つて、そういう話し合つ

ることは、これは大きな責任がそこに生まれるわ

けでございます。しかし一方におきまして、それ

を裏づける予算の問題にしても、国会の御承認が得られな

ければそれは実行することができないことは当然

のことだと思います。私は、国会がわが国の防衛

のシビリアンコントロールの最高のコントロール

をされておる、こういうぐあいに承知をいたして

おりますので、国会の御承認が得られないような

ことを無責任に外國へ行つて話し合つてくるとい

うことはいたしませんし、あり得ないことではござ

いません。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私が外へ行つて責任あ

る立場の人と話し合つて、そういう話し合つ

ることは、これは大きな責任がそこに生まれるわ

けでございます。しかし一方におきまして、それ

を裏づける予算の問題にしても、国会の御承認が得られな

ければそれは実行することができないことは当然

のことだと思います。私は、国会がわが国の防衛

のシビリアンコントロールの最高のコントロール

をされておる、こういうぐあいに承知をいたして

おりますので、国会の御承認が得られないような

ことを無責任に外國へ行つて話し合つてくるとい

うことはいたしませんし、あり得ないことではござ

いません。

○國務大臣(鈴木善幸君) さうしますと、この立場の人と話し合つて、そういう話し合つ

ることは、これは大きな責任がそこに生まれるわ

けでございます。しかし一方におきまして、それ

を裏づける予算の問題にしても、国会の御承認が得られな

ければそれは実行することができないことは当然

のことだと思います。私は、国会がわが国の防衛

のシビリアンコントロールの最高のコントロール

をされておる、こういうぐあいに承知をいたして

おりますので、国会の御承認が得られないような

ことを無責任に外國へ行つて話し合つてくるとい

うことはいたしませんし、あり得ないことではござ

いません。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私が外へ行つて責任あ

る立場の人と話し合つて、そういう話し合つ

ることは、これは大きな責任がそこに生まれるわ

けでございます。しかし一方におきまして、それ

を裏づける予算の問題にしても、国会の御承認が得られな

ければそれは実行することができないことは当然

のことだと思います。私は、国会がわが国の防衛

のシビリアンコントロールの最高のコントロール

をされておる、こういうぐあいに承知をいたして

おりますので、国会の御承認が得られないような

ことを無責任に外國へ行つて話し合つてくるとい

うことはいたしませんし、あり得ないことではござ

いません。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、いま御指摘がございましたようなことを自歎していただくために、まず政府がこの点をはつきりしなければいけない。来年度はこういう方針で予算の編成に取り組みます。陳情あるいは圧力、そういうものには一切届しません、受けつけません、こういう確固たる態度をまず示すことが第一である、こう考えております。このことを御理解を願えれば、地方団体におきましてもいろんな各種団体等におきましても、私はそういうむだな陳情等は自歎をされるものと、このように思つておるわけでござります。

○三治重信君 このように早々といろいろの基本的な考え方を表明されることが非常にいい効果を持ち、またそれに対する対応が各所でとられる

ということはいいわけですが、しかし、これは大変な力関係があるわけですから、具体的に相当事務をいたがるものだ、このように考えております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、そういう点は大いに研究を尽くす必要があろうか、こう思ひます。やはり地方のそれぞれの特性、ニーズあるいは地方の要望、そういうものを限られた予算の中でこれを満たしていくためにはいろんな工夫が必要であろうか、こう思つておりますが、そのうえは大蔵大臣並びに各省庁において十分今後研究しながら節減、合理化を図られる予算の中でも地方もそれぞれ地方の事情にマッチするようになります。またその効果が上がるよう、そういう点については一層の工夫を必要とするのではないか、こう思つております。

○三治重信君 それから、せんだっての間接税三法の本会議の質疑で、私は最後に、これは税務行政の強化に対する質問の中で、やはり政府全体

として行革をやるからには税務だけ増員ということもこれはなかなかむずかしいだろう、したがつて、これも置いて、要点書いてくれば一々中へ入

つて来ぬでもいいというような、これは一例なんですが、そういう陳情に対するいろいろの中央政

府各省庁の対応の仕方も早々とひとつ宣言をして、陳情は非常にむだなことだ、こういう具体的な措置もぜひとつていただきたいと思います。

それからもう一つは、私たちが第一線の市町村で聞くのは、やはりこれはいつも言われていることなんですか、補助金が細か過ぎる、もう少し各自治体の出先で同類的な補助金については、彼の勧めで、いわば流用して使えることを認め

てほしい、こういうようなことが言われておるわ

けなんですが、これは主として公共事業や福祉施設にならうかと思うんですが、こういうようなものをやはり各市町村段階で彼此流用して、この市町村段階のある判断で、金額が示されたらそれを

具体的にこういうふうにしたいという意見が返ってきて、それで実行上効果あらしめる、こういうのも私は必要かと思うんですが、その点についての御意見をお伺いしたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、そういう点は大いに研究を尽くす必要があろうか、こう思ひます。やはり地方のそれぞれの特性、ニーズあるいは地方の要望、そういうものを限られた予算の中でこれを満たしていくためにはいろんな工夫が必要であろうか、こう思つておりますが、そのうえは大蔵大臣並びに各省庁において十分今後研究しながら節減、合理化を図られる予算の中でも地方もそれぞれ地方の事情にマッチするようになります。またその効果が上がるよう、そういう点については一層の工夫を必要とするのではないか、こう思つております。

○三治重信君 それから、せんだっての間接税三法の本会議の質疑で、私は最後に、これは税務行政の強化に対する質問の中で、やはり政府全体として行革をやるからには税務だけ増員ということもこれはなかなかむずかしいだろう、したがつて、これも置いて、要点書いてくれば一々中へ入つて来ぬでもいいというような、これは一例なんですが、そういう陳情に対するいろいろの中央政

府各省庁の対応の仕方も早々とひとつ宣言をして、陳情は非常にむだなことだ、こういう具体的な措置もぜひとつていただきたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 総定員法のもとにおきまして国会の決議等もございます。そういう枠内

において人事管理を適正にする、配置転換等も円滑にこれを進めて、全体として定員が縮減され、最も効率的に行政サービスが行われるように、こ

ういうことが非常に大事な点だと思います。それには公務員の諸君が国民に対する奉仕者であると

いう気持ちに徹してそういう点に御協力を願う、こういうことが必要だと思ひますので、今後財政の削減合理化とあわせてこの人員の適正な配置、

人員管理というものについて、今後調査の御意見等も踏まえて政府としても十分努力してまいり

たい、こう思つております。

○野末陳平君 行政改革に寄せる総理の御決意と

いいますか、御熱意といいますか、先ほどから頗るよく拝聴していただけなんですが、総理が行政

改革をおっしゃる場合に、頭の中には必ずわれわれこの足元の国会にメスを入れるということをも

含まれているのかどうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、いまや行政改

革、行政改革の立て直しといいうものが国民各層の挙

げての要請になってきており、このように思つておるのでござります。そういう認識の上に立ちま

しては相当やはり職員組合あるいは三公五現だと

して、私は政府が一番弱いと思うんですが、職員組合や労働組合に対するこういう交渉についての

責任者をやはり一般に公表しないと、私は

公のやつは交渉の問題を公表しないとやはり十分な効果が出ないと思うんですが、そういうことに

ついてもひとつスムーズに行革が行われるための

ところへ置いて、要点書いてくれば一々中へ入つて、陳情は非常にむだなことだ、こういう具体的な措置もぜひとつていただきたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 総定員法のもとにおきまして国会の決議等もございます。そういう枠内

において人事管理を適正にする、配置転換等も円

滑にこれを進めて、全体として定員が縮減され、最も効率的に行政サービスが行われるように、こ

ういうことが非常に大事な点だと思います。それには公務員の諸君が国民に対する奉仕者であると

いう気持ちに徹してそういう点に御協力を願う、こういうことが必要だと思ひますので、今後財政の削減合理化とあわせてこの人員の適正な配置、

人員管理というものについて、今後調査の御意見等も踏まえて政府としても十分努力してまいり

たい、こう思つております。

○野末陳平君 行政改革に寄せる総理の御決意と

いいますか、御熱意といいますか、先ほどから頗

るよく拝聴していただけなんですが、総理が行政

改革をおっしゃる場合に、頭の中には必ずわれわれ

この足元の国会にメスを入れるということをも

含まれているのかどうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、いまや行政改

革、行政改革の立て直しといいうものが国民各層の挙

げての要請になってきており、このように思つておるのでござります。そういう認識の上に立ちま

しては相当やはり職員組合あるいは三公五現だと

して、私は政府が一番弱いと思うんですが、職員組合や労働組合に対するこういう交渉についての

責任者をやはり一般に公表しないと、私は

公のやつは交渉の問題を公表しないとやはり十分

な効果が出ないと思うんですが、そういうことに

ついてもひとつスムーズに行革が行われるための

ところへ置いて、要点書いてくれば一々中へ入つて、陳情は非常にむだなことだ、こういう具体的な措置もぜひとつていただきたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 総定員法のもとにおきまして国会の決議等もございます。そういう枠内

において人事管理を適正にする、配置転換等も円

滑にこれを進めて、全体として定員が縮減され、最も効率的に行政サービスが行われるように、こ

ういうことが非常に大事な点だと思います。それには公務員の諸君が国民に対する奉仕者であると

いう気持ちに徹してそういう点に御協力を願う、こういうことが必要だと思ひますので、今後財政の削減合理化とあわせてこの人員の適正な配置、

人員管理というものについて、今後調査の御意見等も踏まえて政府としても十分努力してまいり

たい、こう思つております。

○野末陳平君 行政改革に寄せる総理の御決意と

いいますか、御熱意といいますか、先ほどから頗

るよく拝聴していただけなんですが、総理が行政

改革をおっしゃる場合に、頭の中には必ずわれわれ

この足元の国会にメスを入れるということをも

含まれているのかどうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、いまや行政改

革、行政改革の立て直しといいうものが国民各層の挙

げての要請になってきており、このように思つておるのでござります。そういう認識の上に立ちま

しては相当やはり職員組合あるいは三公五現だと

して、私は政府が一番弱いと思うんですが、職員組合や労働組合に対するこういう交渉についての

責任者をやはり一般に公表しないと、私は

公のやつは交渉の問題を公表しないとやはり十分

な効果が出ないと思うんですが、そういうことに

ついてもひとつスムーズに行革が行われるための

ところへ置いて、要点書いてくれば一々中へ入つて、陳情は非常にむだなことだ、こういう具体的な措置もぜひとつていただきたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 総定員法のもとにおきまして国会の決議等もございます。そういう枠内

において人事管理を適正にする、配置転換等も円

滑にこれを進めて、全体として定員が縮減され、最も効率的に行政サービスが行われるように、こ

ういうことが非常に大事な点だと思います。それには公務員の諸君が国民に対する奉仕者であると

いう気持ちに徹してそういう点に御協力を願う、こういうことが必要だと思ひますので、今後財政の削減合理化とあわせてこの人員の適正な配置、

人員管理というものについて、今後調査の御意見等も踏まえて政府としても十分努力してまいり

たい、こう思つております。

て果たして行政改革ができるのか、あるいはそこからいかに決意が本物と言えるのかどうかというふうに考えますと、非常に複雑な気持ちになるわけです。

そこで、これは具体的な提案ですけれども、私は国會議員の数は果たして何を基準に多いと言うか少ないと言うか、これは非常にむづかしい、諸外国と比べても必ずしもはつきりした答えは出ませんけれども、少なくもやはり行革を口にする以上は一、「割は議員定数を減らせ」ということを言い出してもらいたいんじゃないかと、まあそこまで思うんです。で、定数是正がいろいろ呼ばれておりますけれども、このままいくとよる方向にどうしても行ってしまいますね、是正というのか。しかしそれじやまずいんで、むしろ定員減を第一に考えて、同時に定数を是正するというような大胆な方向を打ち出すということが大事じゃないかと。もちろんそれは総理が御自身でおやりになるわけじやありませんが、いろいろな協力なくしてできませんけれども、総理がそういう方向でお考へを示されるということは非常に効果があると思うているんです。總理、どうでしよう、議員の数を減らすべきだと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) この問題についてはいろいろ御意見があろうかと、こう思いつでござります。この議院民主制のもとにおきましては、地域代表的な意味合いも私は一方においてあると、こう思つております。選舉民の頭数に比例をして定数を定める、その際に、その機会に定員についても削減をしたらどうかとか、こういう意見、あるいは一方、大都市等で選舉民の激増したことに対する意見があるわけでございますけれども、國民の意見を国会に適正に反映させるといふ意味合いかから言つて、それをここで一概にどうこうというこ

を申し上げることはいかがかと、こう思うわけでございます。

○野末陳平君 お答えがちょっと焦点がぼけてるんで残念なんですが、まあもちろんこれはここではばかりとお答えできにくく、事情もわかるんです。

しかしもう少しこれを具体的に考えますと、じや議員定数はそのままでもいろんな事情でやむを得ないとして、補助金の削減がいま非常に緊急の政

治テーマになつてゐる。その場合に、これはほんの一例ですけれども、大平總理時代にも提案したけれども全然問題にされなかつたので、鈴木總理ならば大丈夫じやないかと思つてお聞きするんですが、われわれの互助年金というのがあるわけですね。これは結構なことなんですが、これに対する國庫からの補助が年間五十五年度は八億円を超えましたね。そうすると、八億円の補助金をもあわなければ食つていけないというような政治家といふのが減るんですから抵抗はあると思いますけれども、やはりそのぐらは当然で、國庫補助を仰がないければ、いわゆる補助に頼るような年金をもらわなければ食つていけないというような政治家と

いうか、引退なさつた方でもですね、それはないと思うんですね。で、總理に、ですから、全党一致でというきつかけをつくるためにも、總理の一言が欲しいわけで、こう考へるんですよ、在職

期間にもよりますけれども、いま大体三十万円前後になりますよ、いまの補助金をそのまま生かしてしまいますからね。そうすると、一人三十万前後

一トした当初は國庫補助の比率というのは非常に低かつたんですよ。ところが年々ふえましてね、最近ではもう五〇%を超えた國庫補助に頼つてゐると、これが互助年金の実態なんですね。これはいかにも多過ぎると、國庫補助をゼロといううのが本来だと思いますよ。議員の納付金だけ賄うの

削る話をしていくときに、自分たちの補助金を全然不間に付していいのかどうかと考えますと、補助金のます第一に削るべきはわれわれの互助年金に対する補助金である、そう考えますが、總理はどういうふうにお考へですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大変結構なお話をございまして、私といたしましてはぜひそういうふうにお願いをしたい。これはしかしながら、国会の問題であつて、司法、立法、行政分かれおりまして、大蔵大臣といえども勝手にメスが入ると

いふ仕組みになつておらないわけでございますが、大蔵大臣といえども勝手にメスが入るとはそれに対して当然の意見をいただかない非常に質問する立場としても困るわけですよ。ですか

る、いかがなものかと。つまりこの補助金をカットすることによって行革、財政再建に対する政治姿勢が一層総理の場合にはつきりして説得力を増す。

得者に対しては二割カットをするとか、そういうことまで御自肅は願つておるのです。五十五年度は五三%の補助率ですが、五十六年度は四九%というように下がつておるわけありますから、どうぞそういうことで全党一致でひとつ御決

議いただけば、私は大変感謝を申し上げます。いや、これにはやはりもらえるものが減るんですから抵抗はあると思ひますけれども、やはりそのぐらは当然で、國庫補助を仰がら、どうぞそういうことで全党一致でひとつ御決議いただけば、私は大変感謝を申し上げます。

○野末陳平君 いや、これにはやはりもらえるものが減るんですから抵抗はあると思ひますけれども、やはりそのぐらは当然で、國庫補助を仰がら、どうぞそういうことで全党一致でひとつ御決議いただけば、私は大変感謝を申し上げます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私のところの新政クラブは第一に応することになつておきますからこれはぜひお願ひお願いしますから、国民党においてもこの問題をひとつ財政再建の観点に立ちまして検討していただき、よくうちに私がからもお願いいたしました。各党各会派においても御検討いただくようお願いをしたい、こう思つております。

○野末陳平君 私のところの新政クラブは第一に応することになつておきますからこれはぜひお願ひお願いしますから、国民党においてもこの問題をひとつ財政再建の観点に立ちまして検討していただき、よくうちに私がからもお願いいたしました。各党各会派においても御検討いただくようお願いをしたい、こう思つております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私のところの新政クラブは第一に応することになつておきますからこれはぜひお願ひお願いしますから、国民党においてもこの問題をひとつ財政再建の観点に立ちまして検討していただき、よくうちに私がからもお願いいたしました。各党各会派においても御検討いただくようお願いをしたい、こう思つております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私のところの新政クラブは第一に応することになつておきますからこれはぜひお願ひお願いしますから、国民党においてもこの問題をひとつ財政再建の観点に立ちまして検討していただき、よくうちに私がからもお願いいたしました。各党各会派においても御検討いただくようお願いをしたい、こう思つております。

るために、税務関係の職員の充実を図るべきだと、こう考えます。

○委員長(中村太郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

ただいま議題となつております五案のうち、所

得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一

部を改正する法律案の修正について、近藤忠孝君

から発言を求められておりますので、この際、こ

れを許します。近藤忠孝君

○近藤忠孝君 私は、もっと審議を尽くすべきだ

が、やむを得ませんのでここに所得税法の一部を

改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法

律案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容はお手元に配付されております案文の

とおりであります。

これよりその趣旨について御説明申し上げま

す。

今国会の審議を通じ、政府の所得税減税拒否の

不當性はいよいよ鮮明となつております。空前の大増税による家計への過酷なまでの圧迫の実態や

わが国の課税最低限が購買力平価による国際比較では最低であったことなど、政府も認めざるを得なかつたところであります。財源がないとの政府の主張も、二兆四千億円にも達する軍事費の大幅削減や、大企業、大資産家優遇税制の是正により、十分に確保できることが論証されておりま

す。

ところが政府は、四年越しの所得税減税見送り

によつて低所得層への犠牲を強めるばかりか、逆進性の強い物品税や酒税の引き上げを進め、加えて中小零細企業の活力を損う重税を強要して史上空前の一兆四千億円もの増収を見込んでいたのであります。この内容が大企業奉仕と軍備拡張のための財源確保策にはならないことは、明白なところであります。

ところが政府は、四年越しの所得税減税見送り

によつて低所得層への犠牲を強めるばかりか、逆進性の強い物品税や酒税の引き上げを進め、加えて中小零細企業の活力を損う重税を強要して史上空前の一兆四千億円もの増収を見込んでいたのであります。この内容が大企業奉仕と軍備拡張のための財源確保策にはならないことは、明白なところであります。

さきに、衆議院においては、自民、社会、公明、民社、新自由クラブ、社民連の六党で、五十五年度剩余金を財源とする所得税減税の実施が合意され、現在所要の措置が進められております。

減税実施の必要性から見て、わが党もこれを評価するものであります。剩余金が出るかどうか不确定なこと、実施されてもその額がきわめて少ないと、单年度限りの措置であることなどの不十分さを指摘せざるを得ません。

政府統計によつてさえも、物価高、実質賃金の減、税や公共料金負担の増大などかつてない深刻な事態が記録されている今日、国民生活を守るためにも、個人消費の低迷による不況を開けるためにも、わが党が主張し続けてきた六千億円規模の所得税減税を実施することは、政治に課せられた焦眉の責務であると確信するものであります。

また法人税率について、中小企業の税率も一律に二%引き上げることとされておりま

す。ながら中小零細企業は、本況と大企業の圧迫のもとで、日本経済の危機ラインを突破する最高水準の倒産件数が常態化するなど、慢性的な危機に追い込まれております。中小企業に対する増税は撤回し、むしろ軽減措置をこそ講ずべきであります。

これらの中の減税措置に対する財源は、大企業への優遇税制を一部は正するだけで十分に確保できるものであります。

以上が、所得税法一部改正案及び法人税法一部改正案に対する理由であります。

次に、本修正案の概要について御説明いたしました。

○委員長(中村太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

ただいまの近藤君提出の両修正案のうち、所得税法の一部を改正する法律案に対する修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたしました。渡辺大蔵大臣。

まず、所得税法一部改正案に対する修正案は、五十六年度において総額六千億円、本人には一万二千円、家族一人に六千円、夫婦子二人の標準世帯で合計三万円の所得税減税を、税額控除方式により実施することとしております。恒久的措置として実施する結果、現行の標準世帯の課税最低限二百一十五円は二百四十七万円となりま

す。また税額控除方式をとることによって、高額所得者ほど有利な従来の所得控除方式とは異なるが、逆に所得再分配にも著しく寄与するものとなります。

法人税法一部改正案に対する修正案について申し上げます。

第一に、中小法人税制について、現行の軽減税率二八%を維持するとともに、軽減税率の適用所

率二八%を現行の七百万円から一千万円に引き上げることとしております。

第二に、法人税制に段階税率を導入することとしております。巨額の利益を上げ、担税力のある大企業に対し相応の負担を求めるとは、税の公平の確保にとって必要不可欠のことであります。

第三に、法人税法に内包されるさまざまの大企業への優遇措置のうち、当面、次の二点を是正することとしております。

その一つは、法人間相互持ち株などによる受取配当の益金不算入制度を廃止し、企業の配当収入にも適正な課税を行おうとするものであります。

その二つは、株式を時価で発行した際の券面額との差益、いわゆるプレミアムに対し、その収益の特殊性に着目して現行の非課税措置を廃止しようとすることです。

これら不公平税制の是正によって、所得税減税等の所要財源を確保することとしております。

以上が所得税法一部改正案、法人税法一部改正案に対する日本共産党の修正案の概要であります。

これら不公平税制の是正によって、所得税減税等の所要財源を確保することとしております。

国民生活を安定させながら財政再建を行うことは当然であります。だが、財政再建の前提是、今日救いがたいほどの財政危機を招來した政府の財政政策運営について厳しく反省することが先決であります。

国民生活を安定させながら財政再建を行なうことは、かつての高度成長政策の惰性を徹底的に克服し、國自身の減税制の是正などに全力を傾注することでありま

す。にもかかわらず、國民世論に耳を傾けることなく、政府は安易にも酒税の引き上げを初めとする各種の大衆増税によつて財政再建を図ろうとしていることは絶対に容認することができません。

今回の増税について、鉛木總理は、既存税制の中での選択増税とは言つておりますものの、その中

身は全く総ざらいの増税と言わねばなりません。ま

ついて、昭和五十六年度予算に影響を及ぼすこととなるほか、現下の財政事情、所得税の負担水準の状況等から見て適当でなく、政府としては反対であります。

○委員長(中村太郎君) 別に御発言もないようですが、これより五案並びに両修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○鶴山篤君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました所得税法、法人税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案に対する反対、また共産党提出の修正案に反対の立場から討論を行なうものであります。

政府は、財政再建をスローガンに、国債発行額は前年度当初予算に対比して二兆円減額することとし反対、また共産党提出の修正案に反対の立場から討論を行なうものであります。

○鶴山篤君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました所得税法、法人税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案に対する反対、また共産党提出の修正案に反対の立場から討論を行なうものであります。

論に入ります。

○委員長(中村太郎君) 別に御発言もないようですが、これより五案並びに両修正案について討

た、四兆五千億円もの税の自然増収の六二分は労者の負担、一兆四千億円の大増税の大部分は最終的には消費者である労働国民の負担に転嫁されることであり、世界でも例のない国民泣かせと言わなければなりません。

次に、所得税法の改正につきまして、今回寡夫控除の新設、パートタイマーの非課税限度額の引き上げがありますが、これはわが党が年来主張してきたものでありますて、ようやく実現したものではないでしょうか。わが党が今国会に提出しております所得税法の改正案と対比しても明らかなごとく、いま実現を迫られております重要な課題にはまだ全然手をつけていないのであります。特に、国民世論の願つております物価調整減税や課税最低限の引き上げを拒否していることは断じて容認することができません。

次に、法人税は一律二%の引き上げとなつてますが、現行の税率はそれぞれ四〇%、二八%、二三%となつておりますので、大企業よりも中小企業、公益法人の上り率は高くなる仕組みとなります。しかし、大企業は企業会計や税制、金融面などであらゆる恩恵を受けており、さらに不公平感差を拡大することとなります。

次に、租税特別措置法の改正につきましては、合理化はまだ不十分であり、依然として大企業奉仕の税制措置にしがみついていると言わざるを得ません。また、われわれが提起しております土地税制の強化、富裕税、広告税などにつきましてはまだ検討中であるとして決断をされていないことは全く不満であります。

また、近年大企業、医師、海外所得、大学寄付金など計画的な脱税は、量的にも拡大しているにもかかわらず実効ある措置がとられておりませんのはきわめて残念であります。まじめな労働国民は不公平感、重税感をますます強めており、政府は十分に心しなければならないと強く反省を求めるものであります。

なお、政府は、今回の各党合意によります剩余金によります所得税減税がスズメの涙ほどの少額

ではないことを私どもは期待をいたしまして、反対討論を終わるものであります。

○衛藤征士郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表し、ただいま議題となりました五法案のうち、まず所得税法の一部を改正する法律案、法

人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の三原案に賛成、近藤委員提出の二修正案に反対の意を表明いたしました。

わが国財政が、大量の国債に依存する状態から一刻も早く脱却することが当面喫緊の課題であることは言及するまでもありません。五十六年度は財政再建を大きく進めるため公債一兆円の減額を行い、予算規模の伸びを一けた台に圧縮することといたしましたが、そのために生ずる行政水準の落ち込みを防ぐため、既存税制の枠組みの中で税負担の公平に配慮しつつ、一兆三千九百六十億円の増税措置を講じようとするることは、必要にしてやむを得ざる措置であると考えるものであります。

三原案は、今次税制改正の柱をなすものであります。まず所得税法の改正内容を見ますと、極めて厳しい財政事情にもかかわらず、パート等により家計を助ける主婦や、父子家庭の父親などにきめの細かい減税が行われることとなつてゐるのあります、また雪おろしの費用等についての難点はまさに時に宜を得た適切な措置が講じられることがとなつてゐるのであります。

法人税法改正原案においては、経済に及ぼす影響に配意しつつ法人税負担の引き上げが行われることとなつてますが、反面、苦しい経営環境に置かれている中小企業にとっては、軽減税率の適用限度額の引き上げが行われ、実情に即した配慮がなされているのであります。

租税特別措置法改正原案においては、企業関係の特別措置についてさらに一層の整理合理化の努力が払われており、交際費課税の強化、割引債の総合課税のための措置とあわせ、税負担の公平の

見地から、国民の理解と協力を得るための努力が見られるであります。さらに、今回創設される

エネルギー対策促進税制は、当面の緊急課題であるエネルギー対策の促進上不可欠の措置であると考えます。

わが国財政が、大量の国債に依存する状態から一刻も早く脱却することが当面喫緊の課題であることは言及するまでもありません。五十六年度は財政再建を大きく進めるため公債一兆円の減額を行い、予算規模の伸びを一けた台に圧縮することといたしましたが、剩余金という枠組みの中

で税負担の公平に配慮しつつ、一兆三千九百六十億円の増税措置を講じようとすることは、必要にしてやむを得ざる措置であると考えるものであります。

以上の理由から、三原案に賛成し、三原案に賛成する立場から近藤委員提出の二修正案に反対の意を表明いたします。

また、昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余额の処理の特例に関する法律案、関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、ともに時宜適切な措置でありますので、賛意を表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○多田省吾君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となつております内閣提出の所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、さらに日本共産党提出の両修正案に対し反対の態度を表明し、また昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余额の処理の特例に関する法律案には賛成の態度を表明して討論を行います。

内閣提出の所得税法案に反対する主な理由は、政府が所得税減税を見送り、労働者を中心に巨額の見えざる実質増税を強いていることであります。

法人税法改正原案においては、経済に及ぼす影響に配意しつつ法人税負担の引き上げが行われることとなつてますが、反面、苦しい経営環境に置かれている中小企業にとっては、軽減税率の適用限度額の引き上げが行われ、実情に即した配慮がなされているのであります。

今日のわが国の労働者の生活は、去る十七日に発表された総理府統計局の五十五年の家計調査報告でも明らかかなように、労働者の要求よりはるかに置かれている中小企業にとって、軽減税率の適用限度額の引き上げが行われ、実情に即した

このように、不公平税制の是正や行財政改革に積極的に取り組むこともなく、所得税の実質的増税によつて、労働者の生活を窮屈に追い込むとと

び悩みが個人消費の低下につながり、景気の後退をもたらすという悪循環となり、結果としては税収減から財政再建の足場さえも崩しかねません。

したがつて所得税減税を見送っている所得税法の改正案には強く反対するものであります。

衆議院段階で、わが党を含む五野党の要求により議長裁定がなされ、所得税減税の与野党合意を委員提出の二修正案に反対の意を表明いたしました。

改訂案には強く反対するものであります。

次に、法人税法案ですが、政府は一律二%の引き上げを図っておりますが、これでは経営困難な中小企業にとって余りにも配慮のない増税であると言わざるを得ません。大企業、大法人の法人税率の引き上げについては、政府税調答申に沿う度政府と党の最大限の努力を強く要求するものであります。

次に、法人税法案ですが、政府は一律二%の引き上げを図っておりますが、これでは経営困難な中小企業にとって余りにも配慮のない増税であると言わざるを得ません。大企業、大法人の法人税率の引き上げについては、政府税調答申に沿う度政府と党の最大限の努力を強く要求するものであります。

次に、法人税法案ですが、政府は一律二%の引き上げを図っておりますが、これでは経営困難な中小企業にとって余りにも配慮のない増税であると言わざるを得ません。大企業、大法人の法人税率の引き上げについては、政府税調答申に沿う度政府と党の最大限の努力を強く要求するものであります。

次に、法人税法案ですが、政府は一律二%の引き上げを図っておりますが、これでは経営困難な中小企業にとって余りにも配慮のない増税であると言わざるを得ません。大企業、大法人の法人税率の引き上げについては、政府税調答申に沿う度政府と党の最大限の努力を強く要求するものであります。

次に、法人税法案ですが、政府は一律二%の引き上げを図っておりますが、これでは経営困難な中小企業にとって余りにも配慮のない増税であると言わざるを得ません。大企業、大法人の法人税率の引き上げについては、政府税調答申に沿う度政府と党の最大限の努力を強く要求するものであります。

次に、法人税法案ですが、政府は一律二%の引き上げを図っておりますが、これでは経営困難な中小企業にとって余りにも配慮のない増税であると言わざるを得ません。大企業、大法人の法人税率の引き上げについては、政府税調答申に沿う度政府と党の最大限の努力を強く要求するものであります。

次に、法人税法案ですが、政府は一律二%の引き上げを図っておりますが、これでは経営困難な中小企業にとって余りにも配慮のない増税であると言わざるを得ません。大企業、大法人の法人税率の引き上げについては、政府税調答申に沿う度政府と党の最大限の努力を強く要求するものであります。

次に、法人税法案ですが、政府は一律二%の引き上げを図っておりますが、これでは経営困難な中小企業にとって余りにも配慮のない増税であると言わざるを得ません。大企業、大法人の法人税率の引き上げについては、政府税調答申に沿う度政府と党の最大限の努力を強く要求するものであります。

次に、法人税法案ですが、政府は一律二%の引き上げを図っておりますが、これでは経営困難な中小企業にとって余りにも配慮のない増税であると言わざるを得ません。大企業、大法人の法人税率の引き上げについては、政府税調答申に沿う度政府と党の最大限の努力を強く要求するものであります。

もに、中小企業にも過分の税負担を要求しようとすることは、とうてい国民の納得を得られるものではなく、直接税三法に反対せざるを得ないのであります。

政治に対する国民の信頼を回復させるためにも、政府与党は国民の声を虚虚に受けとめ、心ある施策を誠意をもって実行されんことを重ねて要求し、私の討論を終わります。(拍手)

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表し、政府提出の所得税法、法人税法、租税特別措置法及び関税暫定措置法の四改正案に反対、わが党提出の所得税法、法人税法修正案及び昭和五十五年度剩余金処理特例法案に賛成の討論をいたします。

政府提出の直接税三法に反対する第一の理由は、政府が国民の切実な要求である所得税減税をまたもや拒否し、二兆八千億円にも及ぶ実質大増税を推し進める点であります。

大蔵大臣は、財政歳しき折柄今度だけは御勘弁をと繰り返しておりますが、「今度だけは」が四年も続くのであります。労働者は、実質賃金マイナスという最悪の事態に直面し、国民の間の所得格差も広がっています。しかしに、所得再分配効果を最も發揮すべき所得税で、その累進性が一層弱まるることは無視できません。

先般、自民党など六党で昭和五十五年度剩余金を財源とした減税の実施が合意され、今度そのための所要の措置が提案されております。わが党は、減税につながる措置としてこれには賛成ですが、先ほど指摘したようにきわめて不十分なものであります。国民生活防衛、消費不況の克服、さらに税の公平さを取り戻す点からいっても、わが党の修正案が実現されるべきであります。

第二は、法人税制で、中小企業の税率を一律に二%引き上げている点であります。大企業の大もうけとは逆に、中小企業の倒産件数は今や危機ラインを突破し、国民生活と日本経済の危機となっております。中小法人については、わが党修正案のように、税率を据え置くとともに、大企業に対しては、その利益、担税力に応

じて若干高率の税負担を課し、緩やかな段階税率を導入すべきであります。中小企業つぶしにつながる今回の一律二%増税には断固反対するものであります。

第三に、わが党が從来から強く主張している不公平税制の是正が全く不十分で、しかも新たに拡大されている点であります。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表し、政府提出の所得税法、法人税法、租税特別措置法及び

関税暫定措置法の四改正案に反対、わが党提出の所得税法、法人税法修正案及び昭和五十五年度剩余金処理特例法案に賛成の討論をいたします。

政府提出の直接税三法に反対する第一の理由は、政府が国民の切実な要求である所得税減税をまたもや拒否し、二兆八千億円にも及ぶ実質大増税を推し進める点であります。

大蔵大臣は、財政歳しき折柄今度だけは御勘弁をと繰り返しておりますが、「今度だけは」が四年も続くのであります。労働者は、実質賃金マイナスという最悪の事態に直面し、国民の間の所得格差も広がっています。しかしに、所得再分配効果を最も發揮すべき所得税で、その累進性が一層弱まるることは無視できません。

先般、自民党など六党で昭和五十五年度剩余金を財源とした減税の実施が合意され、今度そのための所要の措置が提案されております。わが党は、減税につながる措置としてこれには賛成ですが、先ほど指摘したようにきわめて不十分なものであります。国民生活防衛、消費不況の克服、さらに税の公平さを取り戻す点からいっても、わが党の修正案が実現されるべきであります。

第二は、法人税制で、中小企業の税率を一律に二%引き上げている点であります。

○三治重信君 私は民社党・国民連合を代表いた 切れ法案の期限内成立を理由に、わが党の徹底審議要求を排し、短時間の不十分な質疑で事足りるとのことです。

最後に、今回の法案審議に当たり、いわゆる日

本の減免還付制度がほとんど手つかずで残されていることなどにより、全体として反対の態度をとるものであります。

最後に、今回の法案審議に当たり、いわゆる日

本の減免還付制度がほとんど手つかずで残されていることなどにより、全体として反対の態度をとるものであります。

最後に、今回の法案審議に当たり、いわゆる日

本の減免還付制度がほとんど手つかずで残されていることなどにより、全体として反対の態度をとるものであります。

正する法律案は賛成の立場から討論いたします。わが党は、わが国経済の発展と国民生活の安定を図る立場から、行財政改革の断行と、不公正税制の是正を図り、大衆増税によらない財政再建を図るよう強く主張してまいりました。しかるに、昭和五十六年度予算案は、行財政改革をないがしろにし、財政再建の名のもとに、国債の二兆円減額を国民生活全般に多大な影響を及ぼす大幅増税で賄おうとする大衆増税予算と断ぜざるを得ない 것입니다。

第三に、わが党が從来から強く主張している不公平税制における各種引当金など、従来わが党が指摘してきた大企業優遇の諸制度は温存され、所得税制でも配当控除制度や有価証券譲渡益非課

税など大資産家優遇制度は全くの手つかずではあります、所得税について述べます。

第一次石油危機を契機として、わが国経済は激しいインフレに見舞われ、次いで深刻な不況に陥ったのであります。その痛手から回復したのもつかの間で、一昨年来、再び第一次石油ショックの影響をもろに受けたのであります。わが国経済は、このショックを実質賃金の低下に見られるよ

うな労働者の犠牲のもとに辛うじて乗り切ったのであります。

第四に、増税諸法案が軍備拡張財源を確保するためのものであることであります。軍事費を削ると耳を傾けるべきであります。

次に、関税暫定措置法の一部改正案には、発展途上国からの強い要求である特惠関税制度の延長など、賛成できる内容もありますが、大企業向けの減免還付制度がほとんど手つかずで残されていります。

最後に、今回の法案審議に当たり、いわゆる日

本の減免還付制度がほとんど手つかずで残されていることなどにより、全体として反対の態度をとるものであります。

最後に、今回の法案審議に当たり、いわゆる日

本の減免還付制度がほとんど手つかずで残されていることなどにより、全体として反対の態度をとるものであります。

最後に、今回の法案審議に当たり、いわゆる日

の議員立法ができる喜びのものであります。このたびの所得税改正案では、配偶者控除の対象となる配偶者の所得限度額を現行の二十万円から二十九万円に引き上げることとされております。これは、配偶者控除を受けられる所得限度額を十七九万円に引き上げるものであり、一步前進と認められにやぶさかではありません。しかしこの限度額を超えてしまうと控除が受けられなくなり、税負担があふれるためむしろ減収になるケースが多く、このため主婦のパートの年収はその限度額以下に抑えられがちで、諸物価高騰の中でパートの賃金が伸び悩んでいる元凶ともなっております。

今回の改正による限度額の七十九万円への引き上げ程度の措置によつては、パートで働く主婦にとって、厳しい物価高の状況を解消することはとうてい期待できるものではなく、配偶者控除が受けられる配偶者の収入限度額を当面少なくとも百万円程度へ引き上げることが必要だと考えるとともに、できる限り早く夫婦の経済、社会的存在を示す配偶者控除は、高額所得合算の一千万円までは受けられるよう前向きに対処されることを強く要望するものであります。

次に、法人税については、先進国との対比において、税率の低位、大法人の相税率の余地の存在、企業収益の回復等にかんがみ、大企業の法人税率を二%引き上げるとともに、中小法人の軽減税率の適用限度額現行七百万円を千二百万円に引き上げるべきだと主張してまいりました。これに対し、今回の改正案は、税率の引き上げを、大企業に対してのみならず中小法人、公益法人、協同組合等に対して一律に行われようとなされ、同時に中小法人に対する軽減税率の適用限度額を八百万円に引き上げるにとどめておられるところでは、とうていわれわれの容認できるところではありません。しかし、大蔵大臣の御説明によれば、中小企業の九〇%が八百万円の限度額以内におさまるものと理解されます。今後における限度額引き上げについて九〇%をめどに十分の配慮をもつて対処されるよう要望しておきます。

最近の金融機関の取引先企業に対する厳しい選別融資、公共投資の抑制、個人消費の低迷、住宅建築の不振、素材部門を中心とした在庫調整の大嵐なおくれなどにより、このところ中小企業の倒産が相次いでおり、昨年一年間の企業倒産は件数、負債総額とも五十二年に次いで史上一番の大嵐を記録したのであります。さらに、今後緩和の方向にある金融政策の効果が中小企業に浸透するには時間がかかること、また円高や貿易摩擦によりこれまで景気の牽引力であった輸出の伸びが余り期待できることなどから、企業倒産は引き続き高水準で推移することが予想されるわけであります。このように中小企業を取りまく環境はきわめて厳しい状況にあることを十分認識され、税務行政特に徴税実務上無理のないよう特段の配慮をお願いいたします。

最後に、租税特別措置についてであります。わが党はかねてより、社用族天国との批判が多いことから、交際費は原則として益金扱いとするよう主張してまいりました。これに対し、政府は来年度の税制改正において、当初交際費課税のかなり強化を検討されていましたが、かわらず、最終的にはわざかばかりの課税強化にとどめられたことはきわめて遺憾であります。この交際費課税を初めとして現行の租税特別措置にはなお見直しをする不公正が温存されており、今後その不公正は正に政府が全力を傾注されるよう強く求めるものであります。

○委員長(中村太郎君) 他に御意見もないようであります。討論は終局したものと認めます。それでは、これより順次五案の採決に入ります。以上をもちまして私の討論を終わります。

○委員長(中村太郎君) 他に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めます。

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。所得税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本修正案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 少数と認めます。よつて、近藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、近藤君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、近藤君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 少数と認めます。よつて、近藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 少数と認めます。よつて、近藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する別措置案について、所要の措置を講ずべきである。

政府は、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、所得税制については、今後における社会経済情勢等を踏まえ、課税最低限、税率構造等を含め、その基本的あり方にについて検討すること。

一、災害雑損控除制度については、その災害の実情等を勘案し、円滑な適用に十分配慮すること。

一、法人税の基本的な仕組みについては、法人税制の国際的動向を注視しつつ、今後とも引き続き検討を進めること。

一、貸倒引当金、退職給与引当金等各種引当金の繰入率等については、その実情に即し、引き続き見直しを行うこと。

一、準備金、特別償却等各種の特別措置について、その政策目的、政策効果、利用状況等を勘案し、その整理合理化に努めること。

一、税制上の公平の実現の推進を図るとともに、税務執行面における負担の公平確保については、その専門的知識を要する国税職員についての特段の努力を払うこと。

一、変動する納稅環境のもとにおいて、複雑かつ高度の専門的知識を要する国税職員について、財政再建の緊急性、税務執行面における負担公平の確保並びに職員の年齢構成の特殊性等にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定員の増加に特段の配慮をすること。

つて、穂山君提出の附帯決議案は全会一致をもつた。ただいまの決議に対し、渡辺大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。渡辺大蔵大臣。

ただいまの決議に対し、渡辺大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意いたしたいと存じます。

○委員長(中村太郎君) 次に、昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十分散会

〔参照〕

所得税法の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八十七条第一項の改正規定の次に次の四改正規定を加える。

第八十九条第一項中「合計額」の下に「から特別控除額を控除した金額」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する特別控除額とは、居住者一人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を合計した金額（居住者の当該合計した金額を控除しない場合におけるその年分の所得税の額に相当する金額が当該合計した金額に満たない場合には、当該所得税の額に相当する金額）をいう。

一 居住者 一万二千円
二 居住者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 その控除対象配偶者又は扶養親族一人につき六千円

第九十条第一項中「次に掲げる金額の合計額」の下に「から第八十九条第三項（税率）に規定する特別控除額を控除した金額」を加え、同項第一号中「前条第一項の規定」の下に「（同項の規定については、同項中「合計額から特別控除額を控除した金額」を「合計額」とする。）」を加える。

第九十一条第一項中「当該課税総所得金額又は調整所得金額を「当該課税総所得金額に応じ別表第二に定める税額から第八十九条第三項に規定する特別控除額を控除した金額又は当該調整所得金額」に改め、同条第二項及び第三項中「定める税額」の下に「から同条第三項に規定する特別控除額を控除した金額」を加える。

第九十八条第一項第二号ロ中「前章第一節の規定」の下に「（第八十九条第一項（税率）の規定の適用については、同項中「合計額から特別控除額を控除した金額」を「合計額」とする。）」を加える。

第一百九十条の改正規定中「第一百九十条」の下に「中〔第一号に掲げる税額〕の下に「から第八十九条第三項（税率）に規定する特別控除額を控除した

税額」を加え、同条」を加える。

第六十六条第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中「年五千万円」とあるの

この修正の結果歳入減となる見込額 この修正の結果平年度約六千億円の歳入減となる見込みである。

あるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とは「五千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「、「七百万円」を「千万円」に改める。

第六十七条第二項第二号を次のように改める。
二 削除

第九十三条第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第一百四十三条第一項の改正規定を次のように改める。

第一百四十三条第一項を次のように改める。

第一項を次のように改める。

第六十六条第一項の改正規定を次のように改める。

第六十六条第一項を次のように改める。

第六条（各事業年度の所得に対する法人税の税率）、第九十九条（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）、第一百一十五条（合併の場合の清算所得に対する法人税の税率）及び第一百四十三条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定は「」を「の規定は、次項に定めるものを除き」に、「社団等を含む。以下この項において」を「社団等を含む。以下」に改める。

附則第三項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

3 新法第二十二条第五項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、な

税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、な

税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、な